

目 次

○第1号（9月4日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	4
日程第 2 会期の決定について	4
日程第 3 諸般の報告について	4
村長挨拶並びに提出議案の概要説明	5
日程第 4 一般質問について	8
◇小山久利君	8
◇波多野宏美君	17
◇高田清一君	26
◇清水健一君	41
◇松井保夫君	50
◇村上慎一君	64
散 会	76

○第2号（9月5日）

議事日程 第2号	77
本日の会議に付した事件	77
出席議員	78
欠席議員	78
説明のため出席した者	78
事務局職員出席者	78
開 議	79
日程第 1 一般質問について	79
◇早坂 通君	79

◇川田敏彦君	9 3
◇山口宗一君	1 0 3
日程第 2 議長の常任委員会委員辞任について	1 1 6
日程第 3 認定第 1 号 平成 2 8 年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定について	1 1 7
日程第 4 認定第 2 号 平成 2 8 年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	1 2 6
日程第 5 認定第 3 号 平成 2 8 年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	1 3 0
日程第 6 認定第 4 号 平成 2 8 年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	1 3 2
日程第 7 認定第 5 号 平成 2 8 年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について	1 3 6
日程第 8 認定第 6 号 平成 2 8 年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	1 3 8
日程第 9 認定第 7 号 平成 2 8 年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	1 4 1
日程第 1 0 認定第 8 号 平成 2 8 年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について	1 4 4
日程第 1 1 認定第 9 号 平成 2 8 年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について	1 4 7
日程第 1 2 認定第 1 0 号 平成 2 8 年度榛東村上水道事業会計歳入歳出決算の認定について	1 4 9
日程第 1 3 陳情について	1 5 5
散 会	1 5 5

○第 3 号（9 月 1 5 日）

議事日程 第 3 号	1 5 7
本日の会議に付した事件	1 5 8
出席議員	1 5 9
欠席議員	1 5 9
説明のため出席した者	1 5 9
事務局職員出席者	1 5 9

開 議	160
日程第 1 委員会議案審査報告（決算審査特別委員会委員長）	162
日程第 2 認定第 1 号 平成28年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定について	163
日程第 3 委員会議案審査報告（文教厚生常任委員会委員長）	164
日程第 4 認定第 2 号 平成28年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	165
日程第 5 委員会議案審査報告（文教厚生常任委員会委員長）	168
日程第 6 認定第 3 号 平成28年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	168
日程第 7 委員会議案審査報告（文教厚生常任委員会委員長）	169
日程第 8 認定第 4 号 平成28年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	169
日程第 9 委員会議案審査報告（文教厚生常任委員会委員長）	170
日程第10 認定第 5 号 平成28年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について	170
日程第11 委員会議案審査報告（総務産業建設常任委員会委員長）	171
日程第12 認定第 6 号 平成28年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	171
日程第13 委員会議案審査報告（総務産業建設常任委員会委員長）	172
日程第14 認定第 7 号 平成28年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	172
日程第15 委員会議案審査報告（文教厚生常任委員会委員長）	173
日程第16 認定第 8 号 平成28年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について	174
日程第17 委員会議案審査報告（総務産業建設常任委員会委員長）	174
日程第18 認定第 9 号 平成28年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について	175
日程第19 委員会議案審査報告（総務産業建設常任委員会委員長）	175
日程第20 認定第10号 平成28年度榛東村上水道事業会計歳入歳出決算の認定について	176
日程第21 議案第48号 平成29年度榛東村一般会計補正予算（第2号）について	176

日程第 2 2	議案第 4 9 号	平成 2 9 年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) について	1 7 8
日程第 2 3	議案第 5 0 号	平成 2 9 年度榛東村介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) について	1 8 4
日程第 2 4	議案第 5 1 号	平成 2 9 年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予 算 (第 2 号) について	1 8 5
日程第 2 5	議案第 5 2 号	平成 2 9 年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算 (第 1 号) について	1 8 7
日程第 2 6	議案第 5 3 号	平成 2 9 年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予 算 (第 1 号) について	1 8 8
日程第 2 7	議案第 5 4 号	平成 2 8 年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分に ついて	1 8 9
日程第 2 8	報告第 3 号	平成 2 8 年度決算に基づく榛東村の健全化判断比率 について	1 9 0
日程第 2 9	報告第 4 号	平成 2 8 年度決算に基づく榛東村の公営企業におけ る資金不足比率について	1 9 0
日程第 3 0	文教厚生常任委員会に付託中の閉会中の継続調査の件について委員 会の中間報告の件		1 9 2
日程第 3 1	総務産業建設常任委員会に付託の陳情第 5 号について		1 9 4
日程第 3 2	総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について		1 9 5
日程第 3 3	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について		1 9 5
日程第 3 4	議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について		1 9 5
日程第 3 5	議会運営委員会の閉会中の継続調査について		1 9 5
日程第 3 6	議員派遣について		1 9 5
日程の追加			1 9 5
追加日程第 1	議案第 5 5 号	屋外運動場改修工事請負契約の締結について	1 9 6
議長挨拶			1 9 7
閉 会			1 9 8

平成 2 9 年 第 3 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 1 号

9 月 4 日 (月)

平成29年第3回榛東村議会定例会会議録第1号

平成29年9月4日（月曜日）

議事日程 第1号

平成29年9月4日（月曜日）午前9時30分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 一般質問について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	波多野 宏美君	2番	善養寺 孝君
3番	蜂 巢 實君	4番	村 上 慎一君
5番	川 田 敏彦君	6番	小野関 治義君
7番	高 田 清一君	8番	清 水 健一君
9番	枡 井 保夫君	10番	小 山 久利君
11番	山 口 宗一君	12番	岸 昭勝君
13番	早 坂 通君	14番	南 千晴君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村 長	真 塩 卓君	副 村 長	倉 持 直美君
総 務 課 長	小 山 美子君	企 画 財 政 課 長	清 村 昌一君
税 務 課 長	岩 田 彦一君	住 民 生 活 課 長	山 本 正子君
健 康 保 険 課 長	安 田 睦君	産 業 振 興 課 長	青 木 繁君
建 設 課 長	久 保 田 邦 夫 君	上 下 水 道 課 長	清 水 義 美 君
会 計 課 長	清 水 喜 代 志 君	教 育 長	阿 佐 見 純 君
教 育 委 員 会 長	小 池 賢 一 君	代 表 監 査 委 員	岩 崎 唯 雄 君
事 務 局 長			

事務局職員出席者

事 務 局 長	岩 田 健 一	書 記	津 久 井 久 美
---------	---------	-----	-----------

◎開会・開議

午前9時30分開会・開議

○議長（南 千晴君） 皆さん、おはようございます。

平成29年第3回榛東村議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

先ほどは、ハワイアンバンド・ラウレアの皆さんによる南国ムード漂う演奏、そして、安田洋子さんによる情熱的なフラダンスをお楽しみいただきました。ありがとうございました。今後より一層のご活躍をお祈りいたします。

さて、8月24日の夏休みの最終日、第2回子ども議会がここ議場で開催されました。小学校の高学年と中学校から選出された子ども議員から村や議会に対し、さまざまな質問が行われました。子ども議員からの真つすぐで素直な意見は、執行部だけでなく、議会議員一人一人にもしっかりと伝わったことと思います。

さて、本定例会は、別名決算議会と言われ、前年度の一般会計を初め各特別会計の決算審査が主となる定例会でございます。議会が決定した予算が適切に執行されたかを審査するとともに、行政効果や経済効果を各資料により測定し、審査結果を翌年度以降の予算編成に反映させる意味もございます。地方自治法第2条の中で、地方公共団体は最小の経費で最大の効果を上げなければならないと明記されております。このことを念頭に私たち議員は、住民代表という立場で真摯に決算審査に臨みたいと思います。

また、本日と明日にかけ、通告による9名の議員による一般質問がございます。一般質問の目的と効果は、ただ単に執行機関の所信を明らかにするだけではございません。執行機関の政治姿勢を明確にし、事務執行、行政運営についてそれが適切に行われているか監視する機能、そしてその上で政策提案を行うことも一般質問の大きな目的でございます。

第3回定例会は、決算を審査することから例年会期が長くなりますが議員各位におかれましては円滑に議事が進行し、適正妥当な議決に達せられるようご理解、ご協力をお願いし、開会の挨拶といたします。よろしく願いいたします。

なお、本日は、大勢の傍聴の方々がおみえです。大変ありがとうございます。傍聴されます皆様にも申し上げますが、傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

ただいまから平成29年第3回榛東村議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

出席議員の確認を行います。

ただいまの出席議員は、14人です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

なお、村長以下説明のための管理職は、全員出席であります。また、本日は大変お忙しい中、岩崎唯雄代表監査委員が出席されております。岩崎代表監査委員におかれましては、お暑い中、連日決算審査に当たられ、大変お疲れさまでした。

直ちに手元に配付しました日程により会議を行います。

◇

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（南 千晴君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により議長において行います。

7番、高田清一議員、8番、清水健一議員を会議録署名議員に指名いたします。

◇

◎日程第2 会期決定について

○議長（南 千晴君） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

第3回定例会の会期については、本日4日から15日までの12日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日4日から15日までの12日間と決定いたしました。

◇

◎日程第3 諸般の報告について

○議長（南 千晴君） 日程第3、諸般の報告についてを議題といたします。

事務局長の説明を求めます。

事務局長。

○議会事務局長（岩田健一君） それでは、諸般の報告につきましてご説明申し上げます。

資料につきましては、お手元の配付の諸般の報告を参考にしてください。

まず初め、議案等の受理につきましてでございます。本定例会に伴い、議案8件、認定10件、報告2件を受理いたしております。

次に②例月出納検査の結果でございます。例月の関係につきましては、5月、6月、7月分でございます。

なお、昨年度の平成28年度の下期監査の結果についても追加で配付させていただきました。詳細につきましては、配付のとおりでございますので、後ほどご確認ください。

次に、③渋川広域組合の関係でございます。2件ございます。7月4日午前10時、広域組合大会議室におきまして議会運営委員会が開かれ、南議長が出席されました。内容的には、委員長の互選等でございます。

次、7月11日午前10時、渋川市勤労福祉センター大会議室におきまして、本年7月組合議会の臨時会が開催され、本村から南議長、山口議員、小山議員、3名が出席され、29年度の一般会計補正予算等について審査がなされました。

④群馬県町村議会議長会の関係でございます。7月29日午前11時から群馬県市町村会館におきまして理事会が行われ、本村南議長が出席されました。内容的には、本会役員の異動状況等についてでございます。

最後に⑤議員派遣結果の関係でございます。7月20日午後3時から吉岡町文化センターにおきまして、北群馬郡町村議会議長会議員研修会が行われ、本村全議員が出席されました。災害等における自衛隊の役割等についての講演がございました。

それから、8月9日午後1時30分、役場301会議室におきまして、新人議員を対象にした研修会が行われ、新人の議員6名が参加されました。一般質問、また28年度決算について研修を受けました。

最後、8月24日午後2時、議場におきまして子ども議会が開催され、全議員が出席されました。

以上でございます。

◇

◎村長挨拶並びに提出議案の概要説明

○議長（南 千晴君） ここで村長より挨拶並びに本定例会における提案理由の説明をしたい旨の申し出がありましたので、これを許可いたします。

村長。

〔村長 真塩 卓君登壇〕

○村長（真塩 卓君） 改めましておはようございます。

平成29年第3回の定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

議員各位におかれましては、ご多忙中ご出席を賜りまして、ここに榛東村議会第3回定例会が開会できますことに厚く御礼申し上げます。

先ほどは、議長の話にもありましたハワイアンミニコンサートがありました。これからの議会本当に楽しく、そして長いようであり、そしてその中でみんなで真剣に考える議会の一つになったのではないかなというように思っております。よろしく申し上げます。

また、本年は梅雨明けをした途端に気象庁が発表した翌日から天候不順が続いております。不安定な大気、台風の影響によりまして、大雨が各地に被害をもたらし、長雨と日照不足で農作物への影響が心配されているところでございます。

7月5日から集中豪雨によりまして、数十年に一度の記録的な豪雨と、それに見舞われました九州北部の福岡、大分両県でお亡くなりになりました方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

また、8月7日から8日にかけて台風5号が接近し、村では災害警戒本部を設置しましたがけれども、被害調査の結果、大きな被害もなくほっとしているところでございます。役場のほうでは災害発生時に対応できるように総務課職員を待機させ、ほかの職員全員に自宅待機を命じたところでございます。また、自衛隊と建設業協力会、そして社会福祉協議会等各種団体と連携いたしまして、災害

発生時に初期対応が迅速にできるよう警戒体制をとったところでございます。

また、前に戻りますけれども、6月18日には群馬県の消防学校におかれまして消防ポンプ操法競技大会が開催されました。村で初めての女性消防団員が出場いたしました。私自身もその活躍が目にとまりました。はつらつとして演技をしてもらいました。日々の訓練、あるいは各分団等の応援に、そして議会の皆様の応援に対して、慰労の念と感謝を申し上げたいというように思います。

8月24日には、議長の話ではございませんけれども、本村で2回目の子ども議会が開催され、小中学生の議員から村の取り組み体制の提案、あるいは現状把握等について真剣に質問をいただきました。質問して提案していただいた意見を一つでも村行政に反映できたらというように思います。第1回の去年の子ども議会のその内容についても、本当に子どもたちの真摯な言葉に対して提案に対して、今年度幾つかのものを採用させてもらったというような経緯がございます。子どもたち目線で考え、そして子どもたちが真剣にやっていることに対して我々も応えていきたいというように思っております。

そして、残念なことに8月29日火曜日でもございましたけれども、午前5時58分に北朝鮮の弾道ミサイルが発射されました。防災行政無線による情報伝達には村民の皆様も不安を覚えたことというふうに思います。さらに、昨日9月3日でもございますけれども、零時30分ごろですか、核実験、今のところ発表されているのが水爆というような発表がございます。このようなことが特に世界唯一の被爆国日本にとって許しがたい、そして今後においてこのようなことがないよう政府間同士、あるいは世界各国と手を結びながらこれについては相当な注意を払っていかなければならない、このように思っております。

そして、先ほど台風5号の関係を申し上げましたけれども、台風5号については、予期せぬ事態の対応に避難場所の指定や児童生徒の保護の問題等新たな課題が見つかりました。それらの対応として、まず児童生徒の対応としてJアラート、これは全国瞬時警報システム、その発令時の対応についての通知を早速幼稚園、小学校、中学校の保護者に配布をさせてもらったところでございます。児童生徒の保護のためにご協力をお願いを各戸配布、また榛東安全安心メールも発信したところでございますけれども、何と言っても家庭にいるとき、そして通学するとき、学校にいるときというようなところで子どもたちがいかに安心して避難させるか、特に登校時のときにそれは村民こそいつでも誰でもそのような通報があったときには、近くの家庭にすぐ避難させてもらおうと、そういうことで各戸にそのお願いを配布したところでございます。きょう傍聴席に区長さんおりますけれども、そういうことを何かにつけて区民の皆さんに連絡願えればありがたい、そして村の子どもたちみんなで安心できるような雰囲気を持っていてもらいたいというように思っております。

村政でございますけれども、第6次の榛東村総合計画が策定され、2年目に入りました。榛東村の将来像「子どもに夢を・みんなに福祉と安心を」と全施策共通目標の「心かよいあう思いやりのむらづくり」を掲げております。榛東村に生活し、生業を持って郷土を守り続けられる村づくりを進めてまいりたいというように思います。

今回の議題の中にいろいろなものが入っておりますけれども、ひとつお願いがございます。本年度も総務課のほうでは、皆さんご存じのとおりしんとうちゃん、ゆるキャラグランプリ2017にこのしんとうちゃんをエントリーしております。ぜひ投票をお願いしたいというように思います。今のところ苦戦をしているというような情報がございすけれども、みんなでこれから末永いしんとうちゃんにも順調にPRに努めていきたいというように考えておりますので、よろしく願いいたします。

そして、建設課関係でございすけれども、前年度に引き続きまして地籍調査事業、これ山子田の一部でございすけれども、施行されております。

特に教育委員会関係では、小学校5年生から中学校3年生までの子どもたちを対象にいたしまして、子どもたちが外国在住のネイティブスピーカー、言うなれば外国人講師とリアルタイムで会話するオンライン英会話の授業が導入されました。これについても私も見させてもらったんですけれども、子どもたち本当に躊躇なく実際の先生と話している姿を見て、本当にこういうことが必要だったんだな、これからもそういうことを続けていかなければならない、来年度以降の予算編成においてもそれらもまた考えていかなければならないなというように思ったところでございす。

そして、岩崎監査委員を初め監査委員さんにおかれましては、各会計の平成28年度決算について長時間にわたって審査をいただきました。この場をおかりいたしまして厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

本定例会におきましては、報告事項2件、平成29年度各会計補正予算6件、そのうち主なものを申し上げます。

一般会計は、歳入では普通交付税や子ども子育て支援整備交付金、前年度繰越金など歳出では財政調整基金、地域子育て支援事業関係、教育施設整備基金等を計上しております。

国民健康保険の特別会計については、歳入では繰越金、歳出では基金積立金を計上をさせてもらっているところでございす。

介護保険特別会計におきましては、歳入では地域支援事業支援交付金、繰越金は歳出では介護保険、介護予防、生活支援サービス事業費や介護給付費準備基金の積立金などでございす。

そのほかに上水道事業会計剰余金の処分と平成28年度の各会計決算の認定について10件をご提案申し上げます。

何といたってもこの北朝鮮の問題、あるいは子どもたちを守る問題、いろいろな問題について皆さんのご協力をお願いしなければなりません。皆さんのその協力によって子どもたちが安心して取り組める、そして安心して通学、そして学校で学べるという体制になるかと思っておりますので、本当に今回のことを期にして、各家庭、そして皆さん各位のご協力をお願いをしたいというように思います。

今回の定例会において慎重審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

◎日程第4 一般質問について

○議長（南 千晴君） 日程第4、一般質問についてを議題といたします。

一般質問は、会議規則第58条の規定により行います。

質問の順序は届け出順とし、質問時間は答弁を含め50分以内であります。

一般質問に先立ちまして、議員並びに答弁者をお願いいたします。質問は、通告制による50分の制約がございます。つきましては、質問者は質問内容を明確にし、また答弁者は的確でわかりやすい答弁をお願いいたします。

質問順位1番小山久利議員の質問を許可いたします。

10番小山久利議員。

〔10番 小山久利君登壇〕

○10番（小山久利君） 皆さん、おはようございます。

また本日はお忙しい中、大勢の皆様へ傍聴にお出かけいただきまして大変ご苦労さまでございます。

先ほど平成29年第3回定例会の開会に先立ちまして、ハワイアンバンド・ラウレアの皆様には、優雅な演奏、あわせて安田先生にはフラダンスのご披露をいただきまして、まことにありがとうございました。緊張する議場においていつときの安らぎのひとつをいただき、また花を添えていただきましたことに感謝申し上げます。今後もハワイアンバンド・ラウレアの皆様、あわせまして安田先生のご活躍を期待しております。

先ほど村長が申しましたが、榛東村の第6次計画は、「子どもに夢を・みんなに福祉と安心を」を将来像として28年度から平成37年までの10カ年計画でスタートいたしました。こんな中、本日の一般質問は、もう少し長期的な榛東村の歩み方、方向性を考えられたらと登壇させていただきました。以降自席にて質問をさせていただきます。

○議長（南 千晴君） 10番。

〔10番 小山久利君発言〕

○10番（小山久利君） まず通告のとおり県道南新井前橋線バイパス、通称上毛大橋延伸道路でございます。この計画等についてお尋ねいたします。

この計画については、多くの先輩議員が榛東村役場付近の上野幹線交差点までの早期完成を熱望しておられました。私もその一人として、過日県の平成29年第2回定例会、6月5日に地元高橋県議の一般質問を傍聴させていただきました。群馬県県土整備部長から答弁がありましたが、改めまして榛東村で把握する状況についてお聞かせいただきたいと思います。

まず現時点での高渋バイパス雛子交差点までの進捗状況についてお聞かせください。お願いします。

○議長（南 千晴君） 倉持副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） 小山議員の一般質問に答弁させていただきます。

県道南新井前橋線バイパスは、駒寄スマートインターチェンジへのアクセス道路として、また榛東村から吉岡町を經由し、前橋市の上武道路につながる地域の幹線道路として群馬県で事業を進めております。このうちスマートインターチェンジから東が本年3月に上武道路が全線開通と同時に上武道路までつながりました。一方、榛東村方面へのスマートインターチェンジから西側については、吉岡町陣場の県道高崎渋川線の旧道まで約1.1キロをバイパスの2期工区として、さらに榛東村新井の県道高崎渋川線バイパス交差点雛子交差点までの延長約0.9キロを3期工区として事業を進めております。

進捗状況であります。2期工区については、用地買収が面積ベースでおよそ約9割方進んでおり、このうち前橋市境の鹿島エレクトロから吉岡町陣場の旧県道まで延長約250メートルを渋川土木事務所で工事発注済みとなっております。工期は、平成29年7月24日から平成30年2月19日まででございます。また、3期工区につきましては、今年度用地買収に着手し、早期に工事着手ができるよう現在用地交渉を強力に進めておるところでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 10番。

〔10番 小山久利君発言〕

○10番（小山久利君） 次に、核心となるんですが、この雛子の交差点から西側、役場側への延伸計画についてどうなっているか、今現在わかる範囲で教えてください。

○議長（南 千晴君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○議長（南 千晴君） 小山議員のおっしゃるとおり先ほどことしの6月議会ですか、高橋県議のほうから質問が出たと、実は去年の12月に高橋県議もこの質問をする予定でございました。県のほうはそれについては、消えているという説明であるので、県議のほうに質問をすればそれはありませんという答えが一発で出てしまうと、そういうことで私のほうも県議のほうにお願いをして、これについては質問しないでくださいということをお願いをしたところでございます。

その後いろいろな面で調べたところ、雛子からこちらのほうへ来る道路はありませんでした。そんなはずはない、私のほうはそれからどこにしたらいいかどうかを検討をさせてもらい、そして防衛省、あるいは県のほうとも折衝させてもらい、急遽雛子からこちらのほうまで県道としてこれをやってもらえるということになり、急遽新年度予算に調査、設計費として1億円を計上を県のほうでしてもらいました。本当に今は安心しているところでございます。

これについては、8月29日から9月1日までその地権者とかそういう人たちを集めて今後県のほうでも新しい方式、これは住民の皆さんの意見、どういう方法がいいか、あるいはどういう極端に言えば線型がいいかどうか、これらについての意見を聞いてそれを最大限に生かした事業を進めていきたいと思います。県のほうでも初めてのやり方というように聞いております。これは地域ニーズ

を反映した公共事業の一つといたしまして、事前にアンケート、あるいは意見を聞いた上で事業を進めていくということで、あらかじめ行政側で計画案を今までは作成してそれを地元説明会と称して今までやってきたわけですが、それをアンケート方式によりまして地域の方々の意見を広く伺うということで進めております。今年度はそういうことで1億円の予算が県のほうでつきましたので、調査検討を今進めていると、これは完全にできるということで私も確信を持っているところでございます。

県道でなければはっきり言うとその区間、これは約2.5キロぐらいだと思うんですけども、カーブとかそういうのがございまして、40億円をくだらないのではないか、それを村で40億円を出してやるなんていうことは本当に村の情勢下によってできません。これを県道としてやってもらうことが知事以下賛成していただきましたので、決定しましたので、ここで改めてご報告を申し上げたいというように思います。

○議長（南 千晴君） 10番。

〔10番 小山久利君発言〕

○10番（小山久利君） ありがとうございます。ただいまの話ですと、総合しますと榛東村で希望する役場付近までの完成は、また大分先の話だと思います。高渋バイパスにも6本のアクセス道路が完成、あるいは今後予定されております。この延伸道路へのアクセスも検討していただければありがたいと思います。

次に、先ほど村長の話ですと、県道としてという事業で、県道南新井前橋線バイパス4期工区が完成したときには、現在使われております県道南新井前橋線は、村道として村に移管される可能性があると思います。村のほうでは今後どのように考えているのかお聞かせください。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 先ほども申し上げたとおり上毛大橋からの延伸道路については、県道でやってもらえるということが決定をしましたので、これは過日議長とも行ってきた関越自動車道のインターチェンジ促進同盟ですか、この中で県のほうからはっきり申し上げましたので、それについてはできると、そのでき上がったときとか、あるいはふだんからも県道とか地方道、村で言えば村道との整合性とかそういうものがいろいろ前からありました。そして、小さいところ今度はこの県道を県道としてやるから事業を終えたらこれを村道でとってくださいとかいろいろありました。しかし、私のほうではもう2年前からこういう問題については、そのときははっきり雛子から上というのがなんか確定されていないようなそういう状況の中で県道を村道にしてくださいとかいろいろなそういうものに対しては絶対話に乗れません、これをやるときにはでき上がって、あるいは村との全体的なことをやらなければ1カ所1カ所やっても意味がないということで今まで断ってきたんですけども、その一つの例としてこの上の上野幹線の道路ですか、これは榛東村地区だけが村道になっている、吉岡のほう、

あるいは旧箕郷のほうは県道です。こういうものでいいのかどうか、そういうことを含めて村全体のことを考えて県道と村道との割り振りをやりましょうということで、今やっております。

小山議員おっしゃるとおり実際それができ上がったりなんかしたときには、我々も議員の皆さんとも相談しながらも村で一番いい方法を考えた中で、それについては話し合いに応じるということで、今のところ県のほうでは私の一筆をもらいたいということですが、一筆なんてものやりません。全部ははっきりした中において村が納得するような方法でやらなければ私は村のためにならないということで、今県とも応酬をしているところでございます。そのときには皆さんのご協力をお願いをしたいということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 10番。

〔10番 小山久利君発言〕

○10番（小山久利君） ありがとうございます。県道南新井前橋バイパス4期工区の完成を少しでも早めていただけますよう関係機関との調整をよろしくお願いいたします。次の質問に移らせていただきます。

平成29年第1回定例会の全員協議会で、村長から国庫補助事業において国の会計実地検査を受けて、事業の実施内容に一部誤りが指摘され、国庫補助金の返還の可能性もあり得るとの報告がございました。この件につきまして議会も4月から第16期議会として新たなメンバーでスタートいたしております。時間も大分経過しておりますので、その内容についてもう一度説明をいただき、また現時点での状況についてお聞かせください。お願いします。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 詳しくは担当課長のほうから報告申し上げますけれども、前に全協等で話したとおりこれは小山議員おっしゃるとおりのことということでなく、懸念があるではなくはっきりと間違いです。はっきりしたこれは国のほうの会計検査院で指摘をされておるところでございます。やるべくしてやった、私はそう思っております。これについては詳しく担当課長から説明申し上げます。

○議長（南 千晴君） 青木産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 対象の事業について概要をお伝えしたいと思います。

平成25年度に総務省所管の地域経済循環創造事業交付金を活用して実証した榛東村エネルギー地域力循環創造事業は、村内の地域力の向上や経済循環を図り、その事業に要する費用の一部に村を通じて補助金を交付した事業でございます。

補助金を受けたのは上野原地内にある事業者で、閉店した店舗の改装やパン工場の整備、パンに加える乾燥フルーツや乾燥野菜を生産する低圧・減圧並行発行乾燥機の導入、原料の野菜やフルーツの生産者の直売所改修も含まれております。あわせて家庭などから廃棄される廃天ぷら油を精製し、代

替え燃料として再利用する廃油プラントも整備しました。

以上の事業を遂行するために要したパン製造の技術取得費用、事前調査費、商品開発等の経費なども加えた総事業費は4,845万5,000円で、その内訳は、事業主が65万5,000円、事業主が金融機関から受けた融資の1,500万円、村を通じて支出した国の地域経済循環創造事業交付金3,280万円となっております。

以上が事業の概要となっております。

○議長（南 千晴君） 清村企画財政課長。

〔企画財政課長 清村昌一君発言〕

○企画財政課長（清村昌一君） 会計検査の概要についてご説明します。

本年2月に会計検査院第一局総務検査官により行われました。2月6日から10日まで4名の調査官により実施されたものでございまして、群馬県及び本村を含みます県内15市町村が検査対象団体となりました。

検査対象事業につきましては、平成25年度から平成28年度に実施された総務省所管一般会計、内閣府、総務省及び財務省所管の交付税及び譲与税配付金特別会計、財務省所管財政融資資金、公営企業金融公庫資金にかかわるものでございました。本村における検査対象事案は71事案ございましたが、調査官から事前に検査項目が示されまして、3事案について2月7日に実地検査が行われました。3事案でございますけれども、地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金いわゆる地方創生交付金の地方創生先行型、それから地域消費喚起生活支援型、それと今産業振興課長が説明いたしました地域経済循環創造事業交付金の3事案でございます。

地方創生交付金につきましては、指摘事項等はございませんで、地域経済循環創造事業交付金につきましては、指摘事項、指示事項等がございまして、2月10日に再検査が群馬県庁において行われました。再検査におきまして指摘事項、指示事項等がございまして、その後追加資料等を提示をすることを求められたものでございます。2月10日、会計実地検査最終日に調査官のほうから講評という形で、速報というんでしょうか、そういったものが発表になりましたけれども、当該事業につきましては、証拠書類が不足しているもの、それから交付対象外経費と慮される経費が含まれているというような講評がございました。ここまでの件につきまして先ほど小山議員おっしゃられた3月定例村議会終了後の議会全員協議会において説明をさせていただいたものでございます。

その後でございますけれども、村におきまして書類の再点検を行った上で追加資料等を提出いたし、また会計検査院及び総務省からの電話、あるいは電子メール等による照会に対応してきております。6月末には私と産業振興課長ほか2名で会計検査院へ出向いたしまして、説明を行いました。7月27日に総務省から総務省としての対象経費の考え方に関する最終確認がございまして、7月31日付で村の見解を申し伝えました。事後本日までの間、総務省及び会計検査院からの連絡はないという状況でございます。

○議長（南 千晴君） 10番。

〔10番 小山久利君発言〕

○10番（小山久利君） 当時さまざまな目新しい事業が実施されていました。平成25年主要施策の成果説明書に書いてあるその中の一事業だと思います。なぜこのようなことになったのか、どう考えているのか教えてください。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） この平成25年度の地域経済循環創造事業交付金は、都道府県及び市町村が地域の金融機関等と連携しながら民間事業者等による事業化段階で必要となる助成を行う場合に国、総務省になりますが、総務省から都道府県または市町村に交付されるものです。今回のケースは、国庫支出金である交付金を榛東村が受けています。本村は、榛東村補助金等交付規則及び当該規則に基づく交付要綱を定めるところにより事業者に対し、榛東村エネルギー地域向上力経済循環創造事業費補助金を交付したものです。補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律これに基づく政省令及び地域経済循環創造事業費補助金交付要綱に交付対象となる経費や事務手続が規定されており、これに即した形で村の交付要綱として、榛東村エネルギー地域向上力経済循環創造事業費補助金要綱を定めました。

今回の会計実地検査は、会計経理や予算、法律、政令等に従って適正に処理されているかという観点から、基本的な会計経理について行われましたが、指摘された事項が2点ございました。1点目は、支出の根拠となる領収書等がないもの、2点目は、交付対象となる経費以外の経費が含まれていたことです。これらにつきましては、平成25年度末に事業者から村へ提出された実績報告書、所要の添付書類の確認を十分に行わなかったことに起因しております。

1点目の根拠となる領収書等が不足していることに気がつかなかったことは、事務の遺漏と言わざるを得ないものと思慮されます。また、2点目の交付対象、交付対象外の経費の振り分けは、総務省の判断を仰ぎながら行ったと聞いておりますが、結果的に不完全なものでした。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 10番。

〔10番 小山久利君発言〕

○10番（小山久利君） 先ほどの説明を伺いますと、事務の不手際からということで、まだ企画財政課長の話ですと、補助金の返還等は発生はしていないらしいんですが、今後補助金の返還等が確定いたしましたらどのような対応を村としてとるのか、お聞かせください。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 補助金の返還のことが決まればこれは何といたっても返さなければなりません。

村としてこれは絶対返さなければいけないこととございます。先ほど青木課長のほうから話がありましたけれども、法令とかそういうのに準拠していろいろな事業を進めていくと、総務省のほうの考え方云々でやったと言っておりますけれども、もともと法令があるわけですから、法令に従った誰でもわかる、こんなことやってはいけない、こういうことを書いてあるわけですから、総務省とすればそういうものを踏まえた中で地域の活性化のためにやってくださいということを指示したということとございます。

これ言い過ぎかもしれませんが、どんなことしたって接待とかそういうものに使っていいなんてということはありません。そういうこともやってしまった、これは事務の問題でなく、村の問題、私は実際考えております。

これらについては何とも言えません。国が求めれば、求めればというのは違うと示されればそれを返さざるを得ない、そして私の考えでは返したときには今度は求償権をその人に与える、それを返してもらうということを考えております。これをしなければこれは村の村政はひどくなりますので、それはやりたいと、この内容については、小山議員聞いておりませんが、今回のこの問題については、事情聴取を設けました。急に村内の誰かを呼んできて平気でそれを混乱させて事情聴取をさせない、そんなことでもいいんでしょうか。それに怒りを私は感じております。事情聴取でちゃんと話すればいいんです。それもさせない状況がありました。聞いてないんですけれども、私の怒り、村民の1人の怒りとして聞いてください。

以上です。

○議長（南 千晴君） 10番。

〔10番 小山久利君発言〕

○10番（小山久利君） 今後このような事態が発生しないよう職員にはご指導のほうよろしく願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。

伝統芸能の継承について質問させていただきます。

昨年子ども議会でも取り上げられました。村内には県指定が一つ、また村指定の無形民俗文化財が7団体、計8団体あるそうです。どの団体も何百年もの長きにわたり継承され、地域の活性化に役立ってきたものだと思います。昨年の8月、中学生からの質問だったと思いますが、子ども議会の中で伝統芸能の継承について教育委員会からの答弁がございました。その後どのような対応を講じていただけましたか、お聞かせください。

○議長（南 千晴君） 小池教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 小山議員さんからの子ども議会に関する内容でご質問いただきましたことに対してお答えいたします。

昨年度の子ども議会子ども議員さんからの質問に対してご説明申し上げましたが、今年度中に本村の伝統文化にかかわる小冊子を作成いたしまして、小中学生にこれから配布する予定です。内容につきましては、伝統文化に携わる地域の方の姿を紹介するものであり、児童生徒が村の伝統文化を知るとともに、興味関心を持ってもらえる内容にしていきたいと思っております。

また、昨年度に引き続き今年度も小学校で伝統文化教室を開催し、全校児童が観賞する予定です。出演団体や日程についてはこれから調整をしますが、児童が自分の校区に伝わる伝統文化を知るよい機会になるように計画をしてみたいと思います。

以上です。

○議長（南 千晴君） 阿佐見教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 伝統文化の継承ということで私のほうから補足の説明をさせていただきます。

今年度早々常将神社の太々神楽の代表の方が相談に参りました。ここの団体だけではないんですけども、こういう無形文化財の継承というのは、その団体が高齢化をしているということで、これを何とかしたいという願いのもとでおいでくださいました。一つの方法として映像に残してこれを次の世に伝えていくということもできるのではないかと、ただその団体にはそういう映像を撮ってDVDにおとすなどの予算はついてないということで、一つの方法として、学校の職員の中でそういうことにたけている者がおるんですから、それを例えば練習の風景であるとか、当日の発表をいろいろな角度から撮っておいてそれを録画し編集し、DVD等に保存することは可能ということで、そういう方法であればということで、そのたけている教員には依頼は済んでおります。

ただこの問題については、常将神社の太々神楽だけではないということで、ほかの団体もこういう要望はあるんだろうというふうには考えております。そうすると、そのほかの団体に対してもそれが可能なんですけれども、今後団体との話や要望をお聞きしながら対応していきたいと、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 10番。

〔10番 小山久利君発言〕

○10番（小山久利君） 現在各団体では村の文化協会に所属しております。地元のお祭り以外では交代で文化祭のときに披露していただいているのが現実です。どこの団体でも後継者不足ということで頭を痛めているのが現状のようです。そこで、会の運営など情報交換できる横のつながりが持てるような協議会の発足を考えていただけないでしょうか、お聞かせください。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 先ほど小山議員さんから文化財の団体、村の中に7団体、あとは県の指定の団体としては1団体という話でしたが、具体的には榛東村指定の重要無形文化財として大宮神社の獅子舞、常将神社太々神楽、新井八幡宮太々神楽、南新井獅子舞、聖宮神社太々神楽、下の前地蔵祭り、宿稻荷神社獅子舞の保存会の7団体、また、県指定重要無形文化財では、広馬場13区地蔵神輿の保存会の団体があります。

今までそれぞれの保存会に横のつながりは大変少なく、お互いの情報交換を行う機会等はございましたが、保存会の方から伝統文化の保存や継承につままして行っている実践や工夫について情報交換をする会をぜひ開催してほしいという話はこちらの担当者も伺っておりますので、今年度中に開催をしたいと思っております。開催日につきましては、各団体と調整を進めたいと思っております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 10番。

〔10番 小山久利君発言〕

○10番（小山久利君） 非常に前向きな取り組みありがとうございます。

民俗文化財の伝承に必要なお囃子の道具、また衣装、お面や獅子舞の獅子頭の修理、これには保存してだけでも高額な費用が必要だと聞いております。昔は地元の名主さんや寄附金などで運営していたらしいですが、現在は景気も低迷し、厳しい状況でございます。後継者の育成も大切なのですが、用具の修理、保存も大切な重要な問題だと思います。村として何か手だてができればありがたいと思いますが、お聞かせください。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 先月のこととなりますけれども、大宮神社獅子舞保存会の方が村役場を訪問していただきまして、太鼓の手入れをしていたところ、胴の内側に安政6年と今から158年前の幕末期の年号が記載されていたという報告がありました。実物を見せていただきましたが、簡素ながら丁寧な手仕事でつくられておりました。手入れをしながら長きにわたって大切に使用し続けられてきたんだろうと先人たちの伝統文化に対する思いが伝わってくるようでした。

村では、伝統文化を継承していくために村指定である7団体への補助金の交付、また県や民間の助成金や補助金の紹介など支援を現在も行っております。例えば村の補助金ということで申し上げますと、榛東村重要無形民俗文化財補助金、これは村指定の7団体を対象としておりますが、毎年予算化しております。また、今年度から榛東村文化財補助事業費補助金を予算化しております。また、県の補助金としましては、群馬のふるさと伝統文化支援事業補助金がございます。また、今年度民間の助成金補助金につきましては、三菱UFJ信託地域文化財団体助成事業に大宮神社獅子舞保存会の方が希望しまして、助成が決定したということになっております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 10番。

〔10番 小山久利君発言〕

○10番（小山久利君） まことにありがとうございます。国でも人づくり政策を推し進めている模様です。何百年にもわたり引き継がれてきているのは、子どもからお年寄りまで一緒に話ができたり、稽古ができるからこそ伝わってきたものだと思います。ときの世の世相で戦や飢饉、震災や大火など祭りができないときでも何世代もの方々が携わってきたから継承できたのかと思います。また、地域のことを知り、ボランティア精神の育成にももってこいの事業だと考えております。村でも温かくしっかり見守っていただければと思います。今後ともよろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（南 千晴君） 以上で10番小山久利議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。再開を10時45分といたします。

午前10時28分休憩

午前10時45分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

続いて、質問順位2番波多野宏美議員の一般質問を許可いたします。

1番波多野宏美議員。

〔1番 波多野宏美君登壇〕

○1番（波多野宏美君） 皆様方改めましてこんにちは。

このたび初の新人議員としまして初当選させていただきました。私も以前は30年間高等学校のほうで教育に携わってきたわけなんです、その前も5年間は県の行政、教育委員会のほうに財政的なものを含めまして仕事をさせていただきました。いろいろな自分としてはざっくばらんに申し上げまして出身も北海道であります。その地から今まで50数年間生きてきてこの行政に携わると、非常に大事な榛東村の行政に携わることになりました。自分としては、本当にスポーツ人で生きてきた人間として非常に数々の違った分野での職につくことになりました。今までのことを自分なりに考えまして、この経験を行政にまたぶつけていきたいというふうに思っております。

大事な村の行政を担えるようにやっていきたい、特に教育に携わってきたわけですから、自分は今回初当選させていただいたこの経験を行政にぶつけさせていただきたいというふうに思っております。何とぞまた村民の皆さんの期待に応えられるよう今後精進してまいりたいと思います。

それでは、この後自席に戻りまして質問にかえさせていただきます。

〔1番 波多野宏美君発言〕

○議長（南 千晴君） 1番。

○1番（波多野宏美君） それでは、早速私のほうから全てきょうは教育委員会さんのほうに質問を

させていただきたいというふうに思っております。

まず1つ目につきましては、教員の部活動での外部指導者制度の導入についてお聞きしたいかというふうに思っております。これにつきましては、文科省のほうで6月22日にも新聞発表で所管する公立学校の運動部の活動で休養日の基準があるかを尋ねてきたわけです。これについて榛東村のほうでどう今対応しているのかお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（南 千晴君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 波多野議員の質問にお答えしたいと思います。

まずこの6月22日の新聞発表の件でございますけれども、これは教員の業務負担等の問題について文科省とスポーツ庁が特にその中にその運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインの作成検討会議とこれを第1回立ち上げたということでございます。その中の検討内容の1項目めに練習時間、休養日の設定等とこれが第1回ということですので、今後これがさらに検討が深まるということを考えてときに国の動向をまず見ていきたいとそういうふうに思っています。

そこで、休養日のことについて現状群馬県では、中学校長会とそれから中体連——中学校体育連盟が申し合わせ事項というのを定めております。それは昨年度末の3月の段階で出ておりますけれども、休養日については1週間のうち1日以上設けるという取り決めがございます。それについては榛東中学校も基本的にそれを遵守しているとそういう状況ですが、ただ中体連の新人戦であるとか、春の大会、それから夏の大会、駅伝等もございますので、土日に実施をするということも当然あるわけです。それについては月曜日を休部するとそういう対応をとっております。

それ以外にも長期休業については、例えば子どもたちにとっての学校外の活動であるとか、家庭の生活等も考慮して、土日は休養とすることが望ましいと、望ましいということですので、必ずしもそういう事情は許されないこともあると、部活動というのは大事な活動ですので、そういうふうにあると、あと榛東村教育委員会では夏休みを中心とした期間、行事なしの期間というのを設けてこれは学校を完全に閉めてしまうと、今までは日直を置いておりましたけれども、日直も廃止をして学校を閉めると、そうすることによって部活動を休ませることができる、それから先生方も直接関係ありませんけれども、多忙化の対象の一つの方策にはなるということで、実施をしています。これは早い段階、前橋がやっていたけれども、その2年後ぐらいには榛東も取り組んでいると、ことは全県的に広がっているわけですが、そういうふうな対応をとっても一応学校が閉めてあつて教育委員会を窓口にして、何かがあったら各校に連絡ということで、今まで緊急的に何かがあったということはありません。これは参考に言わせていただきました。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 波多野宏美君発言〕

○1番（波多野宏美君） 私自身もこの部活動につきまして30数年やってきたわけなんです、やはり今のこの時代この時期に教員さんがいろいろな部活動を持っている方が多いんですが、これはざっくりばらんに申し上げまして、休みを持たなければならないんでしょうけれども、子どもたちは休みません。実際いろいろな私も以前に行政にいたときには、国体の種目の強化担当に携わっていたわけなんです、30競技あった中でやがて群馬県にまた11年後国体が来るわけです。そういったときに土日休んで本当に競技が上達するののかという問題ございます。

ですから、その辺はやはり私も思うことは、当然こういう文科省での規定は規定としてわかるんですが、何とぞ外部コーチ制を強くしいていただいて、やはり教員の方は休ませてもいいんですが、けが等の問題もございますので、その辺をしっかりと対策をして、そして指導者配置を、子どもらも当然休む時間も必要です。しかし、技術というのは、今や日本国というのは、卓球の14歳でメダリストになる、また水泳競技、そういったいろいろなまたこの榛東村にもそういった世界ジュニアで頑張るといような方もおられます。ですから、私がかねがね桐生の地で高等学校で運動部を強化してきた人間ですが、この榛東村においても最近私も小学生をちょっと携わる時期がありまして、非常に優秀な子が多いです、この村。そして、外部指導者を十分に活用させていただければどんどん子どもたちは伸びると思います。ですからその辺も教育委員会さん工夫していただいて、外部指導者のリストアップをしていただいて、そして養成をしていくということをお願いできればというふうに思います。

次に、2つ目の質問事項にかえさせていただきます。

教員の長時間勤務時間の解消についてと、これにつきましても文科省によると公立中教員の土日の部活動、クラブ活動時間がここ10年で急増しているが、これはこの前の重複しているんですが、長時間の勤務解消についてはまた教育委員さんのほうはどういうふうにお考えなんですか、お聞きしたいと思います。

○議長（南 千晴君） 小池教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 先ほどの質問の内容でございますけれども、教育長のほうからも申し上げましたとおり、榛東中学校の部活動につきましては、基本的に群馬県の申し合わせ事項を遵守して行われております。申し合わせ事項では、部活動の時間は平日の放課後で2時間程度、休日に練習を行う場合は半日程度というふうになっております。大会が目前に迫っている場合などは、保護者の方のご理解をいただいて練習時間を変更する場合がございますが、それも慢性的なものではございません。

先ほど新聞報道で部活動の時間が10年前の中学校の部活動の時間と比較して急増しているという報道がございました。その調査そのものが抽出調査ですので、榛東中が抽出校になっておりませんし、一部のデータではございますが、榛東中学校の10年前の部活動時間の記録というものがございませんので、ちょっとそこに関しては比較は申し上げられないのですが、現在の部活動がこの群馬県の申し

合わせ事項にのっとって実施している状況ですので、今回の報道のように榛東中学校の部活動が大変ふえているという状況ではないというふうに考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1 番。

〔1 番 波多野宏美君発言〕

○1 番（波多野宏美君） この辺の長時間勤務につきましても、やはり今のこの時代の中でいろいろな過労とかそういった教員の厳しい特にこういう病魔に冒されてしまうような精神的な関係ですか、非常に難しい時代になってきたのかなというふうに思いますが、我を顧みれば私も30数年やってきた中に非常に苦しいと思ったことはあります。しかし、それを思っていたら子どもたちが強くなるというふうに思いましたので、いろいろな面でサポートいただきながらやってきました。

そういった中にやはり今も私も経験の中、で実はこの榛東村にも教え子は数多くおります。そういった子たちがいまだに声をかけてくれて、先生頑張っているかいというようなことで言うこともよくあります。そういった中にやはり私は今後先ほども同じことを言っておるわけですが、どうかひとつサポート役というのもつけて、なかなか確かに少子高齢化でいろいろな難しさはあります、現場のほうでも。しかしそういうふうな形でサポートをつけていくような形で何かひとつ対策を練っていただければなというふうに思います。

次に、3つ目の質問に入りたいと思います。

3つ目は、図書館の整備、蔵書の貸し出しサービスについてということになります。これは図書館の整備は、これは私も先日文教委委員会のほうで下見をさせてもらったとおり、以前からも存じ上げております。今の中央公民館を中心に榛東中学さん、そして各2つの小学校さんにも図書室というのを設けております。しかし、これにつきましてはやはり老朽化されて中央公民館のほうも、私もちょうど孫が3人おりますので、前橋の元気21のほうにあるすばらしい幼児施設を使った図書室、または県立文書館とかいろいろな形での蔵書を見て歩くこともありました。そういった中にぜひ今後整備するための今まだ決定はしていないというふうにお聞きしております。どういうふうにお考えなのか、まずは村民の皆さん方も関心を持っております。お聞かせいただければと思います。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 中央コミュニティセンターの移設につきましては、社会教育施設建設委員会を開催して、有識者や利用者の意見要望を踏まえて、施設の規模や機能について検討を進めているところです。

先日の子ども議会で静かな学習スペースをつくってほしいという意見が子ども議員さんから出ておまして、図書スペースのあり方とあわせて今後検討してまいりたいというふうに思っております。

お尋ねの蔵書の貸し出しについてですが、現在の状況についてご説明いたします。

中央公民館の図書室では、今置いてある蔵書の貸し出しだけではなくて、蔵書にない本については、相互貸借というシステムによって県内の図書館から本を取り寄せて村民に貸し出しを実施しております。これは無料でございます。また、昨年榛東村と前橋市で相互利用協定を結び、前橋市立図書館を村民が利用できるようになりました。ほかにも高崎市、渋川市、吉岡町の図書館については、以前から榛東村民の利用は可能です。このような状況を踏まえて、今後中央コミュニティセンターの図書スペースというもののあり方というのがどうあるべきなのかということを検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 波多野宏美君発言〕

○1番（波多野宏美君） 私がいろいろな形でこの中央公民館なり出向いていろいろな書を見る中で、一つお願いがあります。できれば今各市町村で特に新聞でも発表されておりますけれども、尾島町さんであればあそこは飛行場、中島飛行場というかそういったものを創設した人のものがコーナーとして設けたり、また藪塚さんでもヘビセンターですか、そういった土地のものを中心的に掲示したり、または新田町さんでの新田義貞についての歴史をひもといたり、ですから榛東村で私はたまたまうちの義理、女房のお父さんに当たりますが、教育委員会さんご存じかと思いますが、富士見峠があります。その名付け親でもあります。そういったものの歴史があったり、また自衛隊がありますが、そこでの昔の細かい部分まで私はまだ認識しておりませんが、ジラード事件とかそういったものをやはり後世に受け継ぐためにやはりこういった榛東村での歴史、先ほど小山議員さんのほうの伝統芸能といったいろいろな形で榛東村にはすばらしいそういったものも残っております。これをどうですか、新しい図書館を整備するときに榛東村のコーナーをやはり設けて、子どもたちに数多く、また村民の皆さんにわかっていただく、特に榛東村でも新しく新宅として土地を求めて住居している方も多いです。そういったことでひとつこういったコーナーを設けられるといいかなと私は思っております。ぜひその辺も検討していただければというふうに思います。

次に、4つ目の質問にかえさせていただきます。

教育無償化についてお尋ねしたいかと思えます。

これにつきましては、やはり政府のほうで安倍総理大臣が6月24日に新たに掲げた人材育成への投資に関する人づくり革命の実現に向け、教育の無償化を柱とした教育方針を年内に作成する意向を固めたと、今後についてはこれはやはり高等学校、そして大学、そういったところに及んできている問題ですけれども、当然小中学校でも既に教育委員会さんのほうでこれは榛東村だけではなくて、対策は講じてはあるんですけれども、今後の考え方としてどういうふうになるかお尋ねしたいと思います。

○議長（南 千晴君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） お答えします。

国のほうで無償化とこれについては6月に総理のほうで人づくり改革ということで打ち出しておりますが、私の理解では、これは国は高等教育ということで、大学とか専門学校をまずに視野に入れている状況で国は考えていると、ただニュース等を見ていると、財源がどうするんだということで非常に今問題になっていると、大学出て働いて返すとかいろいろな方法は出ているようではございますけれども、国の動向をこれはしっかり見ていくと、それをまず最初に基本としたいと、義務教育ですから憲法の20何条かに義務教育をこれを無償とすると、こういうことがしっかり打ち出されております。それから、教育基本法については、義務教育については、授業料を徴収しないというふうに記載しています。ただ教科書も無償と、昔はお金を払っていた時代もありましたが、教科書は無償と、ただ教材であるとか、それから例えば体育着であるとか、子どもたちが義務教育、小中学校でいろいろなものが必要になりますよね。これについては無償化したらこれは大変なことになるだろうと、物すごい予算がかかると、ですからこれも国の動向を見て考えていきたいということでございます。

その辺で貧困の問題もあるので、各家庭が特に中学校のときは非常にお金がかかるとかいろいろな話聞きますので、これは国のほうからおりてくる問題かということで、榛東村教育委員会だけの問題ではないと思うんですけれども、ちょっと補足のほうを事務局長のほうからさせます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） ただいま教育長が申し上げたとおり義務教育そのものの無償となっておりますが、各家庭の教材費の負担等は確かにございます。ただ榛東村につきましては、村長さん初め議会の皆様のご協力をいただいて、さまざまな家庭の負担軽減を図るための手厚い支援をいただいております。具体的なものを申し上げますと、給食費の10%程度の軽減であったり、給食費第3子以降の無料化、あと保育費の第3子以降の無料化、またぐんぐんスクールの実施も貧困対策の側面がございます。また、CRT学力検査、QU検査、卒業アルバム代、文集代などの補助、また就学援助費の支給、特別支援学校就学援助費、特別支援教育就学奨励費、また中学校の部活動関東大会等出場費などなどさまざまな手厚い支援をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午前11時12分休憩

午前11時13分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開します。

1番。

〔1番 波多野宏美君発言〕

○1番（波多野宏美君） 今の教育長さん、そして局長さんのほうからお話がありました、この辺につきましてはやはり先日の第2回でも質問がありましたように、給食費の関係とかそういった、これはほかの市町村で取り組みがなされているようですけれども、今後その辺のまた新たに私のほうからお聞きしたいのは、その給食費とかそういった教育の無償化もそうですが、どうなんでしょう。この辺も関心が村民が深いのでお聞きしたいと思います。

○議長（南 千晴君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 義務教育というふうに理解させていただきたいと思うんですけども、給食費の無料化については、前回村長のほうから答弁があったとおりと、財源確保が非常に大変であるというふうなことがまず第1点目であろうというふうに考えております。それにかわるものとしてくどいようだけれども、一つの非常に経済的に恵まれない家庭については、現状いろいろな支援をさせていただいていると、そういう状況ですので全く考えないわけではございませんが、これは村長ともいろいろ検討を重ねながら考えている大きな問題になりますので、そんな対応を今考えているところでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 波多野宏美君発言〕

○1番（波多野宏美君） 本当にこの教育無償化につきましては、私も自分で現場を経験してきましたかかわるところはかかわりますし、財源というのは決まっていますので、その辺は今お答えいただいたとおりかとは思いますが、その辺をやはり少子高齢化もあるんですが、できるだけ対策をしていただくということでお願いできればというふうに思います。

次に、私としては最後の質問にかえさせていただきます。

今後の体育・スポーツのあり方についてということであります。これにつきましては、東京オリンピックまであと3年というところで、体育・スポーツの熱がますます国民的に上がっていくわけです。そういった中で、この本村では今後イベントを含めてどういった学校教育を通じて、また村民の皆さん方にどういうふうに親しまれていくのかなというようなこれもやはり企画立案というのは大事ですから、またイベントを呼び込むと、いろいろな形であると思います。お考えをお尋ねしたいかと思えます。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 村内施設の体育施設の利用についてなんです、まずは村民の利用を第一に考えつつ村外者の理由も調整しながら受け入れているという状況でございます。村民が生涯を通じてさまざまなスポーツ活動に親しめるような環境づくりを進めているところで。

村内施設の利用に当たりましては、体育施設調整会議を年間2回開催いたしまして、各種スポーツ団体これは体育協会やスポーツ少年団、また榛東中の部活動、あとは各種愛好団体などにご参加いただきまして、それぞれの団体が年間を通じて見通しを持って活動ができるようにしているところです。村外からもさまざまな利用申請がございます。スポーツの利用申請多いんですが、例えばスポーツ以外の場合でございますと、今年度は吹奏楽のマーチングで全国的に有名な神奈川県立湘南台高校の吹奏楽部が今年度11月5日曜日に榛東アリーナで練習を行いたいという連絡が来ておりまして、通し練習の様子を公開してもらえるとということになっております。全国トップクラスのすばらしい演奏や演技を直接見ることのできる貴重な機会ですので、村内小中学生に紹介したいと考えております。

このように県外からも本村施設の情報を得て利用申請をしている状況ですので、村内の施設のよさ、すばらしさというのは県外にも伝わっているというふうに捉えております。

スポーツでもそうですし、今回のこの吹奏楽のものもそうなんだけれども、施設を利用するそういう団体のよさ、これを村民の方にも知っていただけるというところでも施設の有効利用というところはあるかなというふうに考えております。

今後も村民の利用に大きな影響が出ないように調整をしながら村外者の利用を受け入れていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 波多野議員は陸上界では非常にすばらしい経歴をお持ちということで、オリンピック2020年開催に向けてその熱い思いは私も非常によく理解できるところでございます。私たちは、9年という義務教育の子どもたちを預かっているところでございますので、小学校であるとか中学校であるとか、そこで子どもたちの運動とかスポーツをどうすべきかということは考えております。やはり今運動については体力もそうですけれども、子どもたち二極化ということで、非常に運動を好む子とやはり遠慮する子というふうに分かれている二極化の問題があると、それからある特定の部分の体力とか能力が落ちているということは、いろいろ新聞等でも報道されるわけですが、やはり私は小学校、中学校は教科の体育をまず充実すべきでいろいろな運動経験をさせることが大事と、それから中学校の部活動についてもやはりそれを充実していくことが大事であると、その中で部活動については当然技術の向上ということはあると、子どもたちは勝たないとつまらないという部分もあるのは当然でございますが、この中学3年間の多感な子どもたちがこの時期に育てなければならぬ資質、能力というのがないと、それは例えば個性を伸ばすとか、自主性であるとか、責任感や連帯感等々といういろいろあるわけで、そこも大事にしなければならぬということで、非常に部活動はそこで現実的にはいろいろな問題が出てくると、現に中学校、榛東中学校もそういう問題はあつた、ないとは言いません。そういう難しい状況なんですけれども、その辺も今後しっかり子どもたちを見

ていろいろな体力であるとか、興味関心いろいろ調べながら学校とよく相談、指示をしながら取り組んでいきたいと、確かに私も榛東村に赴任してこの村はスポーツというのは非常にいろいろな持っていて盛んなところだなど、施設も十分にあると、そういう面も十分に今後活用していきたいと考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 波多野宏美君発言〕

○1番（波多野宏美君） いろいろな教育長、局長のほうからお答えいただいたわけです。私はいろいろな形で自分も高等学校の教科を携わった1人として、全国に飛び回りました。そういった中に当然施設、これはもうしっかり充実したものでなければやはり人間は寄ってきません。しかし、この榛東村におきましては、今教育長がおっしゃったように施設はもう申し分ないというふうに自分も思っております。ですからこそあとは、では外から人が入ってきて合宿なり、またそういう親善試合、研修含めたものを実施するに当たって宿泊所がないんです、ここの榛東村というのは。この辺がお隣の伊香保温泉さんを使うとかいろいろなのがありますが、それだとやはり村に還元されません。ですから、そういった対策も必要かなと、その辺できれば教育長さんどうお考えですか。お聞きしたいと思うんですが。

○議長（南 千晴君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 確かに波多野議員がおっしゃるように来たときに泊まる場所がないと、1軒民宿的なところございますけれども、とてもではない収容できないと、いろいろな合宿でも使っていると、ただこの問題については、申しわけございませんが、教育委員会がよしこれやるぞというわけにいかないということで、ふるさと活性化という委員会等もございますので、そちらのほうでも担当課長も聞いていると思いますので、進めているところかなと、以上でございます。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 波多野宏美君発言〕

○1番（波多野宏美君） 突拍子もなくそういった違った分での質問して申しわけないんですが、ぜひともその辺を榛東村でいろいろな施設使ってみたいというふうに私も中学校さんなり、高等学校さんなりの人脈を持ってまして、どうなんですかとお聞きする面がありまして、なかなかその辺の分についてはお答えしづらい部分があるわけなんです、何とぞその辺は村長さんを初めやはりこういったいい環境でもあるので、ぜひお願いしたいなど、対策をお願いしたいなどというふうに思います。

私の以上で質問5項目につきましてこれで終わりにさせていただきます。何とぞふなれな部分も多かったんですが、教育委員会さんには私の意思が伝わったかどうかわかりませんが、今後ともまたいろいろな形で質問させていただきますので、よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長（南 千晴君） 以上で1番波多野議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。再開を1時とします。

午前11時26分休憩

午後1時再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開します。

午後も大勢の傍聴の方々がお見えです。大変ありがとうございます。

傍聴されます皆様に申し上げますが、傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

それでは、午前に引き続き一般質問を行います。

質問順位3番高田清一議員の一般質問を許可いたします。

7番高田清一議員。

〔7番 高田清一君登壇〕

○7番（高田清一君） こんにちは。改めてご挨拶申し上げます。7番高田清一でございます。

本日はお忙しい中、多くの方の傍聴、大変ご苦労さまでございます。

先ほど、午前中、村長からのお話にもありましたように、今、北九州、また秋田を初め、記録的短時間大雨による大きな被害が発生しております。現在も台風や集中豪雨の被害が全国各地で頻発している状況でございます。幸いにして、当村においては大きな被害も発生しておらず、改めて当地域は恵まれていると感じているところでございます。また渋川、前橋、高崎の夜景が眺望できるすばらしい環境や、3市のベッドタウンとしての条件も兼ね備えている優位性、このような他地区にはない恵まれた条件を生かし、村の活性化に向け取り組んでいかねばと改めて痛感しているところでございます。

住みよい元気のあるむらづくりを目指し、今までの慣例にとらわれることなく、予算も厳しい中、みんなで知恵を出し合い、対応していくことが大事と思います。

本日は、村の活性化及び規制緩和、費用削減に向けての提案、また地域住民の切なる思いを届けるべく質問を行いたいと思います。

以降、自席に戻り質問を続けさせていただきます。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） まず、2項道路について質問をいたします。

2項道路とはということで、私もなかなか耳なれない言葉だったので、少し私なりに勉強してみました。2項道路とは、建築基準法第42条第2項の規定により、昭和25年11月23日現在において、建物が立ち並んでいる幅員4メートル未満の道路で、特定行政庁の指定した道路とあります。また2項道

路指定に関しては、2項道路指定に、指定されることによって道路からセットバック、要は後退させる、このようなことが発生しているということでございます。建築許可申請がおりる、おりないとか、既存建築物の解体、また費用負担等、いろいろな悩みや相談が私のところにも寄せられているところでございます。

ここで質問をいたします。ここでいう特定行政庁とはどこを指すのかをまずお答えいただきたいと思えます。

○議長（南 千晴君） 久保田建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 特定行政庁ということでございます。建築基準法の規定による建築主事を置く地方公共団体及びその長のことで、榛東村の特定行政庁は、群馬県前橋土木事務所になります。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） そうしますと、指定が県とすれば、測量、分筆、くい打ち、こちら辺に関しては、担当が村になるのでしょうか。

○議長（南 千晴君） 建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 測量等は誰が行うかというようなお話でございます。こちらにつきましては、建築を行う本人のほうで測量していただいて、くいを入れていただくというようなことにつきましても、全て個人で行っていただくという形でございます。村のほうでは、そういうことは行っていないということでございます。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） 2項道路は村内に何カ所ぐらいあるのか私も把握はしていないんですが、できればわかったら教えていただきたいのと、分筆、測量、くい打ちに関して、行政として個人負担に負荷を掛けないように、費用負担する支援はないのか、あるのか。また今後そのようなことを考えているのかどうか、否かをお答えいただきたいと思えます。

○議長（南 千晴君） 建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 初めに、2項道路の路線の数ということでございますけれども、平成23年度に特定行政庁である前橋土木事務所から村に提供いただいたデータでございますけれども、317路線でございます。

それから、費用負担の関係でございます。本村では、測量費用等も含め、原因者の費用負担ということで対応をしてもらっているところでございます。高崎、前橋でございますけれども、高崎、前橋においては、2項道路の寄附を希望された場合、測量、分筆、所有権移転登記等の費用を市が負担しているということでございます。希望があれば、こちらの買い取りも行っているということでございますが、本村においては、買い取り等も含めまして、費用負担は個人で行っていただいているという状況でございます。今後についても同じような考えで考えております。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） 2項道路のみならず、高崎、前橋、渋川では狭隘道路、要は面積が狭くゆとりがない土地、小さな土地です。そこら辺については、市の費用で分筆するというようなところに対する支援もやっているという情報もあります。

また、土地の買い上げについては、地権者と話し合っ、有償、無償の対応をとっているとの情報がありますが、このような情報を踏まえた中で、今後行政としての対応を何か考えているのであれば教えてください。

○議長（南 千晴君） 建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 先ほど申したとおり、村のほうでは、測量の費用を含め、原因者に負担をしていただいているという形でございます。また、買い取り等も行っていないという状況でございます。村の買い取りということで考えますと、村道の改良拡幅工事、こういう2項道路等の村道の改良拡幅工事等にあわせて、施工時に用地買収をするというような形で考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） 現在がそうであるということは理解したわけでございますが、例えば、建物が4軒、5軒並んでいる中で、ときたまある家が建物を移動したいと。よって、例えば、5軒あったら5軒あるうちの1軒だけが先にやることによって、その人に負荷がかかる、またはその人に対してだけ費用負担のつけが回るということに対しての問題があるかというふうに思います。もしもほかの人がやらない場合は、今後10年、20年、ほかの4軒の人はやらないままで進んでしまうという状況を考え合わせると、その辺を今後整備するのであれば、その先行でやる人に対する費用負担、援助というものも考えるべきことかと思うんですが、再度回答をお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 最初に、2項道路ということで、2項道路の許可をもらって建設をし

ていただくということで、確かに最初の方の費用負担というものが出てくるわけなんです、こちらにつきましては、そういう路線で家を建てるということで、現行も費用負担をお願いしているような形でございます。

今後につきましても、他町村、近隣町村の動向等をまた参考にさせていただいて、検討をしていく、そういう形で考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） くどいようなんですが、再度確認をします。

建築基準法の建築物の既存塀等の取り扱いについてということで、ちょっと確認をさせていただきました。そうしますと、その中には撤去する旨をはっきりしないと建築許可がおりないという文章が出てきまして、そうしますと、やはり、今はよくても先々建築をする場合には、そこに建物を建てるためには、そのもの、それを撤去しないと建物が建てられないということになってしまうのが現状です。

そうしますと、要望ですけれども、先ほどからくどいようですが、一部の個人に対してだけの費用負担にならないように、今後検討をしていただくことをお願いしたいというふうに思います。

それに関連してですが、下がった時点で、その2メートルに関する固定資産税、税の変更は免除できるのでしょうか。また減免できるのかどうかをお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 岩田税務課長。

〔税務課長 岩田彦一君発言〕

○税務課長（岩田彦一君） 2項道路の対象箇所があった場合の固定資産税の計算についてお答えいたします。

土地にかかわる固定資産税の税額を計算にするに当たっては、原則として、登記簿に記載されている地積によって計算を行うことになっております。

よって、1つの筆に2項道路の対象箇所があっても、同一の筆による地積として固定資産税額を算出することになります。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） 確認なんです、現在2項道路に指定をされていても、例えば、今後全くそこに建物を建てる予定がないとか、ということに対しては、2項道路の除外というの必要なと、単純に素人考えで思うんですが、その2項道路からの除外というのはできないのでしょうか。もしわかったらお答えいただきたいと思います。

○議長（南 千晴君） 建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 2項道路の除外ということでございますけれども、こちら建築事務所がございまして特定行政庁の前橋土木事務所のほうに確認をしたところ、2項道路の解除については、現状の著しい変化等がない限り、原則はないということでございます。

また、新たな認定についてでございますけれども、未安定の道路がある場合に限り認定される場合があるということでございます。建築基準法の規定に基づき認定しているため、個人や市町村からの要望等による認定や解除は行っていないということでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） もう一つ確認をさせていただきます。

2項道路に指定されていても、今現在、曲がりくねった道があるんです。単純に考えますと、新たに道路をつくるのであれば、できればそこを直線にしたほうがよろしいかなって、素人考えがあるわけですが、2項道路の定義からしますと、両端に2メートルずつセットバックするということは、曲がったら曲がったなりに道路をつくられる。それ以外に直線にするということは不可能なんですか。わかったらお答えいただきたいと思います。

○議長（南 千晴君） 建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） セットバックについてのことでございますけれども、現行、道路の中心線よりそれぞれ2メートルずつということで、後退するというところでございます。法的に現行でございまして、中心線からそれぞれ2メートルという形になりますので、そのような形で後退していただくような形になります。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） やむを得ないんでしょうけれども、何かこうやっぱり理不尽というか、曲がったものをまたそのまま広げるといのもおかしい考え方のような、素人考えするわけですが、法的にそういうことであればやむを得ないというふうに思います。

道路整備上、この制度に関しての理解はしているんですけども、住民一人一人に大きな負担がかからないように、今後も前向きな検討を行政として行っていただくことをお願いし、次の質問に移らせていただきます。

次に、道の駅、直売所の開設に関して、確認、質問を行いたいと思います。

できれば、要望は、吉岡町と合同で、新たに今つくっているバイパス沿いに、道の駅なり、直売所を開設していただきたいというお願いでございます。できれば、吉岡町と合同でできればいいんでしょうけれども、吉岡と合同にできない分でも、榛東村独自でも対応していただければありがたいと思っております。

ちなみに、この道の駅が、群馬県内でどうかを私なりにちょっと調べてみました。群馬県内に全部で31の道の駅が存在すると。特に特記事項は、利根郡とか吾妻郡、これが5カ所、6カ所とあって、郡部にやっぱり道の駅が非常に多いと。郡部の村等々が活性化を図って、何とか収益を上げていくということに関しては、やっぱり道の駅とか、直売所とか農産物っていうことに直結したものが多いのかなと、やむを得ないのかなとも思うんですが、現状はそういうことであります。

当村においても、村の活性化とか、観光開発、農産物の消費拡大などの観点から、チャレンジしてみる価値はあるかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（南 千晴君） 青木産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 全国に1,100カ所余りあります道の駅については、平成5年度から制度が始まったわけでございますが、榛東村第6次総合計画では、道の駅に触れておりませんが、高渋バイパス、上毛大橋延伸道路の整備に伴い、商業の活性化や観光の振興、防災機能の強化などの整備を推進すると記しております。

本村では、平成27年度に閉店した農畜産物直売所にかわる施設の整備を望む意見が多いと見込まれます。道の駅に併設した直売所を望むところでございますが、道の駅プロジェクトは、投資額も大きく、財政計画を初め、高渋バイパスや上毛大橋延伸道路の整備に伴う交通量の変化等、長期的な展望を見通す必要があります。

農畜産物直売所につきましては、道の駅プロジェクトよりも、課題等も少なく、計画から実現に至る道のりも短いのではないかと考えております。

いずれにしても、農畜産物直売所や道の駅などの整備計画は、基幹道路の整備とともに、移り行く郷土の姿を思い浮かべながら、ふるさと公園周辺の活性化とともに、村民の総意を結集していかなければならないと考えている次第です。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） 道の駅以外にも、ちょっと駅のつくところを調べてみますと、食の駅、これが前橋とか伊香保、渋川行幸田にあるわけですが、そのほかに、渋川の白井には上州・村の駅、それから、私が山梨県に行ったときに見たのが、里の駅というものがあるんです。

先週ですか、総務産建で農業委員会の認定農業者と一緒に研修に行ったときに見たのが、茨城県に

は村市場というのがあります、中身はほとんど同じなんです、何とかかんとかこう名前をいろいろ考えたり、それからアイデアを凝らして対応しているということによって、かなり盛況であるかなというふうには見受けられています。

よって、今後そういう、道の駅は無理であっても、直売所等々を検討するに当たって、JAとの連携や、民間企業とのタイアップ、またある程度の基礎ベースをつくったのであれば、指定管理者制度の導入も手段の一つと思うんですが、この辺の考え方に対してはどうでしょうか。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 確かに、道の駅につきましては、国道の沿線であれば、国交省の補助金等もございますので、そこら辺の補助を使った整備では、自治体が主体となる運営スタイルが多いようです。また、先ほど高田議員さんのおっしゃったように、民間とタイアップしたところも結構ございます。本流とすると、第三セクターのような状態が多いように見受けられます。

榛東村につきましても、そこら辺を含めて、総合的ないろんな民活も取り入れながら、検討していくべきではないかと考えている次第です。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） 道の駅とか、それから直売所の展開に際して、JAが関連してくると思います。

よって、それに関連して確認したいと思うんですが、JAが展開しているAコープが、ふるさと公園にある直売所の引き上げに続いて、閉鎖する話がありますけれども、実態はどうなっているかをお教えいただきたいと思います。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） Aコープしんとう店につきましては、JAファーマーズ野田宿店のオープン後も、業績が低迷する中で、地域住民のスーパーとして営業してまいりましたが、Aコープ関東の経営を脅かすレベルまで業績が悪化し、9月末をもって、35年間の営業に幕をおろすことが決まったと聞いております。

榛東村は、県内市町村でも唯一、村の指定金融機関として農協を指定しており、その関係からJA北群渋川も、しんとう店の継続をAコープ関東のほうに働きかけてきたと思いますが、閉店が決まったことは非常に残念です。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） 実は、私も地元でありまして、私もアグリカードを持っているくらいですから、Aコープは非常に活用して、利用させていただいているわけですが、非常に残念でならないという気がいたしております。

それに伴って、これはかなり地域の住民への影響も大きいと思います。これに対して、JAの問題とはいうものの、行政としてこの対応をいかように考えているか、どう判断しているか、お教えいただきたいと思います。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） Aコープ関東及びJA北群渋川では、JAファーマーズ野田宿店に、これまでJA北群渋川本所にあるふれあい食材宅配の拠点を野田宿店のほうに移すと同時に、新たな配達サービスを始めると聞いております。

行政としても、平成25年度に製作しました榛東便利電話帳に掲載されました食材、日用品の配達店舗につきましても、製作後丸4年が経過しておりますので、変化があります。これらの最新情報とあわせまして、野田宿店の配達サービスをいろんなところで紹介しながら、民間店舗による配達サービスの利用浸透を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） JAも赤字のまま維持継続するということは、非常に難しいというのは理解するわけなんです、やむを得ない面があるにしろ、閉鎖するに当たって、やはり高齢者の買い物弱者対策というのが必要だというふうに思います。痛切に思っております。

今の課長の答弁ですと、そういうサービスがあるよというのはわかるんですが、そのサービスをすることによって、高齢者の買い物弱者対策が何とかかなるとは到底思えない状況です。

そうしますと、例えば、それにかわる策があればいいんでしょうけれども、なかなかないんでしょうが、もしも、その制度を導入するのであれば、今のままのその制度がお年寄りにそのまま通じるかという、私はなかなか通じないと思います。なかなか難しい面があろうかというふうに思います。

その制度を活用するに当たっては、行政の指導なり、それから支援ネットワークを活用しての、区長さんと民生委員さんにも連携、協力をいただいて、最初のうちだけでも支援体制を確立していかないと、お年寄りの買い物支援にはならないというふうに思いますが、そこに対して、社協との連携も含めて、考え方がありましたらお教えください。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 買い物弱者対策につきましては、先ほど申し上げました榛東便利電話帳、こちらで紹介されているJA以外の配達店舗もございます。そういうのを社協とともに、いろいろ利用浸透を図るための対策等を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） もう一つだけ確認をさせていただきます。

あそこで働いている従業員、Aコープに従事している従業員がいるわけでしょうけれども、従業員の雇用確保に向けて、どんなふうに関後JAが考えているのかどうか、わかったら教えてください。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 今、Aコープしんとう店には、13人ほどのパートさんがおられますが、11人につきましては、野田宿店のほうに移行するという話を伺っております。また2人につきましては、今回を機に、高齢という問題もありまして、やめるという話を伺っている次第です。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） 既存物件の有効活用ということでは、なかなか活性化が図れない面もあるかと思うんですが、一つの考え方として、ふるさと公園、これもまた私もしつこくふるさと公園を取り上げているわけですが、ふるさと公園をリニューアルしての活用ということの考え方はないでしょうか。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） ふるさと公園のふるさと館のことだと思うんですが、こちらについては、今既存で利用していただいている方がおります。また、そちらと、あと閉所しましたJA農畜産物直売所、こちらのほうの活用とあわせて、ふるさと館のほうも活用されるというふうに伺っておりますので、そちらの計画等を考えますと、今ご提案のあった話は、ちょっと難しいんじゃないかなと考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） いろいろな課題とか問題があるかということは理解しております。

ただし、なかなか活性化が図れない中で、活性化を図るべく、いろいろなアイデア、いろんな考え

方に対して、それに展開していく、それを見出すための動きをしていくということは、大変必要かなと思います。あらゆるチャンスをもた可能性を模索して、住民目線での対応をぜひともお願いしたいと。先ほどの高齢者の買い物弱者対策もそうですけれども、住民目線での対応をぜひとも今後も対応していただくことをお願いし、次に移ります。

次に、浅層埋設という、また私も非常に難しいテーマに取り組んだなと思っているんですが、これに対して少し質問させていただきます。

ちなみに、私も今回理解したのですが、浅層埋設とは、浅い層の埋設と書いて、通称「浅埋」とも言われているみたいですが、現在、道路法施行令、この中に、深さが1.2メートルというのが確かに明記されているわけでございます。それから、榛東村の上水道給水条例施行規則、この中にも、資料を見ますとかなり明確に1.2メートルというのが、工事業者には支給されているみたいで、これ明確に知らしめられているわけでございます。

しかし、平成12年ですか、平成12年の7月に、1.2メートルを0.9メートルに一旦緩和したという経過があります。このときの緩和目的と理由は何だったのか教えていただきたいと思います。

○議長（南 千晴君） 建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 平成11年3月に、建設省の通達によりまして、道路施行令に規定する管路等の埋設深について、規制が緩和されました。具体的には、水道事業で申し上げますと、道路の舗装の厚さに0.3メートルを加えた値以下としないものというものでございます。

これを受けまして、本村では、平成12年7月から、道路構造及び管理等の双方に影響がないと評価された範囲内で、埋設深の基準を幹線道路等を除き、村道の改良済み路線について、埋設深を0.9メートル以上に確保することとした運用を行ったものでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） ここに、平成17年の建設課長の通知があるんですが、このときの建設課長の通知で、今後は道路改良工事をする上での経費削減となるよう、今後は改良工事をしていない車道においては、特別の理由がない限り1.2メートルということで指定されています。このときの経過、経緯をお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 平成17年6月の建設課長通知でございますけれども、改良の車道は、特別な理由がない限りと、1.2メートル以上とするとあります。こちらの内容でございますけれども、埋設の緩和を図ったことの確認の意味ということで、未改良道路につきましては、埋設深1.2メー

ル以上とするということの確認の通知であると思われると考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） もう一つ関連で、平成19年の4月2日に、やはり建設課長通知で発行されています。この中には、緩和したものを1.2メートルに戻すとの通知を出しているんです。この通知の中には、道路管理及び道路建設に問題がある、また横浜で発生した死亡事故の同種事故防止、村道の拡幅改良舗装工事における先有物に関する事故防止とここに明記されているわけですが、このときの問題事例とは何ぞや、また事故事例はどんなものが起きたのか、これがわかったら教えてください。

○議長（南 千晴君） 建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 事故事例ということですが、当時の事故記録等が残っていないため、明確な回答ができないということでございます。埋設基準が、道路改良工事等施工業者等に浸透しきれていなかったため、道路掘削時に水道管等を破損させてしまった事故等と考えられます。

また、問題点でございますけれども、道路改良工事の掘削時において、埋設の先有物件等が掘削時の支障になったということで、大変気をつかったというようなことで業者から聞いております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） そうしますと、道路改良工事を行う場合に問題があるということであれば、既に改良工事が終わっている道路についてはこの限りではないという考え方もできると思うんですが、この改良工事の終わった道路に対する処理に対する緩和はできないのでしょうか。

○議長（南 千晴君） 建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 今後の基準の考えなんですが、基本的に、道路施行令の規定のとおりということで、埋設基準での運用としております。

ただし、本年8月からですが、道路構造や先有物件である管路等の双方に影響がないと認められる範囲内において、協議の上、浅層基準の適用も可とするというような改正を行ったところがございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） 確かに、いろいろな経過、経緯、それから理由があって、このような結果に

なっているんでしょうけれども、幾つか他の市町村も確認をしてみました。その例を幾つか紹介したいと思うんですが、これは高崎と吉岡です。これだと0.9メートルとなっているんです。私の調査に間違いなければ、高崎と吉岡は0.9メートルになっています。また、同じく前橋では、平成11年の3月31日付建設省通達により、埋設工事の期間短縮、交通渋滞の軽減を図るため、浅層埋設基準を発効して、車道の幅員を12メートル以内の道路では0.9メートルを認めています。また、もう一つおまけに、大阪では、建設省通達により埋設の深さを平成12年から300ミリ以下の水道管に対して、0.6メートル以下と変更しています。

これもう、それらの基準を満たしている場合には、0.9メートルを認めている。または0.6メートルのところもあるということですが、村内の幹線道路はやむを得ないのかなというふうに思う面もあるんですけれども、補助事業外及びそれ以外の4メートル道路については、他の市町と同じく0.9メートルに変更するか、または条件設定による緩和措置検討はできないのでしょうか。

○議長（南 千晴君） 建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 先ほども少し触れましたけれども、埋設の基準というものの見直しを行っております。先ほど議員のほうからもありましたけれども、先有物件の埋設工事については、軽費の削減、期間の短縮、交通渋滞等の軽減等を図るといふものの特別な措置ということで行っているものでございます。

村としましても、道路構造や先有物件である管路等の双方に影響がない場合、認められる範囲において、協議の上、浅埋基準の適用を行っていきたいというふうな形で考えておりますので、こちらの協議の部分で話があれば、適用を行うというふうな形で考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） すみません。しつこいようでくださいと申しわけないんですが、今の課長の答弁が、非常にいい回答なのか、余りよくないのか、よくわからなかったんで、もう一度、私に喜ばしい回答を得たいと思っているんですが、もう一度明快に回答いただければありがたいんですが。

○議長（南 千晴君） 建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 明確に申しますと、協議いただければ、道路構造はいろいろあると思います。協議の上、浅埋を適用するという形で、0.9以上ということ考えておりますけれども、適用を行っていくということできたいと考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） 建設課長の歯切れのいい回答で、非常に私も喜んでいただいているところでございますが、ぜひともここら辺を早急にやっていただきたいと。これをやるということは、結果的には、工事の期間の短縮、交通渋滞軽減、ほかにも掘削費用の削減、土砂の埋め戻し費用の削減、土砂の運搬費用などの削減、これが大きなところで成果、効果としてつながってくるというふうに私は思っています。

経費、予算がなかなか厳しい折、経費の削れるところ、それから何か対策が可能なところ、これについては、ぜひとも前向きに検討をいただきたいと思うんですが、再度建設課長の前向きな回答をお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 先ほども申しましたように、本年8月から浅埋の基準の適用を行っているということでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） なかなか難しい問題かもしれませんが、総合的に判断した中で、緩和措置をぜひ進めていただくことを再度お願いして、次の質問に移りたいというふうに思います。

これは、28年の9月に私が定例会の一般質問で質問させていただいたことの確認であります。

28年の9月、第3回定例会において、防犯灯設置に対しての質問をさせていただきました。このときに、これはほかのところでも一部回答をいただいているので、そこは割愛したいと思うんですけれども、28年度中に調査をして、29年度中にやらないと補助制度がなくなってしまうという話がありました。この補助事業は、有効に活用されたのでしょうか。これにお答えいただきたいとします。

○議長（南 千晴君） 小山総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 今回の防犯灯のLED化の事業に関してでございますが、こちらは環境省が実施する二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を一般社団法人環境技術普及促進協会から、村等が補助金の交付を受けて実施するものです。この補助金の対象となるものは、LED防犯灯に関する調査、導入です。平成28年度において調査を実施し、本年度は、今月から10月中旬をめどに導入を実施します。こちら、続けて行わないと補助金の対象にはならないという事業でございます。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） そうしますと、この補助金制度は有効に活用されているということでよろしいわけですね。

そうしますと、ちなみに金額はどのくらいだったのでしょうか。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 調査の結果、設置されている防犯灯が28年度では1,439基ありまして、28年度中には35基設置いたしましたので、現在1,474基ございます。28年度に調査した結果、1,315基、その1,315基がLED化の補助金の対象となり得るものでございまして、導入方法はリース業者からの10年間リースで行うというものでございます。

失礼しました。金額でございます。リース料は29年度は設置工事が終わってから発生しますので、本年11月から来年30年3月の5カ月間で25万8,030円でございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） 同じく、おととしの9月の定例会で、私も執行の皆さんに言うばかりじゃなくて、自分なりに汗かいて足で稼ぐ、そのくらいなら私もできるというので、調べた結果の提案をさせていただきました。このときに、村内で私が提案したのが265基くらい追加で防犯灯を設置すべきではないのかという提案をさせていただいたわけですが、それ以降、区長さんからの追加設置要求等々も含めて、どのくらいあったのか、それからどのくらい設置したのか、それから今後どのような計画で、いつまでにどうやろうとしているのか。ここら辺の回答をお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 2年前に高田議員さんからお示いただきました案件を含め、区長さん等からの要望に基づき、65基を新設いたしました。

今後の計画でございますが、全ての防犯灯がLED化した後、先日の子ども議会でも要望がございましたように、自転車のライトだけでは段差がわかりにくい箇所など、中学生の意見や区長さんのご意見、各学校の校長先生やPTAの方々から要望を聞いて、必要なところに設置していきたいと考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） たしか、子ども議会の中でも、これに関連した話があったかなというふうに思います。それから、私がそれ以降に通学路の問題を提議させてもらった経過もございます。何かを追加でやる場合は、区長さんとの整合もそうでしょうけれども、子どもたちの通学路も重視した中で優先順位をつけた上での設置計画を立てていただきたいと思うんですが、そこに対しては考えてい

るでしょうか。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） そのように考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） これは、具体的にいつまでに。これはたしか、おととしのときに、村長に随分いい回答をいただいて、これはやるという話を聞いたわけですが、これは具体的にいつまでに何基やるという計画、予算づけはしているのでしょうか。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 予算づけと設置基数でございますが、現在のところ、その年度の区長さんに実情を把握していただき、必要なところに設置していきたいという考えでございます。今年度に何基、来年度に何基という計画はただいま持っておりません。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） できれば、そこでの計画を持って進めていただければというふうに思います。

時間が少なくなりましたので、最後に、今回私が取り上げたテーマは、非常に私なりにも難しいし、執行の皆さんも非常に難しいテーマだったかなというふうにも思います。考え方によっては、非常に小さいテーマかもしれないんですけども、これを問題提議をしていただいた村民とか住民の皆さんにとっては、非常に大きな問題だと。ぜひともこれは執行に伝えていただきたい、また執行でも検討していただきたいということで、私がそれを受けて、きょうは代弁者として一生懸命、わからないなりにやらせていただいたんですが、執行の皆さんも、いろいろ予算がないとか、忙しいとか、いろいろな状況があるんでしょうけれども、ぜひとも村民目線で、村民に対して、そういう要求、要望に対して、温かい目を向けて、少しでもいいから前向きに対応していただきたいということをお願いし、私の質問を終わりにしたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（南 千晴君） 以上で7番高田議員の一般質問を終了いたします。

傍聴人の方、携帯電話の音は消していただきまして、マナーモードに設定をお願いいたします。

続いて、質問順位4番清水健一議員の一般質問を許可します。

8番清水健一議員。

〔8番 清水健一君登壇〕

○8番（清水健一君） 皆様、こんにちは。8番清水健一でございます。

今、日本の教育の世界は、大きな変換点を迎えつつあります。わかりやすい例で言えば、2020年文部科学省の学習指導要領の改訂に伴う、小学校における外国語教育があります。それと並ぶ改訂の目玉として考えられているのがICT化教育であり、これは全国小中学校、高等学校、特別支援学校の全ての子どもたちが、情報端末、いわゆるタブレットを用いて授業を受けられることを目標にしているものです。現在、文部科学省では、政府の方針のもと、教育現場でのICT化を積極的に進め、それに加え、コンピューターのプログラミング学習も始めようとしています。

今回は、学校におけるICT化環境の整備について、がん教育について、子どもの生活習慣病予防検診について、以上の3点についてお伺いいたします。

以降、自席に戻り質問を続けさせていただきます。

○議長（南 千晴君） 8番。

〔8番 清水健一君発言〕

○8番（清水健一君） まずは、現在全国的に教育現場でのICT化がどのように進んでいるかということですが、文部科学省が昨年10月に発表しました平成27年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果による都道府県別ICT化環境整備状況では、教育用コンピューター1台当たりの児童生徒数は、全47都道府県中、1位は佐賀県の2.2人に1台、群馬県は29位の6.1人に1台の割合でありました。普通教室の無線LANの整備率については、群馬県は40位で12.3%となっております。

そこで、本村の教育用コンピューター1台当たりの児童生徒数、普通教室の無線LANの整備率、この2点の整備状況は、現在どうなっているのでしょうか。お聞きいたします。

○議長（南 千晴君） 小池教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） ただいま清水議員さんからご質問のあった教育用コンピューター1台当たりの児童生徒数ということですが、現在、教育用パソコン、要は児童生徒が直接手で操作できて、勉強に用いることのできるパソコンという意味ですが、榛東中に62台、北小学校に89台、南小学校に82台ということで、村内小中学校で233台ございます。今年度、榛東中、北小、南小の子どもたちの人数を合計しますと1,204人ということで、今回のコンピューター1台当たりの児童生徒数ということで、ただいまの1,204人を233台のパソコンで割ったものということになりますと、数字としては5.16という数字が出てきます。ほぼ5.2人ということで捉えていいと思うんですが、先ほど清水議員さんから、群馬県の平均が6.1人という数字が出ました。この調査は27年度の段階での群馬県の人数ということで、全国で21位が群馬県だったということですが、そのときと今年度の榛東村の状況を比べますと、県の6.1人当たり1台というところよりは、状況としてはよくて、5.2人

に1台、子どもたちがパソコンを使えているという状況になるかと思えます。

また、普通教室の無線LANの整備率、要はWi-Fiとよく言われている状況ですけれども、そのことに関しては、村内の学校では、普通教室に無線LANの整備はまだしていない状況です。

以上です。

○議長（南 千晴君） 8番。

〔8番 清水健一君発言〕

○8番（清水健一君） 無線LANの整備が進んでいないということなんですけれども、その理由は何かあるのでしょうか。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 現在の村内の小中学校の普通教室ですが、無線LANの環境、要はWi-Fi環境を必要とするようなICT機器が教室内にございませんので、LANに関しては、全て有線LANで対応しております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 8番。

〔8番 清水健一君発言〕

○8番（清水健一君） ICT化に向け、無線LANは必要だと思うんですけれども、この無線LANの整備によって、地域の防災拠点としての学校の機能強化、平常時は児童生徒の教育に、災害時には地域住民の避難用に活用でき、無線LANの整備を進める意義は大きいと思いますが、そこら辺は教育委員会ではどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 昨年4月に発生いたしました熊本地震のときの報道で私も知ったんですけれども、通信大手各社が、避難所に無線Wi-Fiスポットを設置するといった支援を実施したということでした。被災時においては、インターネットは情報収集に欠かせないツールと言えるでしょう。

文科省が第2期教育振興計画において、学校における無線LAN環境の整備というのを示してきておりますので、教育委員会としましても、今後検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 8番。

〔8番 清水健一君発言〕

○8番（清水健一君） お話に出ました第2期教育振興基本計画で、平成25年から29年の間に、各学校にコンピューター教室40台、各普通教室1台、特別教室6台、設置場所を限定しない可動式コンピ

ューターを40台整備することを目標にするとしてあります。これらの項目について、本村の現状を教えてください。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 教育ICT教材の整備指針に記載されていることと照らし合わせて、本村の現状ということなのですが、先ほども申し上げたとおり、教育用コンピューター1台当たりの児童生徒数は、今の平成29年の現段階で、ほぼ5.2人に1台の割合でコンピューターがあるということです。あと、コンピューター室にコンピューターが40台というのは、これは榛東は以前から40台で達しておりますので大丈夫です。各普通教室に1台というのも、榛東は全てそれは満たしております。特別教室に6台設置というのが出ていますが、榛東はこの部分は非常に以前から手厚くて、現段階でも、北小学校の特別教室には28台、南小学校には26台、榛東中学校には14台のパソコンが設置してあります。

ただ、今の方針で新しく出てきたところの可動式コンピューター、これは設置場所を限定しない可動式コンピューターなので、例えば持ち運びができるノート型パソコンであったり、あとはタブレット型のパソコンのことを指しているんですけども、これは現在、榛東村内の学校には1台もないというような状況でございます。

以上です

○議長（南 千晴君） 8番。

〔8番 清水健一君発言〕

○8番（清水健一君） このノートパソコン、タブレットを導入することによって、子どもたちの学習意欲の向上と授業の視覚化など、たくさんの可能性を秘めていると考えます。ぜひ、このタブレットを導入してもらいたいと考えますが、今後導入の計画などは、教育委員会でございますか。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 教育委員会において、各校と村の研究所などを通して協議を進めているところで、榛東村情報教育ビジョンというものを現在作成中でございます。村内各校のICT環境整備のあり方を村役場の関係部局とも相談をしながら、今後の整備に向けて検討を進めていきたいと思っております。

○議長（南 千晴君） 8番。

〔8番 清水健一君発言〕

○8番（清水健一君） それでは、最後に2020年文部科学省の目標に対しての、今後の教育委員会としての対応はどのように考えていますか。また、このICT化の必要性をどのように考えているか、お答えください。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） ことしの3月に、新学習指導要領が発表されて、教育の内容が今回大きく変化をしようとしているところでございます。先ほどの清水議員さんから2020年のというお話がございましたが、要はこの新学習指導要領の全面実施の年のことでございます。平成32年度が小学校、翌年の平成33年度が中学校ということで、これが移行期間を経て全面実施ということになっております。

今回のこの新学習指導要領の大きな改訂のポイントとなるのが、主体的、対話的で、深い学び、よくアクティブラーニングという言葉が出ることがありますが、その部分でございます。これは一人一人の課題に応じた、主体的、対話的で深い学びを実現して、学びの動機づけであったり、幅広い資質・能力の育成に向けた効果的な取り組みを展開していくことによって、個々の家庭の経済事情に左右されることなく、子どもたちに必要な力を育んでいくことが求められているところでございます。

現在では、社会生活の中でICTを日常的に活用することが当たり前の世の中となっており、子どもたちが社会で生きていくために必要な資質・能力を育んでいくためには、学校生活や学習においても、日常的にICTを活用できる環境を整備していくことが必要であるというふうに考えております。

大切なことは、タブレットパソコンを使うということではなくて、何をどのように教えるかということだと思います。ただ、使う場所を選ばないタブレットパソコンの導入をすることによって、その幅が広がり、先生の指導方法や子どもの学び方の選択肢がふえるのは確実です。

タブレットパソコンを導入しても、今までの鉛筆でノートに書く授業がなくなるわけではございません。タブレットパソコンは、教科書や、分度器であったりコンパスであったり、ホワイトボードであったりといった、それと同様の授業における新しいツールの一つであるというふうに考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 阿佐見教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 私のほうで補足をさせていただきます。

このICT環境機器については、学習ツールとして、これから非常に注目される場所であるだろうということで、8月の下旬に教育委員会、それから各学校校長、全員ではございませんけれども、東京都のほうに先進的に取り組んでいる学校、荒川区の小学校だったですけれども、視察に行っていました。こういう機器というのは、機器があるから使うということではなくて、授業の中でどうするかと、これが一番大事なことであって、夏休み中だったので、授業は見られませんでしたけれども、教育委員会の関係者であるとか、現場の校長、担当者から、いろいろプレゼンで内容を見せていただきました。課題もあるんですけれども、非常に有効な手段だということを感じました。

午後については、こういう機器を専門に扱っているところがあるんですけども、そこを視察しまして、機器というのも非常に短いスパンで、もうどんどん新しいものができるんですけども、最新のものをみてきたということで。

それらの視察を踏まえ、教育委員会も研究所という組織がありますので、今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 8番。

〔8番 清水健一君発言〕

○8番（清水健一君） 昨年8月31日付で、文部科学省から、教育情報化の推進に対応した教育環境の整備、充実についてという通知が出ております。ICT化環境の整備の差が、教育格差を生みかねないとして、全市区町村において、総合教育会議の審議調査事項として取り上げ、教育大綱に整備計画を位置づけるなどした上で、地方財政措置の積極的な活用、計画的な整備をするように求めています。

今後いろいろな研究や調査の中で、タブレット端末の有効性を認める 때가来ると思いますが、単なる費用対効果で除外することのないよう、前向きな採用をお願いしたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

小中学校におけるがん教育についてお尋ねをいたします。

現在、日本人の2人に1人ががんになる時代であります。死因の第1位となっており、3人に1人ががんが原因で亡くなっております。がんが身近な病気であることや、がんの予防、早期発見、検診等について関心を持ち、正しい知識を身につけ、適切に対処できる実践力を育成するためにも、学校教育が担う役割は大変大きいと思います。がんについて正しく理解し、健康と命の大切さについて主体的に考えることができるように、がん教育のあり方に関して、文部科学省も検討していると聞いております。

そこで、現在、本村の小中学校において、がん教育についてどのような授業が行われているか教えてください。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） がん教育についてですが、文部科学省が、学校におけるがん教育のあり方というもので掲げているところでは、小学校におけるがん教育にかかわる部分については、健康や命の大切さについてまず教えるのが望ましいと。ただ、がんの科学的な根拠の部分についての理解は、中学校で取り扱うことが望ましいというふうに示されております。

学校におけるがんに関する教育についてなんですが、現在の学習指導要領においては、主に生活習慣病などに関連しての位置づけというふうになっております。

小学6年生の体育では、死亡原因の上位を占めるがん、心臓病、脳卒中などに触れて、病気の予防には望ましい生活習慣を身につける必要があることについてまずは学ぶということになっております。特に、喫煙を長い期間続けると、肺がんや心臓病などの病気にかかりやすくなるということや、受動喫煙についても触れております。

これが、中学校3年生の保健体育になりますと、塩分のとり過ぎ、野菜、くだもの不足などはがんにつながるということ。がんは、正常な細胞が傷ついてがん細胞に変化し、そのがん細胞が無秩序に増殖をして、器官の働きを侵してしまう病気であることを学びます。

ただ、がんというのは、生活習慣病というくくりだけではなくて、遺伝によるものであったり、ほかの感染症にかかる関係のものであったりするもので、その全てを今の小中学校の教科書の中で網羅しているわけではございません。

昨年度、県保健予防課から、小学校6年生向けがん教育リーフレットの送付がございました。これは北小と南小の6年生に配付をしました。学校では、6年生にリーフレットの内容について、まず担任の先生が説明をし、健康的な生活習慣をまずは身につけること。あとは、大人になったら積極的にがん検診を受けることの大切さについて説明をし、これを家庭で保護者の方と一緒にリーフレットを見てお話をしてねというふうに指導して帰らせました。このリーフレットにつきましては、今年度も県から配付される予定になっております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 8番。

〔8番 清水健一君発言〕

○8番（清水健一君） がん教育に限らず、ほかの疾病の予防や望ましい生活習慣の確立等も含め、健康教育そのものの充実を図ることは、大変重要であると考えます。

がん教育は、教師による授業と、医師やがん経験者等による教育があります。本村では、今後どのようにがん教育、命の学習を行っていくのか。また外部講師を招いての講義も予定しているのかお伺いいたします。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 今までの学校のがんに関する教育というのは、その病気の側面の部分が非常に強くあったわけで、今、清水議員さんがおっしゃっているがん教育というふうに出ている教育のくくりの中では、その病気とどうつき合って人生を歩んでいくのか、あるいは自分の家族ががんに侵されたときにどうしたらいいのか。例えば、教育しなければ、がんは移る病気だというふうに間違っただけの子どももいるくらいですので、そういうところの側面も含めてのがん教育というのが非常に重要かというふうに思っています。

まだ、教科書ではそういうところまでは現段階で網羅できていないわけではございませんが、今年9月

19日に榛東中学校で、がんになられた方を実際に講師にお招きをして、キャリア教育講演会を実施いたします。このキャリア教育というくくりの中での講演会ですので、つまりこれは、生き方についての講演会ということになります。内容としては、がんという病気の話だけではなくて、がんになった人への接し方であったり、あとは、がんに対する偏見であったり、その中でもがんと向き合いながら、自分でたくましく生きていく人生の歩み方であったり、健康や命の大切さなどについても、講演の中で触れていただくという予定になっております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 8番。

〔8番 清水健一君発言〕

○8番（清水健一君） そうしたがんの体験者の体験を聞くということは、子どもたちにとって、非常にいいことだと思います。体験者が体験を語る授業の効果として、体験を映像等を交えて語ることで、生徒が、より自分のこととして考えることができ、正しい知識の啓発ができた。がん体験者が、がんは早期発見、早期治療により克服できることを伝えることで、未来への希望の持てる授業ができたとの報告もあります。

時間確保の問題や、がんの特化した授業を実施することは難しい状況であると思いますが、子どもを取り巻くさまざまな事件が起きる中、命の重み、大切さを気づかせる命の授業、がん教育のより充実した取り組みを検討していただけるようお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

このがん教育の目的は、がんを正しく知ること、健康と命の大切さを気づかせることであります。波及効果として、子どもが父母等にごん検診を勧めるということもあるそうです。そこで、現在本村のがん検診の受診率を教えてください。

○議長（南 千晴君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 平成28年度の受診率についてお答えいたします。

肺結核検診につきましては、46.4%、胃がん検診は25.6%、大腸がん検診は36.6%、子宮頸がん検診は48.4%、乳がん検診は48.1%、前立腺がん検診は43.3%でございました。

昨年度と比較しますと、乳がん検診は2.4%上昇しました。これは渋川医療センターにおいて、個別検診が可能となりまして、受診者がふえたのが要因と考えております。ほかのがん検診はほぼ横ばいでありまして。

以上です。

○議長（南 千晴君） 8番。

〔8番 清水健一君発言〕

○8番（清水健一君） ほかがん検診はほぼ横ばいということなのですが、これは熊谷市

の例ですが、がん教育、命の授業、平成26年度から、市内の全中学校で実施しているそうです。その結果、熊谷市のがん検診受診率は、国が推奨する、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんのいずれも、がん教育実施年度から5%から7%アップしています。がん教育の波及効果として、検診率向上につながる期待があると思われませんが、健康保険課長も検診率向上を考えていると思いますが、この調査結果を見て、どう考えられますか。

○議長（南 千晴君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） がん教育ということですが、がんはやはり怖い病気、特別な病気というイメージを持っている方が多いと思われませんが、がん教育を受けることによって、誰でもがんになる可能性があることや、多くのがんは生活習慣に気をつけることで予防できること、また早期発見、早期治療により、治せる可能性が高いこと、早期発見には、がん検診を定期的に受けることなどを正しく知ること、子どもたちが検診の大切さを理解し、そしてそれを家族で話す機会が持てるようになることは有効であると考えます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 8番。

〔8番 清水健一君発言〕

○8番（清水健一君） 子どもたちががん教育を知ることによって、お父さんに「たばこはやめたほうがいいよ」とか、「がん検診に行ったほうがいいよ」とか、そういった子から親へ取り組みが伝わり、親世代ががん検診を受ける、小中学生対象のがん教育は、将来の社会医療の抑制やがん予防についても、多大な効果を生じさせるものと考え、質問させていただきました。

それでは、次の質問に移ります。

子どもの生活習慣病予防健診の実施を。

生活習慣病は、日常生活で習慣的に行っている行動の積み重ねが大きな原因となり、具体的な症状があらわれるのは、40代以降の中高年期が多いとされています。近年は、食の欧米化やストレス社会の影響により、至るところに生活習慣病の原因が潜み、若年層でも生活習慣病にかかるケースがふえています。

本村では、生活習慣病予防のための特定健康診査は、どのように行われておりますか。

○議長（南 千晴君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 本村におけます健診についてですが、まず、20歳から39歳までは健康づくり健診として、そして、40歳から74歳の榛東村国民健康保険加入者は特定健康診査として、75歳以上の方は長寿健診として実施しております。これらは全て無料で受診することができます。

集団健診につきましては、9月から12月の15日間、特定健診と長寿健診は、7月から翌年2月末ま

で期間で、指定医療機関において個別健診も実施しております。

また、生活習慣病予防につきましては、健診だけではなくて、健康教育や各種相談を実施しておりますが、平成28年度までは、主に40歳以上の方を対象としてきたところですが、若いころからの生活習慣が大切ということで、本年度からは、新たに若い世代を対象とした健康的な生活習慣や食生活を身につけるための教室も実施しております。

○議長（南 千晴君） 8番。

〔8番 清水健一君発言〕

○8番（清水健一君） 本村でも成人に対して、さまざまな工夫を凝らし、生活習慣病改善に取り組んでいることがわかります。長野県大町市では、生活習慣病に対し、生涯を通じた取り組みが行われています。中でも、保護者の手を離れて、みずから選択する力をつけていく小中学校のころからの予防が大切とし、学童期に行う小児生活習慣病予防健診では、血液検査を行い、みずからの健康状態を把握するとともに、生活習慣の改善等に取り組んでいます。

こうした取り組み、県内でも取り組んでいるところがあるのでしょうか。お聞きいたします。

○議長（南 千晴君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 学童期の生活習慣予防健診についてですが、本村においては、まだ実施をしていないところなんです。県内の状況につきましては、把握している範囲では、9市町村が実施しているということで、検査内容としましては、成人と同様に脂質や血糖、肝機能、また市町村によっては尿酸値等も検査しているところがあるようでございます。また、結果も健診の結果により、個別相談等を実施しているというふうに情報を収集いたしました。

以上です。

○議長（南 千晴君） 8番。

〔8番 清水健一君発言〕

○8番（清水健一君） 本村ではこのような健診は実施していないということなんですけれども、今後実施するというか、検討する余地はあるのでしょうか。

○議長（南 千晴君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 今までのお話の中にも出てきましたように、生活習慣病予防対策としては、健診をきっかけに、子どものころからよい食生活習慣や生活習慣を身につけ、将来の生活習慣病の発症を予防することにつながる有意義なものであるということは承知しているところではございますが、引き続き、ほかの市町村の実施状況等の情報収集をまず行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 8番。

〔8番 清水健一君発言〕

○8番（清水健一君） 今、特に食生活や運動習慣の変化から、子どもにも生活習慣病が多く見られています。特に小児期の肥満は、70%が成人の肥満に移行するとされています。これはメタボリックシンドロームからくる動脈硬化へとつながっていくとされています。結果的に、40歳ぐらいにならないと大きなものは出てこないといっても、子どものころからの積み重ねがやはり大切かと思い、質問させていただきました。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（南 千晴君） 以上で8番清水議員の一般質問を終了いたします。

ここで、暫時休憩といたします。再開を2時半より行います。よろしく申し上げます。

午後2時18分休憩

午後2時30分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

質問順位5番 杉井保夫議員の一般質問を許可いたします。

9番 杉井保夫議員。

〔9番 杉井保夫君登壇〕

○9番（杉井保夫君） 皆様、改めましてこんにちは。8区の杉井でございます。

まずは、九州の北部の災害、これについては本当に大変で、全国的にもこのゲリラ豪雨等で被害に遭われた方がいっぱいいらっしゃいます。こういう方に、心からお悔やみを申し上げたいと、このように思います。

さて、29日の5時58分、北朝鮮が弾道ミサイルを飛ばしてきました。昨日は核実験ということで、非常にどうしたらいいんだろうという方がいっぱいいらっしゃると思います。そういう中で、今一番危険な場所はどこかと。私は韓国だと思っています。そういう韓国において、在韓邦人、今5万7,000人ぐらいの日本人がいらっしゃいます。3万8,000ぐらいは長期滞在の人たちです。観光で1万9,000ぐらい、合わせて5万7,000ぐらいの方が韓国におります。

しかしながら、韓国というところは危機管理能力ができていますので、1万9,000ぐらいシェルターを持っています。このシェルターというのは避難所です。ここに我が日本人も全て収容できるといふ、こういう計画を韓国はつくっております。

そういう中で、東京から榛東は相当離れておりますし、横田基地からも離れています。しかしながら、陸上自衛隊相馬原駐屯地が榛東村には所在します。そういう中で、我々が何を考えていったらいいのかということで、今何が脅威となるのかとかを含めて、私個人的には考えておるところでございます。

先月24日の日に、子ども議会、皆さんおっしゃっておりますけれども、私も聞いておりました。子どもたちがこの榛東村のために、ああいうことをしてほしい、こういうことをしてほしいと、そういう中で、私は3つほど気づいたことがありました。

1つは、この子どもたちのために、将来成人を迎えた子どもたちが、この榛東村に帰ってきていただきたい。そのためには、魅力あるむらづくりをしていかなければいけないんだなど。これを痛感しております。

2つ目は、大人ではわかることでも、子どもでは子ども目線じゃないとわからないことがあるんです。子ども目線でいろいろ考えてやりたい。例えばその中で、私は自転車で部活から帰ってくるときに段差があって転びました。防犯灯がなくて見えませんでした。防犯灯をつけてください。村長は絶対にやります。子どもについては優しい方ですので、すぐやりますから。ただし、これがやっぱり子ども目線なんです。大人ではわからないところをやはり子ども目線で見てやらなければいけない。

3つ目は、子どもたちに、この榛東村の実情というのをやっぱり知らせる機会を多く持たなきゃいけないなど。ある子どもさんが、村民プール、あと公園がほしいですと、こう言われたんです。しかしながら、今村民プールは閉めてあって、学校で代替えをしておるんですけれども、その中で、今群馬県内に市町村立の中学校160校あるそうです。160校のうちの30%以上の52校の中学校にはプールがないんです。そういう中学校もあるということをやったり子どもたちに教えてやらんといけんなど。オンライン、英会話、これについても非常にいいです。ただ、やはりほかの群馬県内の中学校にはないんだよと。榛東村が初めて始めているんだから、一生懸命にやりなさいと。こういう現状をやはり子どもに教えてやるべきだと。それぐらい榛東村の行政が頑張っているよということを教えてやっていただきたいと、このように思っております。

本日は、4点。1つについては、安全安心のむらづくり、2点目がふるさと納税、3点目がふるさと公園の春祭りや夏祭り、これについて、4点目が中学の部活動について、以後議席に戻って質問を継続させていただきます。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） 安全安心のむらづくりで、最初に私は通学路を上げているんですけども、一番最後尾のその他の部分から入りたいと思います。

まずは、先日の北朝鮮のミサイルが29日の5時58分に発射されたんですけども、平成29年8月29日、同一の日に、榛東村総務課防災交通係、Jアラート発令時における児童生徒保護のためのご協力をお願い、これが村から出ているんです。これについては感服いたしました。処置が早い。こういう話なんです。やはり行政というのはおくれてはいけません。やるべきときにはスピード感を持ってやらなきゃいけない。これには、本当に私はすばらしいなと思っています。

そういう中で、1つだけ私が言いたいのは、皆さんから私にこういう質問が来ます。Jアラート、

何で6時2分に発令されたんだと。どんどん鳴っているんだと。結果は襟裳岬の1,180キロ東方に落ちているんです。5時58分に発射されたのが、14分後の6時12分に落下しているんです。そんなことがわかっていて、Jアラートを発令する必要があるのかって質問なんです。これは基本的にはこういう話なんです。58分にミサイルが発射された場合、アメリカの衛星が探知して、三沢基地に連絡が行きます。そこから日本政府に来るんですけども、このときに幾らでも早い対応はできるんです。

ところが、この6時2分のJアラート発信は、ここが最低の時間なんです。この弾道ミサイルというのは、550キロ、最高点に達しない限り落ちる場所がわからないんです。今回550キロと言っていますから、要は襟裳岬の上空なんです。時間としたら、6時5分から7分の間なんです。もう通過する時期にならないとわからないんです。ただし、日本政府は6時2分にJアラートを発令しておるんです。そうすると、どういうことが起きるか。危険区域だけを、要は北海道を含む12道県、これに発令をしなければならなかったんです。

この辺を含めて、やっぱり子どもたちに教えてやらないと、何で、どうやってよけたらいいの。こういう話になるんです。何に対して防護しなきゃいけないか。あのロケットの破片が飛んでくる。要は散乱して散らばったときに飛んでくる可能性があるからなんです。この辺を含めて、子どもたちに教えてやらないと、何のために防護するのかわからなくなるので、その辺も含めてやっぱり教えていただくと、この速やかに出したJアラート対策、これが生きるんじゃないかと思しますので、これも含めて検討していただきたいと、こういう話でございます。

まず、1点目の通学路・歩道の整備について質問をします。

要は、8月24日、夏休みが終わって、通学路を見ましたか。草はぼうぼう、こんな状態で村長の言われる子どもたちの安全安心が守れると思いますか。私は全然思っていないんです。雨が降って、その通学路の草が横倒しになったら、その滑るところを自転車を通るんです。そんな状態が続く中で、私は昨年も言いました、同じ時期に。PTAなりを使って、2学期が始まる前に草刈り等をしたらどうですかという話をしているわけです、教育委員会事務局に。今回どんな対応をしていますか。

○議長（南 千晴君） 小池教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 先ほど、PTAの通学路の点検のお話ということだったんですけども、草刈りに特化した通学路点検ということではないんですが、毎年年度当初には、子どもと保護者の方が一緒にごみ拾いをしながら、通学路の交通面等の危険箇所も含めて、通学路点検をして歩くマイロードクリーン運動というのは、毎年必ず実施を年度の早い段階ではやっております。今年度については、村のクリーン作戦と同じ日に実施をする予定でしたが、あいにくの天候不順で、当日は中止となったため、後日それぞれのご家庭で都合のつく日に実施をしていただきました。

今、松井議員さんのお話の2学期が始まりまして、通学路の草がというお話だったんですけども、この一斉に行うマイロードクリーン運動以外でも、一斉による取り組みではなくても、保護者の方が

見る中で、ここは危険だと、草が出ているという場合もありますし、いろいろな状況が考えられるかと思うんですが、その場合には、随時通学路の様子をよく見てくださというお話をしております。その通学路のところで気になることがあったら、学校にすぐ連絡をくださいと。学校はそれを教育委員会にすぐ連絡をし、教育委員会から役場の中の担当課に依頼して、土地の所有者に連絡をとってもらって、草を刈るお願いをしているということでございます。

通学路の草をなかなか実際に、土地の所有者でもない保護者の方が刈るとするのは、非常に難しい部分もあるかなと思います。今後もPTAや地域の方と協力しながら、教育委員会としては、通学路の安全確保に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（南 千晴君） 阿佐見教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 榎井議員が、ちょうど1年前のこの定例議会の一般質問の中で、議事録を持ってきたんですけども、「PTAの方が夏休み最後の土曜日か日曜日に通学路をきれいにするとか」という発言がございまして、私も覚えています。このことについて、あの時期に検討をしたんですが、通学路の除草作業をPTAに任せると、これについては、ちょうど9月になりますと、小中学校では運動会がございまして。運動会でお客さんが多く集まるということで、校庭、それからそれ以外の校地内の除草作業をどこでも行っているんです。通学路とは関係ありませんが、ただPは保護者ですよ、Pですから。保護者だけに任せていいのかなと。やはりこの問題については、局長からあったように、個人のところの雑草であるとか、それ以外のところは村の管理のところもあるんですけども、やっぱり村全体として考えていかなければならない問題だろうと。私はそういう理解をしております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 榎井保夫君発言〕

○9番（榎井保夫君） だから、私が言っているのは、前教育委員会事務局長は、検討すると言った結論がこれなんですという意味です。だからこれが結論だと私はとります。

そういう中で、2つ目の要望とすれば、春、秋の道路愛護を3回にしたらどうかという案もでてくるわけです。ただ、今まではこういうことは必要なかったんです。なぜかといいますと、畑を持っていらっしゃる方、田んぼを持っていらっしゃる方、そういう方が、歩道とか通学路に面しているところはみんな刈ってくれたんです。ところが時代の流れでしょうか。そこが取り残されるようになってるのが今の現実なんです。

これについては、村としてもやはり検討して、子どもたちを守る守ると言って、口先ばかりという話にならないように、老婆心ながら、私は心配しています。その辺を例えば、自衛隊の後ろのぼうぼう草は自衛隊じゃないんです。自衛隊の後ろです、これ。自衛隊じゃないんです、右側の道路。副村

長に聞いたら村側だとか。その辺の区分も含めて明確にしていけば、やはりその対応というのは、私はできていると思っている。その辺も含めて、建設課長どうですか。

○議長（南 千晴君） 久保田建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 草刈りということでございますけれども、県道や村道についての草刈りということ、管理でございますけれども、県道や村道については道路管理者、民地については土地の所有者や土地の管理者個人が、基本的には管理するということになっております。

現状でございますけれども、柘井議員おっしゃったように、夏場については、路肩の草で歩道や外側線等が隠れてしまうという現状でございます。村の対応としてでございますけれども、シルバー人材センター等に委託をして、除草を行っておりますが、全ての道路となりますと、相当な延長があり、なかなか追いつかないというような現状でございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 柘井保夫君発言〕

○9番（柘井保夫君） やはり、検討してってください。ここで何かあった場合については、非常に困ります。その辺も含めて検討していただきたいと思います。

2点目のカーブミラーについて、これはもう毎回総務課長にお願いをしておいでです。ちょっとした通路から出てきたときのカーブミラー、今までもあります。ただ、事故が多くてとか、見えにくいとかというお年寄りがいっぱいいらっしゃる時は、カーブミラーの大きなものをくっつけてもいいわけでしょう。だから、その辺も含めて、やっぱり安全面については、ちょっと大き目のカーブミラーをつけたら、今まで以上に安全だよというところは、やっぱりつけてほしいんです。どうですか。

○議長（南 千晴君） 小山総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） ただいまの柘井議員さんのご提案でございますが、交通事故多発の交差点等、現地を確認いたしまして、状況に応じてつけかえ等も検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 柘井保夫君発言〕

○9番（柘井保夫君） よろしくお願ひします。

では、防犯カメラについて。防犯カメラについては、先ほども出たのかな。私は、前からずっと言っているとおり、総務課のほうでつけた防犯カメラ、これについては、点検をするのに下から点検できないというやつは、改善されたとして考えてよろしいですか。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 以前、松井議員から防犯カメラの作動状況の確認についてご指摘をいただいておりますので、27年度に設置した35基については、防犯カメラの脇に、防犯カメラの下から作動状況の確認ができるように、点検灯を設置しました。28年度に整備した8基については、防犯カメラ自体に作動状況が確認できる点検灯がついているものを設置いたしました。

以上です。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） 後でつけた教育委員会の防犯カメラはどうなっているんですか。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 教育委員会の設置した防犯カメラにつきましては、新しく総務課が入れた前のタイプの防犯カメラですので、パイロットランプ等の作動状況を示すような点灯の器具はついておりません。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） ついていないということは、作動状況を調べるのは、いちいち脚立か何かで上がって、メモリーカードをとって、それでパソコンに入れ込んでから確認をするという意味でいいですか。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 松井議員さんのおっしゃるとおり、そういう形でないと確認はできないタイプの防犯カメラです。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） 私は、それは不適切だと思うんです。全然動いていないものが下から見てわからないなんて、作動していないのか作動しているのかわからないなんていう防犯カメラはおかしくありませんか。何かあった場合について、作動していなかったらどうするんですか。私はこれは検討していただきたいと思います、総務課のほうの防犯カメラと同じように。

それで、総務課のほうと教育委員会のほうに聞きたいんですけども、このメモリーカードは、点検は不定期かなんかにしているんですか。全然していないんですか。ものの考え方としては、何か起きたら見る、この考えですか。お聞かせください。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 総務課のほうでは、何か事件等発生した場合に確認をしておるところでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 防犯カメラのチェックについては、教育委員会の事務局職員が行います。基本的には、例えば学校の敷地内を不審な人物がうろついていたんじゃないかのような情報が入ってきたときに確認をして、その後の未然防止に役立てていったり、あるいは、先ほど杉井議員がおっしゃったような、何かあったとき、つまり例えば、どうやら夜に校舎に誰かが入ったようだというような、不法侵入の痕跡があったときなどに、録画データをSDカードを取り外して確認して、状況をつかんだりしております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 杉井保夫君発言〕

○9番（杉井保夫君） そういうものの考え方もあるんですけども、決められた日じゃなくて、不定期に確認をするということで、新たな事故を云々を発見することもあるそうです、これは。テレビで何とか教授が言っていましたんで。それも含めて、これについても、事故が起きない限り見ないというものの考え方を改めて、やっぱり不定期に私は確認する必要があるんじゃないかと思っておりますので、この辺検討してください。総務課長も教育委員会事務局長も検討をしてください。

防災計画、これに行きます。

先日、8月14日、15日で、ふるさと公園夏祭りに行ったらドローンが飛んでいました。それで、50メートル上空からふるさと公園をモニターで示して、すばらしいなど。これがあれば、相当なものができるなという感じがしました。これは、何かあった場合についてはドローンを飛ばして、地点を10カ所なら10カ所もう決めておくんです。それに基づいて、その地点にドローンを飛ばして、どういう状況かというのを一番早く調べられるのはこのドローンなんです。防災計画の中に、このドローンの運用も含めて検討していただきたいと思っておりますけれども、課長どうですか。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） ドローンに関してでございますが、ドローンは土砂災害等の発生時に、山間部などで、人が入ることのできない被災状況の確認などに効果があると思われま。県内では、前橋市、藤岡市、渋川市、富岡市がドローン関係業者と協定を結んでいるようですが、本村では、相

馬原駐屯地と大規模自然災害時の連携に関する協定や、国土交通省関東整備局と災害時の情報交換に関する協定を締結しており、災害発生時には、関係機関と連携を密にとり、被災状況の確認を行っていく所存でございますので、ドローンの導入については、現在のところ考えておりません。

以上です。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 杉井保夫君発言〕

○9番（杉井保夫君） 内容的にはわかりました。

ただし、80センチの雪が降ったときに、行けましたか、上まで。行けなかったでしょう。ああいうことも含めて、やっぱり私は検討する余地があると思いますので、よろしく願いをいたします。

それと、朝、犬を連れて散歩をしていると、あるごみステーションに行くと、3カ月も同じごみがずっとあったんです。これは黄色い袋にも白い袋にも入っていません。ずっとあるんです。これは、やっぱりごみ回収車が村に連絡をよこせば、点検に行つて、危険物じゃない、はい、処置ということになるんでしょうけれども、誰もが黙っているんです。これはやっぱり、横のつながりをもう少しよくしたほうがいいと思うんですけれども、住民生活課長、どう思いますか。

○議長（南 千晴君） 山本住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 今のご質問の案件なんですけれども、数カ月にわたりごみが放置されていたということなんですけれども、おっしゃるとおり榛東村の指定のごみ袋に入っていないものについては、回収はされません。ですが、通常であれば、ごみステーションを管理されている地元の方、区長さんとかから連絡があり、村の職員が片づけております。今回そういうふうな長期間にわたり放置されていたということであれば、また今後、ごみステーションを管理して下さっている地元の方や回収業者と連絡を取り合い、同じようなことが起こらないようにしていきたいと思っております。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 杉井保夫君発言〕

○9番（杉井保夫君） 物が危険物であつたら非常に困るなと思うんです。その辺を含めて、今後よろしく願いをしたいと思つています。

最後に、私は加計学園じゃないんですけれども、榛東村に特別地域というのをつくっていただいて、これは環境整備地域をつくって、1つずつ片づけていつたら、榛東村がきれいになるなと思つたんです。

まず、榛東村役場地域、これを整備特区にしていただいて、この29年度、榛東村の役場に來たらいつもきれいだ。こういう草なんか生やせません。いつもこんな感じ。こういう地域を榛東村のまず役場からつくっていつたらどうかと思うんですけれども、どうですか、担当課長。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 特別区とおっしゃられた関係なんですが、現在4月から11月の第1水曜日の朝、8時10分から、職員により庁舎敷地内の除草作業等を行っております。役場周辺の草刈りについては、草の伸び具合を見ながら、シルバー人材センターに依頼しているところです。

今後は、職員の除草作業範囲を工夫し、役場入り口は重点的に作業し、来庁者に不快感を与えないよう取り組んでいきたいと考えております。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） 右側を見てください。議員なんか眠気なんか覚めます。これだけきれいなんですから。こういう状態がやっぱり私は行政の鏡だと思うんです。その辺も含めて、いつも榛東村の役場の周りはきれいだという話でお願いをしたいと思います。

ふるさと納税について伺います。これは1つだけです。

要は、昨年のふるさと納税全国1位は、どこかは聞きません。宮崎県の都城市です。73億円。この都城が返礼品83%、これを返しておったんです。ところが、ここの池田市長という市長は100%返してもいいんだと。うちの都城の経済が発展すればいいんだから、100%返したいくらいだと、こういう方だったんです。全国1位、73億円。使った金、返礼品の金、58億円。この58億円が納税者の人たちに返礼品として返っていったんです。ただ都城では、この58億円はまちの経済発展という捉え方をしているんです。2番手は、長野県の伊那市。伊那市は電気系統の洗濯機からテレビから、これを全て送っていたということです。

ただし、この伊那市もことしの5月、都城は6月1日をもって30%に変えました。5月に16億円の納税があった都城市、6月1日に始めて、6月下旬、幾らだったと思いますか。2億円です。このくらい、返礼品を30%に下げると落ちるんです。

その辺を含めて、草津町の町長も金券については譲れない、総務省まで行って、金券については譲れないけれども、50%じゃなくて30%に落とします、こう言い切っているんです。そういう中で、我が榛東村は、30%にいつしますか。担当課長。

○議長（南 千晴君） 青木産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 松井議員さんのおっしゃるとおり、総務省から4月1日付で、返礼品上限3割にという主体として要請がございました。これに応じて、3割に引き下げた自治体も見受けられ、引き下げに伴い寄附額が著しく減少し、返礼品の生産者らが苦悩する例も報道で紹介されております。

榛東村としましては、6月の議会のときに、各自治体の対応を見きわめたり、29年度中に方向性を見出しながら改めていき、米については30年度から改めたいと伝えております。現在もそのような方

針で臨んでおりますが、8月の国の組閣に伴い就任した総務大臣、野田総務大臣が、地域に応じて柔軟に認める考えを示唆してございますので、国の制度自体も、少し変化が生じるのかなと考えている次第です。

以上です。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 杉井保夫君発言〕

○9番（杉井保夫君） ふるさと納税、29年度の現状はどうですか。順調ですか。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 7月までの寄附額は1億1,900万円余りで、件数は3,891件、寄附額は前年度月比で112%と好調となっております。

また、返礼品の内訳につきましては、これまでと同様で、生肉、肉加工品が5割以上を占めており、また5月から受け付けを始めております29年産米の予約件数も、8月23日現在で203件に上っております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 杉井保夫君発言〕

○9番（杉井保夫君） 心配していたお米のほうも、基本的には順調だという話を聞いて、一安心をしているところでございます。

そういう中で、私はやっぱり新たな改革をしていかないといけないと思うんです。例えば、今、榛東村にはブドウ園がありますけれども、例えば、各社長さんに、来年になったら平成30年限定、各社20個つくってくださいと。これをふるさと納税にかけますと。この20個がおいしければ、送ったところから送ってくださいと、また社長のところに電話が来ます。そういうような、やっぱりいろいろな考えを入れないとだめだと思うんです。

ある町では、東京に行って墓参りにも来られない。墓掃除をふるさと納税としてやっているところもあります。家を留守にしている、家の周りがぼうぼうです。家の周りの草刈りとか清掃も含めて、ふるさと納税としてやっているところもあります。やはりいろいろ考えれば、いろいろこのふるさと納税の対応ができると思うんです。私はそんな気がしてなりません。

ですので、今総務省がやっている現有のルールの中で、担当者は一生懸命頑張る。それでふるさと納税に協力していただく人を多く確保する。こういうことが大事だと思うんです。その辺も含めて、課長、検討よろしくをお願いします。

3項目に行きます。

ふるさと公園、私は春祭り、夏祭り、いつも両方に参加させていただいています。自衛隊の装備が

行っているという関係も含めて。

そういう中、ことし10人ぐらいの人が私にこう言っていました。毎回毎回、ふるさと公園、春祭り、夏祭り、マンネリ化しておもしろくない。例えば、天ざるそば限定10食、昼に出すとか、何かいろいろ工夫をなさないと、こう言った人がいるんですけども、いいことだねということで、頭の隅っこに入っています。毎回毎回、商工会議所も含めて一生懸命やってくれています。そういう中で、マンネリ化というのがおかしいんだと思うんです。何か一つ、新しいものを入れていくとか。

本来、ふるさと公園というのは、春祭りも夏祭りも、どういうパターンで皆さんに来ていただけるのか。これは榛東村から外へ出ていった人たちが、5月の連休を利用して、盆休みを利用して、榛東村に帰ってくる。そういう人たちをおもてなすふるさと公園春祭り、夏祭りなんです。元来そういうものの考え方なんです、あそこは。それを考えれば、やはり毎年同じようなことをマンネリ化したら私はいけないと思っているんです。

それと、上毛新聞に載っているんですけども、ふるさとへ戻ってきた方が何を一番恋しがるか、こういう話なんです。花火だそうです。だから私は、ふるさと公園夏祭りに花火を何とか打ち上げてほしいと、こう思うんです。これは安全管理上とか消防法、いろいろあると思うんです。ただし、私がびっくりしたのは、吉井の自衛隊の分屯地、弾薬があるんです。そこのここで上げていたんです。体育館がナイヤガラです。それができるのに、あのふるさと公園の上のグラウンドで、できないわけがないというのが私のものの考え方なんです。また今回は、自衛隊の夏祭りが雨で潰れちゃいましたので、余計それを感じる方がいらっしやるみたいです。

やっぱり、夏祭りは花火。こういう話で、花火が欲しいなと、こういうふうに思います。お金もかかりますけれども、やはりその辺も含めて、皆さんが村に帰ってきたときに何が必要かと。その辺も含めて、副村長どうですか、ご検討願いたいんですけども、倉持副村長、どうですか。

○議長（南 千晴君） 副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） 過去には、ふるさと公園の夏祭りのときに花火を実施したこともありました。ただ、最近は周りに住宅等ができてしまったというような関係で、途絶えてしまっているということもあります。前はNDSという若い人たちが、この夏祭りのイベント等を手伝っていただいたときには、小さい花火、子ども用のそれなりの見栄えはあるんですけども、そういう花火も打ち上げたときもあります。ですので、正式な大きな花火というわけにもなかなかいきませんので、その辺を考えていきたいと思っておるところでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） 冒頭申し上げましたけれども、やはり、今の子どもたち、小学生、中学生の

子どもたちが、大学に行ったり就職したりして、一度は都会へ出ていくと思うんです。その人たちが、やはり榛東村のほうがいいよねって帰ってこられるような企画をいっぱいしてやらないと、私はいけないと思っているんです。それには、この榛東村に企業を起こす必要はないんです。榛東村から前橋へ通えば、榛東村の住民ですから。

そういうのも含めて、やはり魅力ある榛東村をつくっていきたい。そのためには、やはりマンネリ化じゃなくて、一つ一つ変えていかないといけないなど、こう思っていますので、よろしく願いをいたします。

最後に、中学の部活動について。午前中、波多野議員とかが質問されましたけれども、そこにダブらないように。

要は、私が今一番不思議に思うことがあるんです。国も教員が足りない、教員に負担がかかっている。広島、大阪、臨時教員でさえいない。そういうふうにいるいろいろ騒いでいる中で、群馬県榛東村はそんなに大変なのかと、つくづく思うことがあるんです。そういう中で、今の現況を局長、聞かせてもらいたいんですけれども。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 教員の数につきましては、国のほうで出されている指標に基づいて、子どもの数から換算してクラス数が決まり、そして県から配当される教員の人数が決まるということになっております。そこに県が特別配置でつけてくれる職員も加わってという構成になっていますが、榛東村では、いろいろと最近の事情の中で、特別な配慮を教育の中で必要とするお子さんもふえてきておりますので、村のお金をいただきまして、そういう子に対する職員の配置であったり、あるいは個別の学力向上に対応する職員の配置をさせていただいているところです。

以上です。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 栢井保夫君発言〕

○9番（栢井保夫君） 榛東村ではなく、一般論でいえば、だんだん生徒数が減る、生徒数が減ったら教員数も減る、これは当然の話。そういう中で、部活動については減らないんです。部活動を廃止しない限り減らないんです。子どもたちがやりたいと言ったら廃止しないんです、普通は。そうすると、先生の数には減ってくるのに、部活動は一つも減っていない。そうすれば、先生に負担がかかるのが当然の話なんだと思うんです、一般論からいえば。

そういう中で、榛東村は、国が考えている外部指導員じゃないですよ、外部指導員をおねがいしていますよね。何人ですか、今。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 先ほど榊井議員さんがおっしゃったとおり、ことし報道で、部活動指導員というのが出ていましたが、それと外部指導者は別ですので、その外部指導者というのは、榛東中学校は、もうかなり昔から地域の指導者にかかわっていただいていたいて、今年度に関しては、8名の方が外部指導者として部活にかかわってくださっております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 榊井保夫君発言〕

○9番（榊井保夫君） 国の外部指導員というものの考え方というのは、要は給料もくれて、それで責任も持たせて、今まさに顧問の先生方がしているようなところまで持たせようとしているんです。

ところが、今事務局長の言う部活動の指導員というのは、弁当とお茶代だけあって来ていただいたんで、それで責任は持たせない、ましてや遠征になんか長として子どもたちを連れていけないというのが、この部活指導員だと思ふんです。こういう認識でいいですか。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 国のいっている部活動指導員のほうが、今回学校教育法に基づいて、そういう曖昧な位置づけを改善しようとしているものが部活動指導員というものです。それについては、まだガイドラインも発表されていない状況ですので、群馬県自体もそれを見ないと、配置についての方向性をなかなか出せないという状況なので、榛東村も状況を見守っているところでございます。

そちらとは別に、外部指導者という方がいるわけで、こちらは先ほど榊井議員さんがおっしゃったとおり、ボランティアに近い形でご協力をいただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 榊井保夫君発言〕

○9番（榊井保夫君） もう一度確認します。外部指導員には、ボランティアで来ていただいていますよね。部活指導員、どっち。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 外部指導者が、今榛東中学校に8名というふうにお話ししたところですが、全くのボランティアというよりは、謝礼は榛東中学校からお渡しをしております。この謝礼につきましては、榛東中学校の部活動後援会費からお渡ししているものですが、それほど高額ではございません。昨年度に関しましては、年間一律5,000円お渡しをしているということでした。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） 責任という問題なんです。責任というのは、顧問と副顧問、これがとるだけじゃないんです。実際そこに携わっている人というのは、これは責任とるんです、間違いなく。顧問と副顧問がとればいいという話じゃないんです。実際自分で教えている場合だったら、責任は自分でとるんです。これはもう基本の基本ですから。

そういう中で、年間5,000円というのは、まさに安過ぎませんか。私はそう思うんですけども、もうちょっと村として、お金については確立してやったらどうですか、教育長。

○議長（南 千晴君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 確かに、年間5,000円、それも中学校の部活動後援会費からということで、教育委員会としても、来年度は検討したいと考えています。

外部指導者の問題というのは、顧問がいて外部指導者という、両方いけば望ましいんですけども、全てそういう場合にはいけないと。そこで責任問題というのは、これはもう顧問です。外部指導者がとるわけではありません。そこまでは求めていない。

外部指導者も私に言わせれば、勝利至上主義に陥ると、顧問と衝突して、学校側と衝突することがある。それが体罰だったり暴言であったり、実際にもあります、そういうことが。ですから、その資格はありませんけれども、お願いするに当たっては、いろいろ検討することもあるのかなど。時間がなくて細かいことは言いませんけれども、確かに報酬は安いと。それは感じておりますので、検討したいと、それだけは述べておきます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） 今言われた、外部指導員で教えていて、先生が顧問、副顧問にいるから、何かあったら責任はこの2人だと言われましたけれども、違うんです。実際に1対1なり1対幾つで教えていたら、この人には責任はあるんです。今この事の重大さ、高低はありますけれども、私は指導員だからありませんからって、そうじゃないんです、今のこの世の中は。もう教えているという前提でいけば、これは間違いなく責任がある。顧問はもちろん顧問としての責任はとるんです。けれども、教えている者としては、間違いなくとるという前提で給料体系を。給料が5,000円については私は安いと思いますので、ご検討いただきたい、このように思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（南 千晴君） 以上で9番松井議員の一般質問を終了いたします。

続いて、質問順位6番村上慎一議員の一般質問を許可いたします。

4番村上慎一議員。

[4番 村上慎一君登壇]

○4番(村上慎一君) 4番村上慎一です。

6月に続いて、今回も質問させてもらいますけれども、9月が決算委員会ということで、今回お金に関することをちょっと質問したいなと思っています。

今回は4点、榛東村都市計画マスタープランということと、榛東村公共施設等総合管理計画、村指定ごみ袋の価格、最後に三校PTA協議会についてなんですけれども、ほとんどの答弁を村長と書いているんですけれども、一番最初をマスタープランのところにあるPDCAサイクル結果というのを踏まえて、今の杢井議員の質問の中にもいっぱいありましたけれども、何をやるにもお金が必要ですし、単純に行政側のサービスを求めるだけの公助の時代は、多分自分は終わったと思っています。もう下手すると自助です。議会の広報を見ると、最後のページのほうに、地域で無償で長年にわたって奉仕活動をされている方の写真を見かけるのが楽しみでよく見ますけれども、先ほどの話にあったように、PTAに任せるとかじゃなくて、これは行政サービスだから役場に言えばいいということから違って、もう自分のことは自分でやると。自分たちの子どもが通っている通学路だから、自主的に除草もする時代だと思います。

そんなことから、今回は予算、お金に関することを質問しますけれども、多分今の話の延長上に、もう割り切って、どこがとか誰がとかでなくて、これから地域を発展させていくためには、行政側、議会、村民、全部が一体となって、自分事として問題を捉えて進まなければ多分だめでしょう。だから、選挙に関心がなくて、何かあったときには、例えば議員は何をやっているんだとか、役場はこんなこともできないのかと、それを言うのは大きな間違いで、自分も含めて同じ村民ですから、自分のことのように考えて進んでいくのがいいことだと思います。

先週の土曜日、9月2日ですか、太田市で、地域の問題を住民が議論するという住民協議会というのがありまして、これは構想日本という動くシンクタンクが開催したんですけれども、皆さんの知っているところでは、事業仕分けとか、この住民協議会、法律も含めて国に100個以上の提案をして採択されています。これに参加すると、まさしく自分事会議というテーマですから、住民の方が自分のこととしてそこへ参加するんです。ですから、無作為に選択された住民の人たちは、自分が委員です。国会議員、市会議員でもなければ、役場の人でもない。要するに自分のことなんです。誰かに言われたんじゃないでなくて、自分のこととして捉えて、ああいう会議は多分有意義だと思います。

でも、お金の話をするのに当たって、インターネットで見たら、財務省が発表した日本の財政関係資料というのが幾つか出まして、多分皆さんも関心があって見られたと思いますけれども、今の日本の国は3分の1が借金です。その3分の1は、今まで借りた借金を返済しています。残った約3分の1しか実際の事業には使えないという。表現を見ると、GDP200%以上超えちゃって、現在のままでは日本の財政は持続不可能と言わざるを得ません。本来、市町村が同じ悩みを持っていますけれども、国がこんな状態です。29年の発表でも、国際的にも歴史的にも例がないほど、莫大なつけを残し

ていると。

いままできょう、これから議会でお金の話をしますけれども、実際予算をもらう国の状態もこんなですから、先ほどから何度も言いますように、みんなが一丸となって、問題意識を持って進んでいくのが、この榛東村をよくすることだと私は思っています。

新人で、前口上の原稿をつくれませんので、こんなのを見えていますけれども、最近買った本の中に、こんな未来の年表という本をちょっと買ってみました。これを私が買ったときには、6万部ってあったんですけども、先週の日経新聞のパンフレットを見ると24万部ですか、すごくいっぱい読まれているんです。人口減少日本でこれから起きることってというタイトルだったんですけども、先週では、未来を知る覚悟はありますかというサブタイトルです。よくいろんなことを調べているなどと思って感心して見たんですけども、単純には、2020年、3年後ですけども、女性の半数が50歳を超えます。2024年、7年後ですけども、全国民の3人に1人は65歳以上です。2027年、10年後には、輸血用の血液が足りません。輸血を受けられない人がいっぱい出ると。2033年、16年後には、3戸に1戸が空き家です。2039年、22年後には火葬場が不足すると。2040年、23年後には、自治体の半数がもう消滅です。ですから、皆さん言われましたけれども、先月子ども議会で皆さん活発な意見を言ってくれて、はたで見ていて、大人になってこの議会へ足を運んでくれればいいなと思いましたが、多分それはかなわないんだと思います。2042年、25年後には、高齢者の人口がピークを迎えると。これは榛東村の問題ではありません。日本全体が政策をいろいろ間違っただのかどうかわかりませんが、こんな状態が今の日本の現状ですから、それを踏まえて、榛東村が、村長を初め、みんなで頑張って、ぜひよい村になればいいなと思いますので、以降自席に戻って質問したいと思います。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） それでは、1つ目の質問からさせていただきます。

榛東村都市計画マスタープランというものが、平成18年3月に発表され、平成37年を目標年次としたおおむね25年後の榛東村のあるべき姿を考え、その実現に向けての基本的な方針を定めたものだと思います。今後の榛東村での都市計画やむらづくり事業は、このマスタープランに基づいて、具体的に取り組みされていると表現されています。計画の位置づけとしては、村の上位計画である第6次榛東村総合計画の基本理念のもとに、榛東村人口ビジョンとか、榛東村総合戦略、ふるさと創生法に基づいて、国のほうからつくりなさいと言われたものを当然榛東村もつくって、それらと連動した計画の一つで、榛東村公共施設等総合管理計画とも当然整合された計画となっています。

そのプランに記載された目標年次と計画人口箇所において、都市計画マスタープランでは、平成37年における計画人口は約1万9,000人を想定していると記載されています。ただ、昨年とか本年3月に、数々の計画や戦略プランが榛東村でも打ち出されていますが、そのほとんどの現在人口数とかの表現が1万4,000人台という表現をしています。約10年前に予測したこの榛東村都市計画マスタープ

ランでの将来予測人口約1万9,000人と、昨年3月に発表された榛東村人口ビジョンでの将来人口の推計と分析では、社人研のデータですけれども、1万4,071人、約5,000人の差異が生じています。さきにも述べましたが、この榛東村都市計画マスタープランでは、都市計画やむらづくり事業を進めるに当たり、ベースとなる重要なプランだと思います。平成18年に作成されて発表したものですが、今の榛東村のホームページ等を見ても、この計画の変更とか、数値の訂正とかがありませんので、先ほど述べたように、国全体で悩む人口減少問題は、あらゆる面の将来予測には必ず最優先しなければならない事案だと思っています。

そこで質問ですが、計画目標達成のためや予測数値の変化に対しては、俊敏な対応でチェックや改善策を打ち出すことで、計画の実効性を確保できると考えますが、この榛東村都市計画マスタープランでは、PDCAの運用はどのようにされているのか。また先ほど言ったように、村ではいろんな計画やプランを打ち出していますが、そちらのプラン等に対しても、PDCAサイクルをどのように実行しているか、村長にお聞きしたいと思います。

○議長（南 千晴君） 久保田建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 都市計画マスタープランでございますけれども、おっしゃるように都市計画法第18条の2の規定に基づきまして、上位計画でございます榛東村総合計画を踏まえ、本村の都市の将来像や土地利用等の基本的方向性など、都市づくりに関連する行政施策の総合的な調整を図るための指針でございます。

ご指摘のように、人口や世帯数におきまして、中間目標年次である平成27年度では、当初計画とは乖離する部分がございます。マスタープランの見直しにつきましても、都市計画の施策、方向性について総合的に検証を行い、その必要性について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） 計画は順次変更されて、見直しですよ。プランのPがあって、実行に移しますからDです。おのおの100%一発ではうまくいきませんから、必ずチェックを入れて、その改革をする点はアタックしていくと。何事においても日本語で言えば、多分試行錯誤でしょう。これ仕事上でも会計上でも、必ずそれをやっていかないと、どちらかですみずくんだと思います。

先ほど、梶井議員がいろいろ質問された中でも、去年こういう質問されたけれども、今はどうなっているんですかと。同じ答えだったとすれば、それはPDで終わりか、Pで終わりです。実行に移されていないと。なぜ実行できなかったかというチェックをその担当の課でして、その改善をすれば、先ほど梶井議員が質問したものの答えの内容は、多分変わったんだと思いますけれども、ぜひこれは執行側だけでなく、議員側も質問する内容等々に関しても、PDCAサイクルって回していきたいと

思うんですけども。

ちなみになんですが、執行側の方々に質問しますけれども、PDCAサイクルって聞いたとか、使っているという方はいらっしゃいますか。

ありがとうございます。

先ほど言った、去年とかことし、榛東村とすればいろんな計画、戦略プラン等々発表していきまして、その幾つもの発表した冊子の中に、PDCAプランを有効に活用して対処していきますという表現がされています。その中で、今の質問でいくと、挙手をされた方が非常に少ないと。となると、この村の大事な将来像に向けた計画を実行していくに当たり、どなたが計画をつくって、どうチェックをして、見直しをして進めていくのか、それはちょっと疑問なので、ぜひとも、PDCAというのが何かそこら中出ていきまして、最近のベストセラーではこんなのも売っていますので、多分皆さん、書店で簡単に購入できると思いますので、ぜひ読んでみてください。

先ほどもふるさと創生じゃないんですけども、結局は、何とか榛東村をいい村のまま発展させて、村長の上げる第6次計画のように、安心して安全で住みよい村、人がいいんだから榛東村にはまた帰ってくる、それを進めるに当たっても、さまざまな問題が発生します。予期せぬこともあります。それに関しては、ぜひそのサイクルを使って改善をされて、いい方向にお互いに導いていければと思います。

私が思うには、4月に初めて議員になりまして、そのときの議長、副議長の挨拶の中に、執行側と議会は両輪ですと、うまくバランスよく回していくことがいいことです。それは私も当然だと思います。最近いろいろ考えている中で、その本元は村民です。村民を付度して、自分たちは両輪をうまくバランスよく回していくことによって、こちら側は100%榛東の住民ですけども、執行側もほとんど榛東村に住居を置かれていますけれども、同じ村民です。ですから、皆さんが共有して、村民が幸せに安全に暮らせていけるようにというのが望ましい姿だと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、2番の榛東村公共施設等総合管理計画についてですが、たまたま今、文教厚生常任委員会では、中央公民館の建てかえということを審議していきまして、波多野議員が言われたように、元氣プラザ21や東公民館の視察、榛東村の南部コミセンの見学もさせていただきました。これは単純に言って、公共施設の中の一つです。これをつくりかえるかどうかということに関しても、結局は先ほど言っている予算がなければつくることができません。榛東村とすれば、村民が必要とするものを必要な使用範囲で、お金もなるべく無駄遣いしないようにつくることが大事だと思いますけれども、この都市計画マスタープランの中にいっぱい書いてありましたけれども、これ40年も先のことを見据えてつくっているプランなんですけども、榛東村とすれば、どこへ落ち着いて何をするのかっていう明確な答えがちょっと見えなかったんですけども、これは村長、どのように考えていますか。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩します。

午後3時40分休憩

午後3時41分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開します。

清村企画財政課長。

〔企画財政課長 清村昌一君発言〕

○企画財政課長（清村昌一君） この公共施設等総合管理計画の策定の背景をまず説明させていただきたいと思うんですけれども、平成25年6月に、国において、経済財政運営と改革の基本方針が閣議決定をされまして、この中でインフラの老朽化が急速に進展する中、新しくつくることから賢く使うことへの重点化が課題であるという認識が示されました。これを受けまして、平成25年11月に、国においてインフラ長寿命化基本計画が策定をされまして、当該基本方針に基づきまして、国においては各省庁で行動計画を、また地方公共団体それぞれで行動計画を策定することとされたところでございます。

この地方版の行動計画であります公共施設等総合管理計画につきましては、今後40年間の中長期的なスパンにおける公共施設の維持管理、更新等に係るトータルコストの縮減や、予算の平準化を図るための基本方針を定めたものとなっております。

基本的に、国のベースでももとの基本方針が定められておりますので、高度経済成長期に多くの公共インフラが整備された。それらが一斉に老朽化を迎えるという時期が来ているということから、こういった計画をつくる必要があるということで、地方に対しても、そういった要請があったものでございます。ですので、ベースとなるものについては、既存の公共施設、あるいはインフラ設備等について、これまでの対処療法的な補修というんでしょうか、そういったことを改めて、点検を密にする等によって、施設の長寿命化を図っていきましようというところがベースになってございます。

その中で、お話がございましたけれども、少子化が進んでいくというような中で、公共施設のあり方そのものについても、当然あわせて見直していくということになるわけでございますが、今回策定いたしました公共施設等総合管理計画に基づきまして、公共建築物についてはそれぞれの個別計画、インフラにつきましては長寿命化計画を策定することとされておりますが、既に橋梁については、東日本大震災を受けまして、橋梁の長寿命化計画というのは既に策定済みとなっております。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 先ほど質問で、都市計画マスタープランについて質問されて、答えは公共施設等総合管理計画の内容だったんですけれども、それは大丈夫ですか。

4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） ありがとうございました。

確かに、国の施策によって、各市町村に対して、公共施設の、インフラも含めてですけれども、見直しの指示がありまして、どこもそれを作成したわけなんですけれども、先ほどのPDCAというのは、初代の地方創生大臣の石破さんが書いた本の中にも、こうやれば創生できるということが書いてありまして、ページの中ではPDCAサイクルはぜひ活用してくださいということで、全国を周って説明をしたということも書いてありました。

榛東村の実情でいきますと、公共施設、公共建築物にしても、全てを更新するという計画のままいくと、大規模改修費用が110億2,000万円、建てかえ費用が121億4,000万円、合計231億6,000万円が必要と、40年間で試算されていまして、年平均で約5.8億円です。その費用が必要となるわけです。

一方、平成27年度の決算で、公共建物等の更新、保全のために充当された費用であるお金が約4億8,000万です。現状のまま推移するとして考えた場合、1年では約1億円、計画期間では41億3,000万円の財源が不足されるということが、村の発表の計画では書かれています。

また、同様にインフラ施設の場合でいきますと、計画期間で必要になる費用は308億3,000万円、平均で年7億7,000万円必要になるんです。先ほどと同じように見ていきますと、このために充当された費用は、特別会計を含めてですけれども、6億円かかりますので、現状のまま推移した場合には、1年で約1億7,000万円の財源不足で、計画期間中では66億9,000万、約67億円の財源不足が出されています。

そうすると、もし先ほどの住民サービスをするために、いろんな建物、インフラを整備されているんですけれども、住民もそこら辺は、子ども議会でも、これからは5年で高齢の方が自分たちよりもふえますねと質問された議員さんもいましたけれども、あんな小さな子たちも、現状を多分把握されているんだと思います。となると、村としても明確な答え、方針を打ち出して、それに伴って住民の人に、あれば確かにいいよねと、でもこれからの公共施設はこれがなければだめだというものをつくっていく、それを保持していくということが大事なんだと思います。

たまたまですけれども、先ほど柘井議員が花火という話をしていましたけれども、今週の土曜日に沼田の花火大会がありますけれども、これ43年ぶりぐらいかな、5年連続だからもっと前ですか、ある会社の社長が発起人として立ち上げて再開して、立派な花火大会ですけれども、その沼田市の同じ計画を見ると、沼田市長が表現しているのが、先ほど言った、もうこれからの施設は、あったらいいなからなくてはならないに変えて、あの市は2回合併を繰り返しましたので、とんでもない面積を持っているんですけれども、そうすると、答えとして出したのが、公共施設をこの40年間で40%削減することを目標としますと明確な答えを出しました。要するに、もう持ってられないんです。

先ほど言ったように、少子高齢化が進むということは、生産年齢人口も減りますから税収も上がらない。介護等々社会福祉に対してもお金がかかる。そうすると、どの観点から見ても、今のままの施設を維持していくのは多分不可能でしょう。それなので、国のほうが閣議決定して、各県市町村に整備の見直しをなささいということと言われたんだと思うんですけれども、それは多分、先ほど説明が

ありましたけれども、当村も、40年間の計画としては、財源もこういうふうに移動しますし、年齢もこういう人口ということは全部予測されていますけれども、このようにしたいという多分苦渋の選択で、村民には非常に厳しい現状を伝えることになるかもしれませんが、今の時点からそれを伝えて、先ほど言ったように、村に住む者全員が同じことを共有して考えていかないと、なかなかうまくいかないとしますので、ぜひ早いうちに、村の方針としてその答えを出していただければと思います。よろしくお願いします。

あわせてですけれども、その予算の問題で1つ、上水道施設の耐震性が低いというのが表の中にありまして、ほかのものに関しては、ほとんど90%とか、高い数値を示していますが、上水道に関しては、耐震性に関してチェックオーケーなものがほとんどなくて、71%が対応していないと。それに対して、村ではどのようにお考えか質問します。

○議長（南 千晴君） 清水上下水道課長。

〔上下水道課長 清水義美君発言〕

○上下水道課長（清水義美君） 上水道施設の耐震性の割合が70%と高いということですが、上水道施設につきましては、農業用水の濁水対策供給施設を含み70%ということになります。特に、農業用水路の供給施設につきましては、約43年を経過し、老朽化が進行しています。また上水道施設の耐震性を有する施設につきましては、平成6年度以降に建設されたもの、梨子木とか、新井とか、南部とか、長岡浄水場となっております。その他の施設については、耐震性が期待できないと伝えておるところでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） あわせて、もう一つ質問したいのですが、水道管の材質が、今は铸铁っていうんですか、鉄を使っていて、先ほどの計画なんかでも、更新年数が40年と表に表示されていて、これ群馬県の伊勢崎で、ある議員が同じ一般質問で質問して、ポリエチレン管に変更をどうでしょうかという一般質問の結果、メーカーや村で検討した結果、材質の変更によって、40年しかもたないものが、ポリエチレン管では約倍の80年間もちますと。耐用年数が変わったおかげで、ざっとですけども、伊勢崎市の回答では400億円の節約ができたという表現がありましたけれども。これから、先ほどの計画の延長ですけども、村では、水道管の材質の変更等の検討とか、実績とかはありますか。

○議長（南 千晴君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 清水義美君発言〕

○上下水道課長（清水義美君） ただいまの伊勢崎市の水道局のお話ですけども、配水管の耐震化及び長寿命化の観点から、耐震適合管であるハイパーポリエチレン管、通称HP P管というんですけ

れども、口径100ミリ以下の配水管において更新することとなっていると。なお口径150ミリ以上は、ダクタイル鋳鉄管を使用するということになっております。

今後、上水道事業につきまして、今後の人口減少社会に伴う収益の減少とか、水道施設の老朽化に伴う耐震化の更新など促進するため、経営戦略というものを作成しまして、中長期的な整備計画を検討して、財政基盤の強化と財政マネジメント向上に取り組まなければならないと考えております。

なお、経営戦略の策定につきましては、32年度までに全市町村が作成することになっております。これに基づいて、中長期的な展望に立って、上水道の施設整備に当たりたいと考えております。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） 水道は、自分たちが生きるために必ず必要なものでして、それは必ず整備していかななくてはならないと思うんですけども、太田市等を含めた3市5町村で、これから水道の使用料もだんだん減って行って、赤字化になってしまうと。それで、民間委託して広域的に管理することによって、浄水場の数を減らしたりとか、そういった工夫もしています。

先ほどの材質の変更等も含めてですけども、多分繰り返になりますけれども、榛東村単独では、いろんな公共施設を保持していくのが難しくなりますけれども、先ほどどなたかが質問した、例えば図書館、これも広域化で、榛東村の人が高崎市、前橋市、吉岡、渋川、全部利用することができるのとあわせて、広域化で考えていく必要があると思いますので、ぜひ材質の面も含めまして、検討していただきたいと思います。

続きまして、6月にも質問をさせてもらいましたけれども、榛東村指定のごみ袋の価格について、6月のときに課長のほうから、ポリエチレンの原料のエチレンの高騰による価格上昇ですというご説明をいただきました。それに対して、同じ6月、私が質問した同時期に実は入札がありまして、同じ青木薬品という会社が、513万1,836円で製造卸業務委託の落札をしています。これ7者の指名業者の中で、一番安くなんですけども、このときのエチレンの原料の価格、その高騰の原因となった。比較はどんなふうになっていますか。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 6月の議会におきまして、ごみ袋の販売価格が変わった原因が、先ほど議員がおっしゃられたとおり、原材料のエチレンの高騰によるものだというふうにお答えをさせていただきました。それは平成28年度の入札における結果です。そのときに毎年入札は行いますので、そのときの落札価格によって、ごみ袋の価格も変動することもあり得ますというふうにお答えしているかと思っております。今回、入札の時点での設計書というのは、その時点でエチレンの価格が安くても、すぐには反映されているものではありません。今回のことし5月に行った入札は、10月から販売するものでございます。先ほども申しましたけれども、エチレンの価格が昨年度下がってきており

ますので、それは反映されているというふうに考えて、落札価格に反映されておりまして、10月からの販売価格についての変更も今現在検討しております。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） これは、単純に村指定のごみ袋ですから、確かに製作する工程は機械に流せばできちゃうだと思いますから、原料の価格によって差がでるのは当然だと思います。

たまたまなんですけれども、先月の18日と30日の日経新聞で、ポリエチレン上昇という記事が出ていました。これは課長が言われるように、原料のエチレンの高騰によってと、中国、台湾で休みの関係があって、工場がストップしましたから、国内に原料が入ってきにくくなっての高騰です。

こういったことがあると、これから榛東村では、常にこの原料の変異によってごみ袋の価格が変わることはあるんでしょうか。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 先ほどもお答えしましたけれども、入札によってその年の価格は決まりますので、価格が変動したからといって、それがすぐに反映されるものではございません。やはり入札の結果によって、価格を決定していきたいと思います。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） これ、先ほど述べたように、7者の指名業者によって、一番安かった青木薬品というところが落札したんですけれども、6月に申しあげましたように、榛東と吉岡はこの青木薬品というところを使っています。たまたま興味を持って、ほかのもっと大きな市を見ると、メイドインチャイナ、タイ、ベトナム、マレーシア、海外の安い物をそのまま、原料じゃなくて、海外でつくらせて国内へ持ってきて、安く供給して、住民に出してあげると。

村では、価格で4円、5円の話なんですけど、村内の主婦の方では、どうもまだ、いまだかつて、マスコットキャラクターのしんとうちゃんがプリントされた時期と相まって、そのせいで価格が上がったと思っている方がいっぱいいるようです。それで、聞くところによると、小売店に行くと、しんとうちゃんのプリントされていない袋をわざわざ求めている方もいっぱいいるそうです。それなので、前にも言ったように、これは指定のごみ袋ですから、必ずルールを守るときにはこの村の指定のごみ袋を使うわけでして、ぜひ価格はなるべく安いほうがいいと思いますので、例えば、指名業者の中に、もっと大きな商社を使って、海外等からも購入するとかという考えはありますか。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 海外する輸入するものについては、1ユニットといいますか、輸入す

る数量が膨大なものになってしまいまして、榛東村で販売を予定しているごみ袋から換算すると、逆に高くなってしまいますし、それをストックするといったことも、場所とかも必要になってきますので、ただ、村上議員さんがおっしゃるとおり、大きな商社等をもし入札に参加させられるようなことがあったとすれば、またそういうことがあったときには検討していきたいと思っております。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） 先ほど、村全体でこれからいろいろ考えなくちゃいけないということを述べさせてもらいましたけれども、無理に海外から、安いからといって大量に1回に購入しなくても、これは交渉事で、村では年間これぐらいしか使わないから、これだけ納入してくれということがもし通れば、安い価格で購入することができると思いますので、一辺倒に方向性を決めないで、何通りか検討されて、ぜひ安い価格で榛東村の指定ごみ袋ができるように進めてもらいたいと思います。

それと、先ほど言ったように、今回予算に関しての定例会ですけれども、昨年予算請求したごみ袋の製造委託料が1,070万2,000円の予算をとられています。それで、先ほどの落札価格を見ると、約半分の500万、これは私が知る限りでは、榛東村は不燃ごみ、可燃ごみという2つがありまして、大きさも2種類ありますけれども、この半分の金額になったというのは、何をもって予算請求をして、どうして半分になったのか、ちょっと答えていただけますか。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 先ほども言いましたが、入札により落札業者が決まります。今回は、先ほどおっしゃいました青木薬品さんが落札をしたわけですけれども、いずれにしても、落札をしてから製造が始まりまして、販売に入るまでに最低でも3カ月という期間がかかります。ですので、先ほど言いましたけれども、5月に入札したものは10月から販売するものについての入札になっております。その間、4月から9月分につきましては、随契ですから、前年度の入札価格を基本に、随契でその期間、納められない期間の補助というか、確保をしております。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） よくわかりづらいんですけども、想定して予算とすれば1,070万2,000円確保しました。実際落札では475万1,700円、大きな差があるんですけども、これ普通予算立てをするときに、大まかな目安かなんかは見て、先ほど言ったように、村民の血税を使いながら運営していますので、そんなに大きな差が出るんですか。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 今、手元に資料がなくて申しわけないんですけども、入札に関し

ては、多分6月の定例議会のときの全協だったかと思うんですけども、落札の状況についてはお示しがされているかと思えます。

それで、先ほども申し上げましたが、10月から3月までの半年間ということなので、予算から見ると約半分ですか、それが落札価格となっております。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） くどいんですが、工期は29年5月30日から30年3月31日ってうたってあります。ですから、6月ではないんだと思います。

これは、繰り返しますが、尊い税金を使ってお金をお支払いしますので、これの予算立てと使い方には、十分注意をされて進んでいってください。よろしくお願いします。

ごみ袋に関しては、今のような回答で終わるわけですが、最後に教育委員会というか、三校PTAなので、直接は関係ないんですが、先日、南小学校の歴代PTA会長会というのに、8月4日に参加したとき、雑談の中で、20年度にPTA会長だった塚田君が、三校PTA連絡協議会は俺のときでなくなっただよってという話を聞いて、いろいろ見てみましたが、村では、昨年の施策の結果説明書が出されていますけれども、その7番、小中PTAという項目に、榛東村三校PTA連絡協議会は、20年度をもって解散しましたが、従来どおり協力して、本村の児童生徒の幸福な成長を図るとともに、健全なPTA活動の発展を促進し、榛東村教育の振興を図ってきました。わざわざこの一番最初に、協議会を20年をもって解散しましたってあるんですけども、何か解散しなくちゃいけない理由があったのかと、あと、実際に素人ながらPTA会長を務めさせてもらって、連絡が取れたりわからないことがあると、私は南小でしたけれども、北小のPTAの方にも聞いてみたいし、やはりほとんどの榛東村在住の子は、榛東中学校へ行きますから、当然進学する中学校のことも聞きたいと思うので、これはあったほうがいいと思うんですけども、これから再開する予定等がありますか。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 村上議員さんのおっしゃるとおり、三校PTA協議会については、平成20年度をもって廃止になったというふうに聞いておりますが、本来その三校PTA協議会というのは、北小学校、南小学校、榛東中学校のPTAによる任意の団体でございますので、こちらの教育委員会事務局が運営をしていたわけではないので、その細かい事情は、正直なところわからない、廃止になった経緯というのはちょっとわからないということです。ただ、三校PTA協議会の中で協議をした結果、そういう廃止の判断をしたというふうなことを聞いております。

再開ということなんですが、とりあえず、先ほども申し上げましたとおり任意団体ということになりますので、こちらから再開をしてほしいというような形の働きかけというのは、非常に難しいわけなんですけど、ただPTA同士のつながりというのがなくなったわけではございませんで、北群馬の吉

岡と榛東で合同でやっている郡のPTAの中でのおつき合いとしては、それぞれのPTAの代表の方は、連絡、情報交換等しているということです。

以上です。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） 任意団体ですから、確かに教育委員会に返答を求めるのも変な話なんですけれども、教育委員会は、施設から授業の進め方等も含めて、トータルでタブの中を見てくれていますので、その一番のものは、やはり子どもたちが安全に成長できて、よりよい教育を受けられることを前提に日夜努力してくれていると思いますので、ぜひ任意団体とはいえ、村のたった3つしかない小学校と中学校ですから、連絡を密にとれるように、校長先生等に話がけをしていただいて、私はできればまた再開できればと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、英語教育の件に関してですが、先ほど柁井議員も言われましたけれども、オンライン化ですか、あれは議員皆さんで見学させてもらって、すごくいいなと感じました。

高崎市も8月に、全小中学校にALTを置けたと。中核市では全国初だと言っていますけれども、何とうちの村はオンライン授業ができるので、これも全国初ですので、子どもたちはすごく恵まれていて、いい環境で育っていると思います。

そんな中で、2020年に小学校でも英語が教科として追加されるようですが、いろんな紙面とか情報を見ますと、小学校のときに、ALT等を含めて英語に触れると、興味を持って楽しい、英語が好きだという方が7割を超えているというデータがあります。それが中学校の1年生になると、61.6%、2年生は50.3%、だんだんおっこっちゃうんです。単純に言葉をかかわすとか、ゲーム感覚じゃなくて、文法とかを学ばなくちゃいけませんから、勉強として捉えると離れちゃう。これはもったいないことなので、ぜひ子どもの英語教育に力を入れている榛東村とすれば、ぜひともこの辺を伸ばしていくような施策をと思いますが、どうでしょうか。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） オンライン英会話、あとは、今年度につきましては、今まで村内にALTが1名配置だったのが、小学校にも配置で計2名の配置ということで、村長さんのご理解、あとは議会の皆様のご理解のおかげで、手厚い教育体制をとらせていただいております。

先ほどの英語嫌いという話につきましては、このオンラインスピーキング、オンライン英会話システムというのは、まさに自分の習った英会話が活かせる、通じたという喜びが感じられる、非常に実体験としていい機能だと思いますので、そこの側面の支えが十分にできるかなというふうに思っています。

榛東村につきましては、以前から英語教育に力を入れておまして、先ほど小学校の三、四年生に、

これから外国語活動が実施されるようになり、五、六年生が教科としての英語がスタートするという話がありましたが、榛東村は以前から、小学校1年生から、外国語活動がまだ始まっていない4年生まで、外国人の英語の先生がそれぞれ年間10時間ぐらひは英語を既にやっていますので、子どもたちにしてみると、オンライン英会話で外国の方とお話をするときにも、そういう榛東村のALTの方との触れ合いという経験が非常に生かせるため、5年生であっても、オンラインのところにスムーズに入っていける状況になっているかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（南 千晴君） 以上で4番村上議員の一般質問を終了いたします。



◎散 会

○議長（南 千晴君） 以上で本日付議されました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成29年第3回定例会第1日目を散会といたします。

大変お疲れさまでした。

午後4時13分散会

平成 2 9 年 第 3 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 2 号

9 月 5 日 (火)

平成29年第3回榛東村議会定例会会議録第2号

平成29年9月5日（火曜日）

議事日程 第2号

平成29年9月5日（火曜日）午前9時開議

- 日程第 1 一般質問について
- 日程第 2 議長の常任委員会委員辞任の件について
- 日程第 3 認定第 1号 平成28年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 認定第 2号 平成28年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 認定第 3号 平成28年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 認定第 4号 平成28年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 認定第 5号 平成28年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 認定第 6号 平成28年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 認定第 7号 平成28年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第 8号 平成28年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第 9号 平成28年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第10号 平成28年度榛東村上水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 陳情について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	波多野 宏 美 君	2番	善養寺 孝 君
3番	蜂 巢 實 君	4番	村 上 慎 一 君
5番	川 田 敏 彦 君	6番	小野関 治 義 君
7番	高 田 清 一 君	8番	清 水 健 一 君
9番	裕 井 保 夫 君	10番	小 山 久 利 君
11番	山 口 宗 一 君	12番	岸 昭 勝 君
13番	早 坂 通 君	14番	南 千 晴 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村 長	真 塩 卓 君	副 村 長	倉 持 直 美 君
総 務 課 長	小 山 美 子 君	企 画 財 政 課 長	清 村 昌 一 君
税 務 課 長	岩 田 彦 一 君	住 民 生 活 課 長	山 本 正 子 君
健 康 保 険 課 長	安 田 睦 君	産 業 振 興 課 長	青 木 繁 君
建 設 課 長	久 保 田 邦 夫 君	上 下 水 道 課 長	清 水 義 美 君
会 計 課 長	清 水 喜 代 志 君	教 育 長	阿 佐 見 純 君
教 育 委 員 会 長	小 池 賢 一 君	代 表 監 査 委 員	岩 崎 唯 雄 君
事 務 局 長			

事務局職員出席者

事 務 局 長	岩 田 健 一	書 記	津 久 井 久 美
---------	---------	-----	-----------

◎開 議

午前9時開議

○議長（南 千晴君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成29年第3回榛東村議会定例会第2日目を開会いたします。

本日も傍聴の方々がお見えです。大変ありがとうございます。

傍聴されます皆様に申し上げます。傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席でありますので、本日の会議は成立いたします。

なお、村長以下説明のための管理職は全員出席であります。

直ちに、お手元に配付しました日程により会議を行います。



◎日程第1 一般質問について

○議長（南 千晴君） 日程第1、一般質問についてを議題といたします。

質問順位7番早坂通議員の質問を許可いたします。

13番早坂通議員。

〔13番 早坂 通君登壇〕

○13番（早坂 通君） 前回のたしか議員のときは17番で、前期の広域議員のときも17番だったので、番号を間違えました。13番早坂通です。よろしくをお願いします。

では、まず初めに、質問に入る前に一言述べさせてもらいます。

一昨日、北朝鮮が核実験をしたという報道がありました。このことによって、朝鮮半島、日本列島の情勢が一層厳しくなる可能性があるとのこと。我々、一地方議員、地方議会がこのような国際的問題に対しては無力かもしれませんが、今や対岸の火として眺めているときではないと痛感しています。

それでは、質問に入ります。

本日は、まず①として、職員の能力の引き出しと活用について、②高齢者の移動手段について、③保育園に対する補助制度について、以上3点を質問します。

最初の質問ですが、某市の前市長がこのように言っております。「20年ほど前は、全国の多くの自治体が既存の制度や枠組みの中で業務を確実に執行することが重要視され、前例踏襲、指示待ちの姿勢なども見受けられた」と言っております。私が初当選したのは29年前になります。そのような傾向は確かにあったと思います。しかし、地方の自主裁量を高め、逆に国の管理を少なくすることを目的とした地方分権一括法が平成29年から……、ごめんなさい、これちょっと年数を間違えています。地方分権一括法が施行され、地方の自主性が重要となり、さらに少子高齢化に伴う人口減少への対応を求められています。

そこで重要なことは、職員の能力を引き出し活用することです。もう少し正確に言うと、職員の能力を開発し、それを引き出し活用することが村の発展、村民サービスの向上、さらに村民福祉の向上につながると確信しています。

2番目は、高齢者の移動手段についてです。

国土交通省による高齢者の移動手段の確保に関する検討会の中間取りまとめには、さまざまな高齢者の移動手段が書かれています。本村においても、榛東村の地域性に適した高齢者の移動手段について、再度検討する必要があると考えます。

3番目の保育園に対しての補助制度ですが、文献などには民間保育所運営費補助金と書かれています。なぜ民間保育所運営費を村として補助する必要があるかですが、待機児童解消が叫ばれて久しいですが、現在全国で2万6,081人の待機児童がいて、その7割が都市部に集中していると先日9月2日の新聞に書かれていました。待機児童を解消するために、民間保育所保育士の待遇改善の必要性を政府、マスコミ、学者などが一致して見解を出しています。これはこれでいいのですが、民間保育所保育士待遇改善は、待機児童の解消だけではなく、もっと重要な意味があります。それは、保育内容の充実向上です。世間では保育の質の向上と一般的に言われております。この保育の質の向上が必要であることを述べて、あとは自席に戻り、それぞれについて質問をいたします。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） まず初めに、ちょっと村長に質問する前に確認をしたいんですが、先ほど地方分権一括法、私のメモに、間違いだと思うんですが、平成29年と書かれているんですけども、私の記憶だと23年だと思うんですけども、ちょっとわかったら何年か教えてください。

〔「12年」の声あり〕

○13番（早坂 通君） 平成12年。そんな前だっけ。そうだっけ。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 先ほどの地方分権一括法は、平成12年らしい、であります。そのことを置いておいて、じゃ、質問に入ります。

まず、要するに、職員の能力を引き出し活用するために現在行っていることがありますか、村長。

○議長（南 千晴君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 今現在、また最近も各チームがつくられて、自主的に検討をしているということが芽生えてきました。私とすると、村としては、職員一人一人が全体の奉仕者であると。先ほど早坂議員もおっしゃってありました。いろいろ変化が来ているという中で、地方分権の一括法等ができて時代が変わっているという中において、時代の変化に対応できる職員の能力、資質の向上を図っ

ていっているところでございます。

これにつきましては、もともとは平成19年に榛東村の人材育成基本方針ということを決めました。これを現代に合わせて27年度に見直しを行いまして、当該基本方針に対する人材育成に努めているところでございます。今やっとそのようなチームが発生し、職員が住民目線に立って、あるいは今現在何を求めているかということ、これを大事に私はやっていきたい。

詳しくは担当課長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（南 千晴君） 小山総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 現在行っている具体的な研修についてお答えさせていただきます。

基本研修として行っておりますのが、各職制段階における研修では、初任者研修、係長・課長研修等を受講させることにより、その職責を全うするための能力を養っています。また、県・市町村職員合同研修では、仕事を効率的、効果的に行うための業務改善及び組織運営のための研修や、地方分権時代における限られた財源の中で、さまざまな行政課題に対し政策を形成し、解決していく能力を養う研修、ほかに、住民と意思疎通を図りながらニーズや課題を把握する能力、コミュニケーション能力の向上を図る研修など、年間30コースほどの研修がございます。

このうち各職員の業務内容や経験年数から判断し、必要な研修を見きわめ、毎年度研修を計画的に受講させているところでございます。これにより行政のプロを育成し、政策形成能力や法務能力、管理能力などを養うことが可能となっていると思っております。

このほか、昭和50年代から群馬県に職員を派遣しておりますが、これは、より高度で専門的な知識、技術の習得や、より広い視野を身につけることを目的として実施してきているものでございます。行政政策や村民ニーズに的確に対応し、村民の目線で行動できる人材の育成及び活用に重点を置き、職員の能力や資質の向上のための研修等を実施しているところでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） まず先に、聞き取れなかった部分があるので1つ確認をしたいんですが、初め村長が言った〇〇、何とかチームと言いましたね。それと、最後のほうで人材何とか何とかと言ったんですけども、そのことをちょっともう一回明確に教えてもらえますか。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩いたします。

午前9時13分休憩

午前9時14分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 正式にはっきり申し上げないと後で問題になりますので、正式にはYKFとして、ヤング・タスク・フォースということを立て上げさせてもらった。これは、若い人たちが自由な発想の中で、村の観光を含めてどういうことができるか、そして、村民目線に立ったものを若い人たちの考えの中でやれるかどうかということの研究する機関が、たしかこれは12名かそこらですよ、それで立ち上がって、今そのことを新たにやろうと。その中には村民出身者、これは、はっきり言うところとちょっと少なくなっております。村外から見た、そういう人たちがどういう発想を持っているか、榛東のよさを発見できるかということをやっております。

先ほど正式にと言ったんですけれども、YKFじゃなくてYTFだそうです、T。ということで、ことし立ち上げてやらせてもらっているというところでございます。

そして、先ほど榛東村の人材育成基本方針ということで、27年3月にまた見直しを行って、趣旨として、増大する行政事務を遂行しながら住民本位の行政を実現するために、事務の効率化を図るとともに、職員自身の資質の向上を目指し、人材育成を積極的に取り組む必要があります。そういうものを趣旨として改訂を行っている。そして、求められる将来像とか職員像ということ、職員の姿、取り組みについてを記しております。特に、意欲的に職務に取り組む、住民の立場に立って行動する職員、そして全体の奉仕者としての自覚と責任を持ち、住民に信頼される職員ということ、自分の自己啓発だけでなく、幅広い視野と豊かな創造性を持つ職員を育てるということで、この基本方針を定めております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） それでは、私も人材育成基本方針はつくるべきだろうと思って、村はまだないのかと思ってネットでも調べなかったんですが、27年にあるということですから、つくってあるということですね。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 19年に作成して、27年に改正を……

〔「改訂をね」の声あり〕

○総務課長（小山美子君） はい、改訂を。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） それでは、そこに通告にあるとおり、今後考えている方策は、新しい何か

方策はありますか。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 方策というより、私の考えている方策というんですか、それを申し上げさせてもらえれば、何といても先ほどから言っているように、職員一人一人が本当にまずは公務員としての自覚とかいろいろ持ちながら、その中でいかに法律とかそういうものに抵触しない最大限の努力ができる、そういう職員をつくる必要があると。

これは、特に早坂議員もおっしゃいましたけれども、どうしても公務員というものは前例、あるいは前の書類とかそういうものを見て、「てにをは」を変えていろいろ文書を流してくるのが多いです。その実態については今にもう合わない、そういうことがいろいろあります。これらを、何といても前例に捉われ過ぎているんです。それを前例に捉われなくて自分の発想の中で、それでちょっと間違っても、指摘を受けたり、そういう考えを上の人とか同僚とディスカッションすればいいでしょうと。初めから怖がらずに、前例だけをやっているんじゃないということを私は常々言っているところでございます。

そういうことを、何しろ心の中からそういうものをしていかなければ、実践においても住民目線に立てないんじゃないかなというように考えております。それを中心にやっております。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 村長も言っていましたけれども、自治体は人が全てなんですよ。

そういう中で今度、公務員の人事評価制度が平成28年4月1日から施行されたわけなんですけれども、このことについて、こういう見方をしている学者とか団体があるわけです。この公務員の人事評価制度は任命権者に権限が集中していると。そのために、住民のための仕事が評価のための仕事に変わって、変質してしまうんじゃないかという懸念を持っている方がおるわけです。さらに、評価のための仕事といえば、権限を持っている村長ですね。だから、もっと言うと、住民のための仕事が村長のための仕事に変質してしまうんじゃないかという懸念もあるわけなんですけれども、その辺については、村長は、そのようなことがないように中立公平な人事評価をしてこれからもいくという決意でありますか。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 全く私はそういう評価について、今までもこれからも、村長だけの考え、あるいはみんなの考えを全然入れないでやっているつもりはございません。これからもそれは貫いていく。しかし、正しいものは正しい、違うものに対して、やったことに対して、意識的にやったものについては、いろいろなもので降格したりなんかするのは当たり前な話で、そういうことを貫いていく

覚悟です。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 私は、この間、村長が再選されて2年余りですか、以前も少しおつき合いがあったわけですがけれども、この間の村長の対応を見ていると、議会での対応、いろんな場面での対応を見ていると、決して村長が中立、そして公平な人事評価をしていると思わないし、できるとも私は思えないんです。

何でかと言いますと、きのうの一般質問で、ある元職員に対して信じられぬような怒りの答弁をしておりましたよね。本来、村長たる者、こういう場でああいう答弁をするものじゃないんですよ。それひとつ見ても、公平な立場に立てるとは、私は決して思わないんですよ。そのことはどうですか。あの発言をしたことは、そういう問題ではないというふうに言うんですか。どうぞ。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 私は正しいことを、一般質問で聞かれたことをそのまま答えただけでございます。現実において会計検査院等において指摘されたこと、本人も認めていることを質問に応じてやっただけのもので、これが評価につながると、つながった、不公平になった、不公平をどういう答えでやるか、逆に私は聞きたいものです。これがいかに、私の処分とかそういうものについても、正しい認識で私はやっただと、確信を持ってやっておりますので、その辺は間違えないようにお願いします。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 私が言っているのは、こういう議場という場で元一職員のことに對してきのうのような、いかにも憎しみを込めた答弁をすること自体、村長がそういう公平な立場に立っていないということですよ。そのことを言っているんですよ。違いますか。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 私は、憎しみを込めてとかそういうんじゃなく、それはちゃんとしたもので、法令とかそういうもので絶対間違いない。しかし、それも認めようとしない。これは、憎しみとかそういうのでやっているんじゃないんです。住民の立場に立ってくださいよ。みんな税金でやっているんです。これは国から来たと、どうのこうの。しかし、国から来たって村を通じてやる。国だって、国民が納めている税金ですよ。わかっていてやるような、それを憎しみでやっているんじゃないんです。正すためにやっているんだよ。

〔「もういいですよ」の声あり〕

○村長（真塩 卓君） いや、私の答弁聞いてくださいよ。

それで、へんなふうにやっているの……

〔「理解してくれる。さっきから待っていたけれども、同じようなことと繰り返して何度も言っているんですよ」の声あり〕

○村長（真塩 卓君） 繰り返し言わなけりゃわからないと思ってやっていますので。

〔「冗談じゃないよ」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 村長、法律どうのこうのと言うけれども、あなた自体が繰越明許にしても専決処分にしても法律を守っていないいんでしょう。

私のことは繰り返し言わなくちゃわからないなんて今言いましたけれども、私の一般質問、そのことについて何度質問したって、理解しているのか、理解していないのか、具体的な答弁が一つもない。それはあなたのほうでしょう。今の言葉、返しますよ。余りにも事実と違うことをこの議場において言うのはだめですよ。ちゃんと事実に沿ったことを答弁しなけりゃだめですよ。もし何だったら、過去に虚偽の答弁したことを全部出したっていいんですよ。そういうことを自分がしておいて、私はそんなことしていませんよと、言うこと自体おかしいです。

それはそれとしておいて、村長、ある兵庫教育大学教授、浅野良一という方がこのような講演をしています。「自治体におけるこれからの人材育成」ということで、その中の一節をちょっと読み上げますので、そのことに関しての村長の考えをお聞きます。

「職場が職員を育てる。職員が伸びる職場とそうでない職場がある。理由はいろいろ考えられるが、その一つが職場のありようである。つまり、職場のチームワークや人間関係等の状況が職員の育成を左右する。人が育つ職場として指摘されるのは、職場の中での「ワイガヤ」である。「ワイガヤ」とは、仕事の話を同僚とざっくばらんに話し合うことで、真面目な雑談ができる状態であり、さまざまな相談やさりげないアドバイスが飛び交っている職場である。慶應義塾大学が以前に企業で実施した調査によると、新人が将来伸びるか伸びないかは、最初の3年が重要であると指摘している。その要因は、新人の能力の高低ではなく、配属された3年間の職場での管理職や先輩との仕事に関するコミュニケーションの質と量であった」と言っているわけです。

一方、この方がこういうふうにも言っております。これは、P・ドラッカーという外国の学者さんでしょうね、その人が言ったことを引用しております。「部下の弱みに目を向けることは、間違っているばかりか無責任である。上司たる者は、組織に対して、部下一人一人の強みを可能な限り生かす責任がある。部下に対して、彼らの強みを最大限に生かす責任がある」これも強みを生かすことの重要性であると指摘している」というふうに言っておりますが、この見解について村長はどうお考えですか。もしわからなけりゃ、休憩とってこれ読んでください。

いいですか、議長。いいですか、渡しておいて。コピー、今の。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩いたします。

午前9時28分休憩

午前9時29分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 先ほど前段のほうで話がありましたとおり、職場が職員を育てる、全体で育てながら、そして後半のほうでは、弱みをやるんじゃなく特に強みを、それを育てるような、さらにそれを発揮できるようなというような話だというように思っております。

確かに職場の中同士で、職員同士で、あるいは部下とかそういうものじゃなく、たまたま職員の中で上にいた人たちともコミュニケーション等を図りながら、それで何でも言える、下のほうから何でも言えるような職場づくり、これは一番大切だなというように思います。特に新人については、何をやっていいかわからないときに、そのときに、上司の人たちがそれを主導していくということは本当にそのとおりでございます。それも、私もいろいろの中でつくっていく必要があると。それが先ほど申し上げたとおり、YTFですか、こういうものが育ってきたのかなというように思っております。そして、弱みを見つけるんじゃなく、強みを見つけてそれを増長させるということ、それもいろいろの中において私も職員に対して、このことをやったことはいい結果だな、いい発想だな、その発想をもしよかったら私にしてくれられないかということも言って、いろいろのことを、言葉ももらったりなんかしたこともあります。それは、やっぱり職員を育てるためには必要じゃないかなというように考えております。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 昨日、村上議員のほうからPDCAのことで質問があつて、そのことについて知っている方、職員幹部の方が余り少ないと。今後、このPDCAサイクルというのは大事な人材育成の基本だと思うんですよ。そういったことで、これを活用するのは、するというので、していくということよろしいですか。

○議長（南 千晴君） 清村企画財政課長。

〔企画財政課長 清村昌一君発言〕

○企画財政課長（清村昌一君） 昨年度、28年度から、事業評価と事業の実施計画というのを当初予算編成前に立てるということを行っております。28年度が第6次総合計画の実施初年度ということがございまして、基本的には6次総合計画の事業の評価を行っていくということで、先行して27年度の事業から評価を行っているということでございまして、また、その評価の仕方というんでしょうか、

いろいろな評価項目等について先進事例がたくさんございますので、今後さらなる見直しをして、継続して実施をしていくという予定にさせていただきます。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） この質問は最後にしますが、ぜひ今まで最初、総務課長が言った職員の能力を引き出すという意味において、研修をしているということは、いっぱい研修はしているみたいなんです。研修はいっぱいしているみたいなんですけれども、問題は、その研修した成果をいかに引き出して、それを活用するかということなんです。だから、そういうシステムをやっぱり構築する必要があると思うんです。

私が調べたところによると、自治体によっては課で定期的に会議とか話し合いを持つとか、それでお互い意見をぶつけ合うと。それを、いいものがあれば上のほうに持っていくということになるんだと思いますけれども。なおかつ、受けるほうは本当に村の発展、村民第一を考えて、その提案されたものがいいものであるかどうかという立場でやっぱり検討する必要があると思うんです。だから、そこをきちっとやらなければ、いつまでたってもこの地方分権の時代、地方が自主性が重んじられているこの時代を生き抜いていくことが難しいんじゃないかというふうに私は考えているわけなんです。村長、その辺の考えはいかがですか。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） これは早坂議員と同じ考えを持っております。これについては、私も毎年、特に新年度予算をつくる時、各課で少なくとも2つ、今までの反省と同時に新しいこと、あるいは今、住民がどういうことを望んでいるかどうか、それを上げてきてください、中で検討してください。その中に、まず最初は課長は入らなくてもいいです。課長さん以下みんなで検討して、それを課の中でディスカッションして上げてください。その内容をよければ新年度予算にも取り上げて、いっぱい取り上げていきたいということをお願いをしているところでございます。

こういうことに対しては、自己啓発、ふだんの法令に基づくやり方プラス自己啓発が一番大切ですので、そういう中で得たものを村民に還元していくためにも、そういうことをやらせてもらっておりますけれども、今後も続けたいというように思っております。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） それでは、確かに最初言ったYTFでしたっけ、そういう取り組みは本当に重要なことだと思います。これからもっともっと職員の能力を育てると同時に、引き出し生かすことに村として力を入れていっていただきたいというふうに思います。

それを申し上げて、次の質問に移ります。

まず、高齢者の移動手段についてなんですが、以前デマンド方式という形でやったと思うんですが、それを取りやめましたけれども、そのデマンド方式をやった要するに結果ですね、つまり、取りやめたということは、できないということで取りやめたんだと思うんですけども、その辺のちょっと理由を簡単に説明してください。

○議長（南 千晴君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 清村昌一君発言〕

○企画財政課長（清村昌一君） お答えいたします。

村内巡回バスとして平成21年9月から平成22年9月まで1年間試行運行を行いました。これは、平成19年度に庁内組織で研究会を立ち上げまして、その後20年度に村議会議員ですとか各住民団体の代表者等によります榛東村公共交通等調査検討委員会を設置いたしまして、ご検討いただいてまいりました。その結果、平成21年9月から3カ月間だけ試行するというので始めたわけですけども、その後3カ月ずつ3回延長いたしまして、結果的に1年間の試行運行となったということでございます。

実績という話でございますけれども、平成21年度、これが9月から22年3月でございますが、停留所は村内の84カ所設置してございました。利用者数は延べて2,559人、平均利用者数は月当たり426人、1日当たり18人、経費につきましては、当初の停留所の設置経費等を含みますが、432万6,000円でございます。平成22年が、平成22年4月から9月まで半年間の実績となりますけれども、停留所は105カ所に増設をいたしてございます。利用者数は延べて2,487名、平均利用者数、月414名、1日当たり20名、経費は309万7,000円となっております。

これを1年間でやめた経緯でございますけれども、実施中に先ほど申し上げました住民団体の長等から構成されます検討委員会に実施状況等を報告させていただき、分析等を行っていただいております。最終的に、デマンド方式ということで予約で運行する方式でございますので、利用者がどなたかということで特定ができるということがございまして、利用状況を詳細に分析いたしますと、主に自宅最寄りの停留所からふれあい館のほうに利用される、ごくごく一部の特定された十数名の方の利用であったということでございまして、村内を循環というんですか、村外には出ていきませんので、そういった利用状況であったということから、検討委員会での結論ですけども、特定の十数名の方に経費をかけるのはいかなものかということから廃止をし、廃止をただけではなくて、福祉タクシーの利用補助制度というのを新たに設置をいたしまして、高齢者あるいは心身障害者の方に、福祉タクシーの利用の際にその一部を補助するという制度を新たに設けたというところでございます。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 打ち合わせのときに聞いたならば、国から何も来ていないという、このことに関してですね、私が今質問をしております高齢者の移動手段、これについて国から何も来ていないという話でしたんですが、例えば何らか来ているんだと思うんですよ。

今、平成28年度から高齢者の移動手段の確保に関する検討会というので、国土交通省のもと、こういう検討会が28年に立ち上げられたはずなんですけれども、いろいろ検討されて、いろいろな案をつくって、いついつ実施とかそういうのがいっぱい載っているんですよ、いろいろな手段、方法。

例えば1つの例を言いますと、これは上毛新聞8月17日に載ったやつですけれども、貨客混載といって、貨物に人を乗せたり、人を乗せる車、タクシーですね、に荷物を載せたりということで、貨客混載なんていうことも提案されて、これ実際もう群馬で実施しているということです。吾妻のほうとかこういう下のほう、地図から見ると。榛東は入っていないみたいなんですけれども。とか、いろいろな方法。

例えば私も入っていましたが、前、ササエさんというのがありまして、NPO法人で。お年寄りの人をそれぞれ、例えば私なら私が自分の車で病院とか買い物に連れて行って、ガソリン代ぐらいのものをいただくと、そういうことをしていたんですけれども、そのササエさんは、残念ながら私を初めやっている人が年をとったということで解散になったわけなんですけれども。だから、そういうやり方についても書かれていますし、なおかつ、そのころはNPO法人じゃないと車の持ち込みのそういうやり方はできなかったみたいなんです、法律的に。ただ、今は自治体が主体となってそういう方式でやることもいいということになっているみたいです。その他もろもろいっぱい書かれていますよ。

こういうものについて一度も目にした、私が聞く前に、一般質問の通告を出す前に、聞いたことはなかったですか、担当課長。

○議長（南 千晴君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 清村昌一君発言〕

○企画財政課長（清村昌一君） 冒頭おっしゃられました、国から何も来ていないというところにつきましては、今回のこの中間取りまとめ、検討会の、それは、直接国からは各市町村、自治体に配付はされていないということでございます。

2つ目といたしましうか、いろいろ交通弱者対策というのは今に始まった話ではございませんで、当然村としても、平成21年にデマンド型のバスを運行したりというようなことも取り組みもしているわけですが、なかなか特効薬がないといたしましうか。また、20年度、その検討会で住民アンケートも実施をして、こういったバスが運行することになりましたら利用しますかというようなアンケート調査の結果で、7割近くの方が利用しますよというお答えをいただいていたんですけれども、実態とすると、先ほど申し上げましたとおり、村内しか走っていないということがまずは大きなネックになったんだと思うんですけれども、ごくごく限られた人しか利用がなかったというようなところで、当然いろいろな施策、市町村としてできることがございます。

それ以外に、おっしゃられたNPO法人ですとか、あるいは個人で自家用車で有償運送ができるような形にもなって、法律はどんどん改正されていて、より交通弱者を救う対策というんでしょうか、

そういうふうには国のほうも動いているんですけども、また、全国に先進的な取り組みをされている自治体もございますが、そういった事例が必ずしも本村に当てはまるかという、それぞれ地域の特殊事情等ございます。

榛東村にとってどういったことが一番適切な対策になるのかといいますと、これはもう当たり前過ぎて怒られてしまうかもしれませんが、まず路線バスを現在のものを確保するという、最低限維持をする、確保する、そういったことで、民間事業者、バス事業者、村内を運行しています事業所は2社ございますが、そちらに運行の補助金等を交付をし、これは関係市町村、それから県と一体となって支援をしているというような状況がまず基本となっております。先ほど申しあげました福祉タクシーの利用制度、それと、現在行っていますのは、バス利用促進敬老割引制度ということで、これは平成9年度から、バス利用の促進を図るということと高齢者の福祉の向上を図るということを目的として、平成9年度から取り組みを行っております。

今後、高齢化がどんどん進展していくという中で、村としても何らかの対策を打ち出していないといけないというところは重々承知をしているんですけども、どういったやり方が村にとって適切なのか。例えばNPO法人が村内に何社もできてというようなことも行政としては期待するところでございますので、そういったNPO法人の立ち上げに際して例えば車両購入費の補助を行うとか、いろいろ方策は考えられると思います。そういったことを総合的に今後も検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 再度確認します。じゃ、榛東村のこの地域に合った方法を再度検討していくということは確約してもらえますね。一言でいいですよ。

○議長（南 千晴君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 清村昌一君発言〕

○企画財政課長（清村昌一君） これまでも手をこまねいてきたわけではなく検討してまいりましたので、引き続き検討を続けていきたいというふうに考えております。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） また時間がなくなりましたが、次の質問に移ります。

3番目、これ3回目の質問なんです。ちょうど1年前の9月議会にも質問しているんですけど、そのときの答弁を改めて議事録をひっくり返してみますと、課長が答弁したことは、国でやっている補助制度のことばかりを言っているわけです。私もちょっと未熟だったもので、その辺がちょっとその場で直に感じ取れなかったもので、もっと詰められなかったんですが、もう時間がないので私の質問に対して端的に答えてもらいたいんですが、まず民間保育園運営補助金というのなんです。これは

明らかに保育園の保育士の待遇改善のためにつくられているものなんです。

ご承知のように、世間で言われていますように、保育士の給料は大体初任給は20万円前後で、35歳の人が21万9,000円なんです。ということは、15年間で1万9,000円しか上がっていないんですよ。だから、このペースだから、女性の企業平均、これと比べると、企業の女性の平均賃金から民間保育所の賃金を引くと、年間165万9,000円も差があるんですよ。これでは保育士が定着するはずもないので、また、保育の質の向上をするためには、保育士の質の向上が必要です。そのためには経験が必要です。ですから、村として保育士の待遇改善の補助金をすべきだというふうに言っているわけです。

村としてその補助金を少しでも、民間並み、公立並みとは言わないんですけども、少しでもするという考えはあるかないか。

○議長（南 千晴君） 山本住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 早坂議員のおっしゃるとおり、保育内容の充実向上には経験豊富な保育士が必要不可欠と思っています。保育士の定着を図るための処遇改善、平たく言えば、先ほど言った賃金格差のことになるんですけども、それについては、平成21年3月5日付20文科初第1279号・雇児発第0305005号、文部科学省初等中等教育局長ほか厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知に、安心こども基金管理運営要領別添7のほうに定める保育士等処遇改善臨時特例事業により、平成25年度より約3%、金額で9,000円、26年度は2%、金額で約6,000円、平成27年3月31日付府政共生第349号により、施設型給付等に係る処遇改善等加算があり、平成27年度約1.9%、金額で6,000円、平成28年度1.3%、金額で5,000円、今年度については2%で、金額で6,000円、5年間で約月額……

〔「そういうのはいい。村がやっているのを聞きたい」の声あり〕

○住民生活課長（山本正子君） 3万2,000円増額になっております。

これについて、村が4分の1補助金として、先ほども補助金のことばかりおっしゃると言っているんですけども、これに対して村も4分の1補助金を交付しております。増額になった部分についても村としては補助を出しておりますので、確かに村単独の補助制度はありませんけれども、実績に応じ一般財源から支出はされております。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 私が今言ったのは、前回の答弁もそう。国の補助金制度じゃなくして、国の補助に対して村が4分の1を負担するのは当たり前。県2分の1、あとは4分の1ずつ負担するようになっているはずですよ。だから、国の補助金に対して村が4分の1負担するのは当たり前のことなの。私が言っているのは、単独で補助をしなければ村の保育士は待遇改善はできないだろうということを行っているんです。そのことについてどう検討されたのか。私は、保育の質を上げるため、

これは絶対必要なことだと思うんです。

はい、以上。お答えください。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 先ほどもお答えしましたけれども、私も、保育の充実向上には保育士の質がというか、保育士確保をするためには、やはり賃金、そのための賃金を上げるということは必要かというのは、必要と思っています。

でも、それに関しては、賃金そのものについて榛東村でも今、民営化になっております。それは経営する保育園のほうでの考え方次第という部分もありまして、今現在のところ村単独でということは、まだ検討中であります。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） じゃ、ネットで調べてくれる。全国で、市が中心になるけれども、そういう単独補助をしているところはいっぱいあるの。だから、村でできないことはないと思う。先ほども言ったけれども、全額とは言っていないわけで、例えば官民格差の半分ぐらいとか、そういうぐらいは村として単独で補助するという姿勢があってもいいと思うんですよ。財源はどうするかといえば、そのくらいの財源はいろいろ工夫すれば幾らでも私はひねり出せるというふうに確信をしています。

ぜひ真面目に、真剣に村の子どもに夢をといるんなら、真剣にそのところを検討してみてください。真剣に検討した結果、できないという理由があって、それが私が納得できればいいですよ。でも、ただそういうこともまだ真剣に検討もせずに、ただただ無理だとかどうのこうのということじゃ、私は納得はいきません。今後、真剣に検討して下さることを確約してもらえますか。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 検討してまいりたいと思います。

〔「以上、終わります」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 以上で13番早坂議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前9時54分休憩

午前11時11分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

質問順位8番川田敏彦議員の一般質問を許可いたします。

5番川田敏彦議員。

〔5番 川田敏彦君登壇〕

○5番（川田敏彦君） 皆さん、こんにちは。5番川田敏彦です。

きょうは一般質問で、来年の4月から国民健康保険が都道府県に単位化されます。それについての村の実務、業務、また加入者の状況、それから国保税を払えない人たちの状況など質問したいと思います。

それから、2つ目が改訂介護保険法について、要支援の1、2の人、要介護の1から5の人たち、この人たちの状況と、それから通所サービスや訪問介護サービスを落とさないような状況、地域包括支援センターの役割など質問したいと思います。介護のほうは途中で終わってしまうかもしれません。

じゃ、自席で質問させていただきます。

○議長（南 千晴君） 座って挙手をお願いします。

5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 最初に、国民健康保険税の都道府県の移行化について質問です。

私たちは今、毎年、社会保障推進委員会というのが地域、群馬県にありまして、毎年自治体との交渉を持っています。これは、地域の婦人団体や消費団体や労働団体や、それから生活協同組合などが参加しています。これは群馬県全体でやって、私は渋川北群馬、吾妻のほうを一緒に回らせてもらったりしています。

そこで村からアンケートをとって、そこでいろいろ懇談をしたり、状況を話し合ったり、私たちの要求を伝えたり、そういうのを毎年しています。ことしは8月に行いました。国保の加入世帯、それから加入者数、それから資格証明書の状況、短期保険者証、それから保険者証の有効期限、それから留置の問題。それから、保険税の関係では、応能割、応益割の割合、それから法定減免、それから一部負担金減免。それから、滞納状況では、滞納世帯、その差し押さえ件数、それから、その所得の状況。それから、国保の財政状況で自治体独自の繰入金金の状況。こういうのを聞かせてもらって、そして討議をして、そして安心して医療機関にかかれるようにということを要望したりしています。

そこで、この間、話していて、やっぱりちょっと危惧をすることというのがあります。それは、交渉のときに、このところやっぱり強調されることがあるんですよ。それは、自助、互助、自立と、こういうふうに言われるわけです。そして、税を払っている人と、払っていない人というふうに分かれるわけです。これはやっぱりみんなが払わなきゃいけないんだと、そう言うわけです。それはそのとおりです。自助や互助や自立を、これは間違っているなんて言う人はいないですよ。みんな自分の健康は自分で守らなくちゃと、こう思っています。それから、お互いに助け合おうと、これもあります。これも日本人特有の昔からの助け合いの精神もありますから、それはみんなでやろうと、こういうのはあります。特に榛東村は、いつも議会でも言われるんですけども、人がいいんだと、空気がいいだけじゃなくて人がいいんだと、こういうふうに言われます。それはそのとおりなんですよ。

ね。

だけれども、やっぱり1つ欠けているところがあるというふうに思います。それは国民健康保険法の成立の関係と、これはあります。国民健康保険法は、これは戦後の日本の憲法を受けて、これは1958年に制定されたんですけれども、その憲法との関係というのは、国民健康保険法というのは非常に強いものを持っています。憲法は25条で、これ皆さんはもうよくご存じな人ばかりですけれども、25条で、もう全ての国民はと、全てですよね、お年寄りも子どもも、お金のある人もお金のない人も、全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するんだと。国は全ての生活部門について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上、増進に努めなければならないと。これがあるわけですよ。憲法にはその後、98条、99条で、これが国の最高法規だから、これに間違ったような法律はつくっちゃいけないと。それから、内閣総理大臣を初め議員や公務員は、この憲法を守る義務があるんだということですよ。ということは、この25条を守る義務が、これは国会も地方議会もみんなあるということなんですよ。こういうのでなりました。

これは、旧法を見てみると、この国民健康保険法は新法ですよ。戦前に旧法があったわけですよ。国民健康保険法、旧法といっているんですけれども、これには社会保障の考え方というのはないんですよ。これは「国民健康保険は相扶共済の精神にのっとり」と、国の関与はないんですよ。これは、戦後に国の社会保障を充実するんだと、これは全ての国民に保障するんだという精神に基づいて、それで国民健康保険法ができたということです。

今、ここに立ち返ることが非常に大切になっているかと思います。自治体で互助、自助、自立というのが言われますけれども、それはそれなりに理由があるわけですよ。そういうふうに、国がそういう方向になっているからです。この間も、後期高齢者の医療制度、それから社会保障の改革の推進法、みんな国の責任というのは後回しにされていきます。例えば国民健康保険法のときには、1条目でもうこれは国の責任というのがあったんですけれども、これがもう後期高齢者になると、これが2条に入れられて、今度は介護保険法になると、どこにあるんだろうと、見ていると出てこないんですよ。やっと5条のところになって国の責任というのが出てくるんですけれども、でも、それも社会保障という言葉でなくなる。そして、この間の社会保障の制度改革推進法でも、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じて実現していくと、こういうもう方針なんですよ。国の責任というのはなくしていくと、それから、国民からは目の通らないようにしていくと、条文はもう最後のほうにちょこっと載せると、こういうふうになっています。

ですから、今このままいくと国保も大変なことになるし、国保だけじゃなくて村だって、本当に先ほどもありましたけれども、崩壊していくような状況に追い込まれているような状況になっていくと思われまから、ここで改めて国民健康保険法、これ国民健康保険の加入者ですけれども、これに、ここを保障するんだというところに立ち返らなければ、なっていないというふうに思います。

それから、もう一つ言わせてもらえば、お金がない、ないといっても、2016年度の大企業の決算で

内部留保は400兆円あるんですよ。それは余っているお金なんですよ。そういうところから取れば取れるのに、お金のない私たち庶民からもう取ろう、取ろうとするからこういう方針が出てくるわけです。それを私はちょっと念頭のほうに置いて質問をしたいというふうに思います。

それから、質問について、地方議会で国政にかかわる問題と憲法にかかわる問題をやってはならないと言う人がいます。これは間違いです。はっきりこの場で言うておきます。

私たちは議員になると、議員必携というのを渡されます。これは先輩議員が本当に苦労してつくってくれたテキストで、私たちは議員になると、これをよく読んでしっかりやれと、こういうことで渡されるんですよ。これには、先ほど言ったような意見に対して強い言葉で反論しているんですよ。それは、127ページに第5条の発言というのがあるんですけども、ここで発言の自由と責任というので1ページにわたって、さっきみたいに地方議会ではあれを言うてはいけない、これを言うてはいけないということに強く反論しているんです。それから、地方自治法にもあれを言うてはいけない、これを言うてはいけないなんていうのは一言も出ていません。127ページには、議員の発言の自由の原則というので言われていて、まず国会から言っているんですよ。国会については、憲法において、憲法51条で発言の自由というのが保障されていると、これを言っているんです。その後、なぜかということもこれで言っているんですよ。戦時中、軍部の言論抑圧によって国会が全く機能を失った苦々しい体験から見ても、厳守されるべき当然の規定だと、こういうふうに言っている。この後、議員必携では、地方議員のことに移るんです。地方議員は、その趣旨や精神は、これは国会の自由ということですよ、憲法51条で保障された自由、その精神は地方議会においても同様であつてと。もしも言論の自由がなくなれば、議員はその職責を果たすことは到底不可能であるここに書いてあるんです。ですから、あれを言うてはいけない、これを言うてはいけないというのはないんです。

それから、149ページになりますと、今度は質問、それから質問の範囲ということが出ていまして、ここに一般質問のことが出てくるんです。ここでも議員の質問権、議員固有の権能とある。その町村の質問の範囲は、その町村の行財政全般であると、こういうふうに言っているんです。

ですから、私たちは、榛東村にかかわる、榛東の村の人たちの生活にかかわることだったら、それが憲法に触れようが、それが国政問題に触れようが、先ほども外交問題が出ましたけれども、触れようが、それは、その村民の行政に対しては全般に質問していいというのがあります。ですから、私たち議員は、それはもちろん誹謗中傷だとか事実に基づかないと、これはまた規定がちゃんとありますから、それは守った上で、議会では地方議会もこれは自由に発言できるというのがありますので、私も安心して質問をすることができます。

来年の4月から国民健康保険法で、都道府県で財政が責任主体ということになるというのがあります。これは村のパンフレットで、「お元気ですか。国民健康保険です」というパンフレットなんですけれども、ここに平成30年度からの都道府県と市町村の役割というのが書いてあります。都道府県の役割ということで、財政運営の責任主体となると、こういうふうになります。市町村ごとの納付金額

を決定、徴収すると。それから、市町村ごとの標準保険料率の設定をすると、こういうふうにあります。それから、市町村の役割ということで、国保の窓口業務、それから資格管理、保険税の賦課の徴収等、引き続き行う。それから加入者の人の資格の管理をする、保険者証の発行、これは市町村がやる。それから保険給付の決定、これは県から言われますけれども、最終的には保険給付の決定、それから保険料率の決定、保険税の賦課徴収、それから保険事業の実施など、こういうふうにあります。

私たちはこれを見ただけじゃちょっとわかりませんので、質問で、来年4月、もうあと何カ月もないと思いますけれども、来年の4月からの都道府県の単位化について、榛東村での進捗状況、それから、給付と負担など何が変わるか、何が変わらないか、それを質問します。

○議長（南 千晴君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、お答えします。

まず、その前に、先ほどは議員の皆様方に福祉パレードのほうにご出席いただきまして、また議長さんから励ましのお言葉をいただき、ありがとうございました。パレードに参加していた方々、ご家族の方々も励みになったことと思います。まずお礼を申し上げさせていただきました。ありがとうございました。

それでは、先ほどのご質問にお答えします。

平成30年度からの改正というかについてですが、先ほど議員さんがおっしゃってくださったように、財政運営に関して県が加わってまいります。先ほど申し上げていただきましたように、市町村は資格や保険証の交付、それから税の徴収等を行い、それから保険事業、特定健診や、榛東村では歩け歩け大会等を行っていますが、そういったところは引き続き村のほうで実施をしていくところであります。

現在の進捗状況ということですが、現在は県と市町村も一緒に検討に入っておりますけれども、財政運営の主体となるということで、各市町村の医療費や被保険者数、年齢階層等の数値と国が示す係数をもとに、県内市町村が納めるべき納付金額を検討している段階であります。また、先ほども申し上げた今後の資格管理等の市町村の仕事につきましても、事務処理等の統一化についても県と市町村とで検討している段階でございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 今度は県が財政運営の責任主体というふうになって、今の時点で担当課として、村としてメリットだとかデメリットだとか、それから事務の経費だとか事務の処理費がふえるだとか、そういうのはどういうふうに算定していますか。

○議長（南 千晴君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 先ほど申し上げましたように、今、納付金についての検討というか算定、試算をしている段階でございますので、その納付金を示された後に、試算の段階でになることもありますが、それをもとに市町村としては、被保険者の方から保険税をどのくらい納めていただくか、またどのように運営していくかを検討していきますので、今検討の段階ということでございます。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 検討の段階ということで、具体的な内容というのは今出されなかったんですけども、厚労省が7月10日に第3回の試算というのを都道府県に通知をして、それを見ますと、8月31日までには県へ試算を提出しているというふうにあります。また、この試算の公表、これは各市町村に任せてあるということなんですけど、これはあれでしょうか、公表はそれまでは、判断するまではしないということですか。

○議長（南 千晴君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 今おっしゃった3回目の試算ということでございますが、こちらは平成29年度に改正を行った場合での試算でありまして、医療費としても本年度のまだ正式な金額を出すには、5月、8月とかこれからの医療費等をもとに30年度に向けては納付金の試算になってまいりますので、現段階での公表につきましては県と、財政部会というのを代表の市町村が集まって開いているところなんですけど、その中でも現在の試算は29年度であればという試算でございますので、それを公表したとなると、また30年度どう数字が変わるかはこれからのことになってきて、かえって混乱を招くのではないかということで、県とともにやっている財政部会の中では、公表はしない方向でやってみようという話になっております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 公表は市町村の判断ということですから、そちらで判断しますということですが、住民はどういうふうになるかというのも心配している人も多いので、そこはなるべく早く、どういうふうに変わっていくかというのも、周知というのもぜひお願いをしたいというふうに思います。

それから、国保の試算はこれからだということなんですけれども、現状ということですよ、今の国保。これはやっぱり高いというのが皆さんの意見ですよ。それは当然です。国保に入っている人自体が年金者や高齢者や、それから業者の人だとか、業者も非常に今大変なときになっていますから、そういう人たちが入っていて、そして国の補助も、50%あった補助がもう30%を切っているわけです、国庫支出金は。ですから、どうしても少ない、もともと少ない中で払えるかどうか、村も四苦八苦する

し、大変な人もいっぱいいるし、中にはもう払いたくても払えないという人たちがいます。

これは国の統計ですけれども、国保の加入世帯のもう44%は無職で高齢者で、34.1%はもう派遣やパートの人たちで、自営業は14.5%です。全体が低所得の人たちです。この人たちに一定の額を割り振るわけですから。これは、協会けんぽや組合健保は会社が半分出しますので、ですから現在、平均すると、組合健保、共済と比べると、約2倍なんです。収入の2倍という大変なことになっています。ですから、私たちが聞いている中でも、サラリーマンから自営業に変わって税金を役場に毎月払うんだけれども、余りの高さでもうびっくりしたと、税金を払うために働いているようなものだとか、それから、年金生活を送っているので国保にほとんど持っていかれる、こんなふうな声が寄せられます。

これは榛東村の議会だよりの去年の4月22日に、国保を8.2%引き下げたときの特集が出ているんですけれども、これを見まして、例えば20代の単身の人、145万円の給与収入で所得は80万円で、これは月平均にすれば6万円から7万円の間になりますけれども、その人の国保税が10万7,900円なんです。それから、40代の夫婦で子ども2人、これも給与収入が443万円、所得は300万円、この家も国民健康保険税は53万9,900円なんです。同じように、50代の夫婦で子どもが3人いる家、給与収入が689万で所得が500万円のうち、この人は国民健康保険税は80万2,000円とこういう額なんです。ですから、給料の2カ月分ぐらいを国民健康保険税で払うわけですよ。この額を払うわけですから、本当に払えない人たちが多く。これをどうするかということになっているわけですよ。これはもう村独自では限界も来ているのもあります。

それから、この間、保険税とか今度の移行化について、ちょっと順序が不同になっちゃったんですけれども、今度の移行化について、保険税やそれから一部負担に対する村独自の減免制度等、これは考えているのでしょうか。

○議長（南 千晴君） 休憩いたします。

午前11時41分休憩

午前11時42分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 村独自の減免制度というご質問ということですが、村独自の減免制度というのは実施しておりません。

以上です。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩いたします。

午前11時43分休憩

午前11時43分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） すみません、訂正させていただきます。

榛東村国民健康保険税条例の第23条に減免ということで、村長は、いずれかということで必要があるものに対して国民健康保険税を減免することができるということで、災害のあった者や所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者、またはこれに準ずる者ということで、この方たちに対しての減免制度は実施しております。失礼しました。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 村独自の云々ということについてはないということを申し上げましたけれども、これについては川田さんも、議員もご存じのとおり、国保については全部、各市町村が徴収方法、課税方法は違っております。資産割とか所得割とか人数割とかそういうもので違っておまして、一番の問題は、今減免ということがあるということは、所得について前年の所得に応じた課税をしておりますので、その年に災害があったとかそういうことで村長が決めれば減免することはできますよということで、どうしても、特に退職した方、退職金をもらった方、そうすると翌年の所得になってしまうんです。だから、本当にそのときには大変大きい金額がかかるということになってしまいます。そういう人たちが、所得は前年にあったんだけど、今年度になってそのようなことが全く所得がなくなってしまった、あるいは災害があったとかそういうものについての者については、減免規定は設けております。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 減免規定はあるということですよ。それは了解しています。

じゃ、次に、国保税の滞納世帯の現状と対応ということで、資格証明書の人、それから短期保険証の人がいるわけですよ。こういう人たちが、私も話したことがあるんですけど、払わなくていいんだなんて思っている人はいないんですよ。払わなくちゃならないんだと、だけれども払えないということなんですよ。そういう人の今の対策というんですか、今の村の。それを質問します。

○議長（南 千晴君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） まず、対策ということでございますが、まず資格者証や短期保険証、それから通常の方の発行ということで、榛東村国民健康保険税滞納者対策実施規程に基づきまして、国民健康保険被保険者間の負担の公平を図る観点から、国民健康保険税の滞納者に対する対策を実施

しております。

この榛東村の規程に基づきまして、資格審査委員会に過年度分の国保税の滞納がある被保険者の方について審査を依頼します。審査していただいた結果に基づきまして、それぞれの事情や今後の納税について相談を受ける納税相談について明記した通知を送付いたしまして、相談を受ける機会を設けております。税務課のほうでも納税相談ということでしていただいております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 対策は、私がちよっと言い間違えちゃって、状況ということです。でも、対策はわかります。榛東村の国民健康保険税の滞納者への対策実施規程というので、本当に丁寧に連絡をしたり、話をしたりというふうにやっているということだと思います。

しかし、実際には資格証明書で保険証がない人がいるわけですよ。それから短期保険証を持っている人も、やっとのことで払っている人も多いんですから、じゃ、すぐ自分がぐあいが悪くなったら病院に行こうかということと言えない人もいっぱいいるんですよ。

これは北毛病院など全国の1,768の事業所が、民医連といっているんですけども、経済的事由による手遅れ死亡事例調査というのを毎年やるんですよ。これは全国の民医連の院所の中の数なんですけれども、明らかにこれは経済的な理由で、それがなければ命が助かったという人、これ2016年度で34事例あるんですけども、幸い榛東村はそれはないんですけども、しかし、それを見ますと、その後の調査、そのときの状況の調査を見ると、例えば国保資格証明書の人で60代の男性で、お金がなくて受診を我慢して、そして搬送時間もうそれでぎりぎりまでやって、それで救急車で呼ばれてもう1日で亡くなっちゃったという人だとか、それから、退職後に国保加入したけれども、保険料が高くて支払いができなかったため資格証明書となって、受診がおくれて亡くなったと。この人も6カ月で亡くなるんですけども、その人が言っていたことが後の調査でみんな出るんですけども、それから家族の状況なんかが出るんですけども、そのときの先ほどの60歳の男性が、医療費の支払いが怖くて受診できなかったというんです。ですからこういうのが、やむを得ずこうなったけれども、そして結局もうすぐ亡くなっちゃうわけですよ。こういう人を出さないとか、これは憲法で全ての人ということがありますから、それを国保でもそここのところを見てもらうと。

それから、全国には滞納者に対するいろんな働きかけがあるんです。これは滋賀県の野洲市の納税推進課というところなんですけれども、ここでは滞納者に対して、かえってSOSが出たんだと、市民からSOSが出たんだと、困っている市民は自分からは相談に来ないんだと、滞納というのがあったものだから、ほかの市民課だとか住民課だとかほかの課も含めてこの人をキャッチして、そしていろいろ相談に乗ったり、支えるんだというふうにやっているんですよ。そこの債権管理事務というところを出しているのが、差し押さえによる一時的な徴収よりも生活再建を経て納税していただくほう

が、長期的な納税額が高いと、こういうふうに言っているんですよ。ですから、払わないからどんどん取るというのではなく、ここはそういうのはやっていないと思うんですけども、そういうふうにして滞納者を見るわけですよ。そこでは滞納は生活状況のシグナルで、言い方はあれですけども、ここでは「ようこそ滞納いただきました」と、こんなふうな言い方をするんですよ。それは、この人たちを救おうというこの市の職員たちの気持ちがここへ出ているわけですよ。ですから、こういう形でぜひ業務を進めていただきたいというふうに思います。

それから、村長に聞きたいんですが、今、全国で国保が大変な状況になっていて、もう市町村だけではやり切れないという状況になっています。この間も全国知事会や市長会や町村会も、直接的な言い方ではないですけども、国保の扶助をもっとふやしてほしいと、社会保険のほうができるようにしてほしい、国保もできるようにしてほしいと、いろんな言い方はさまざまですけども出しています。今回も国が3,400億円、それから財政安定化基金2,000億円出すと、この都道府県化に向けて出すと言っていますけれども、しかし、まだまだ足りないわけですよ。今そういう声を国に上げるべきときだというふうに思いますけれども、こういう動きはあるのかと、それから、村長自身は、国に国庫支出金の増加措置を要請する、そういう今、気持ちというんですか、どういうふうに捉えているか、国保の状況をどう捉えるか、これをお聞きます。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 今、川田議員のおっしゃったとおり、国保についての運営というのは本当に厳しいものがございます。そういう中で、当初私のほうからも申し上げましたけれども、国保についての徴収方法、課税方法というのが各市町村によって違くと。保険税になったり、保険料になったりというようなことから始めて本当に違うことは私も承知しております。そういう中において、国のほうも課税方法について、国、県、市町村、あるいは自己負担ということで、4つの方法で今ルールをつくってやっているところでございます。

そういう中において、我々としても公平性の立場から、国のほうで全体的にそのルールを、例えば今まで4分の1だったものを逆に、極端に言えば4分の3を国で持って、そうすれば国全体が同じような方法になりますので、そのようなことになればいいんですけども、国で統一した見解を出してもらえば我々のほうもやりやすくなるし、説明もしやすくなるというように思っております。

これからも、今度は県が責任、言うなれば経営者は県になりますので、だんだん各市町村との公平性というものもやってくると思いますので、それらを含めてそういう中で県の経営者としてのやり方、あるいは国のもっと介入してやるべきだということは、これからも村としてはやっていきたい、声を上げていきたいというように思っております。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） ぜひ強めてほしいと思います。

それから、国保税の問題なんですけれども、6月議会のときに清水健一議員の質問に対して、清水健一議員が国保税の減額を質問しました。そのときに基金の問題で、基金残高の見込みは幾らあるかということで、見込みは約2億円ですという答えでした。それから、30年の都道府県の移行化にいつて、保険料の引き下げを検討していきますと、こういうことも答えにあります。検討というのは内容についてなんです、今の基金の額、これを教えてください。

○議長（南 千晴君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 平成28年度末の国民健康保険基金残高でございますが、現在の残高は2億1,027万8,782円となっております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 基金が2億円あると、これは加入者から集めているお金ですよ。この額を国保税の引き下げにぜひ回してほしいということなんです。

社保協の資料の中で国保世帯は約2,000世帯ですから、そうすると1世帯1万円引き下げても2,000万円ということですよ。今の回答からいえば、これはもう10%弱で済むわけですよ。基金は今後も村に残りますから、これで国保税を1世帯1万円の引き下げを今していくべきだというふうに思いますが、これは村長さんですか、お願いします。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） まず、基金そのものの考え方というものを申し上げますけれども、この国保については本当にそのときになってみなければわからないということで、前回も、この基金を本当に何でもかんでもためておけばいいというものじゃない、本来であれば、支出が100であれば100のものを徴収すればいいので、この基金がたまることが本当にいいことじゃありませんよということで下げさせてもらったところです。

これについても、基金そのものが、ことし後半とか前半でもそうですけれども、何か流行したとか、風邪でもそうですね、そうすると一気に上がってしまうような医療費の問題がございます。そういうことが、それでも対応できるように一定の金額は基金として残しておく必要もあるということでやっているところなんですけれども、これについてもだんだん基金を正しい金額までやるように、これについては、今度30年度に榛東村なら榛東村に幾ら今度国保として納めなさいというのが来ますので、その時点にやっぱり考えるべき内容じゃないかなというふうに思います。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 基金そのものというのは確かに村長が言ったとおりで、それは診療報酬の改定だとか、インフルエンザが流行るだとか、どういうことがあるかというのがこれはありますから、一定程度蓄えるというのはある。しかし、榛東の国保税が、これは県内でもやっぱり高いということなんです。それはいろんな状況があるから、原因はいろいろありますから一概には言えませんけれども、しかし、その高い国保税の中でもうなけなしの額を払っている人も、それから保険証がなくて本当に病気が重体になっちゃう可能性もある人もいるわけですよ。この間も2億を超えるというのは、十分ほかの自治体の例を見ても、これは十分還元できる額になっています。ほかの自治体はもっと少ないです。本当に少ない自治体もあります。ですから、もうそれを見れば十分、榛東村は下げること、基金を取り崩して住民に、加入者に軽減することができますので、そこのところは強くやっぱりこれを検討してもらいたいと、検討というんですか、引き下げをぜひ実行してもらいたいというふうに思います。

じゃ、ちょっと途中になっちゃいますので、今回はこれで終わりにして介護保険料については次回に回します。

以上で質問を終わります。

○議長（南 千晴君） 以上で5番川田敏彦議員の一般質問を終了いたします。

ここで昼食休憩といたします。再開を午後1時といたします。よろしくお願いいたします。

午後0時3分休憩

午後1時再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

質問順位9番山口宗一議員の一般質問を許可いたします。

11番山口宗一議員。

〔11番 山口宗一君登壇〕

○11番（山口宗一君） 改めまして、皆さんこんにちは。議席番号11番山口宗一でございます。

昼食後の少々眠くなる時間帯ですが、しばらくおつき合いをお願いいたします。

今から16年前の平成13年、内閣総理大臣に就任した小泉純一郎氏は、所信表明で山本有三さんの戯曲「米百俵」を引用されました。

ご承知のように、米百俵は、戊辰戦争で窮地に陥った長岡藩に支藩の三根山藩から米100俵が贈られてきました。藩士は、その米100俵がいつ配られるのか、首を長くして待っていたところ、藩主の小林虎三郎は、その米100俵を全部売って、書籍とか器具を購入し、藩士に説くたそうです。米100俵も食べてしまえば数日で終わってしまうけれども、使い方によっては1万俵あるいは100万俵になる

んだと。そういうふうに説いたそうです。そして、さらに借財をしまして学校建設をやったと。その学校は、「国漢学校」といって、武士の子弟や農民、町民の子弟も一緒にそこで学ばせて、さらに次のように言ったそうです。国を興すのは、またまちを興すのも人であると。その人づくりは学問にあるのだと、そういうふうに言ったそうです。

国漢学校は、今の長岡高等学校の前身でありまして、そこからは数多くの政治家や実業家が輩出されております。海軍大将の山本五十六さんもそこからのご出身とのことですよ。

約1カ月前の8月3日には内閣改造がございまして、人づくり革命、そんな担当ができました。きょうのテレビでは、数日のうちに小委員会というんですか、その委員会が立ち上がるそうでございます。国も人づくりと、そういうことですが、町も村も人づくりが大事なことはないかと思えます。その人づくりは教育にあるのかなと、そのように考えております。

きょうは、ご案内のように全国学力・学習調査、2問目は学校給食、3問目は教員の働き方について質問させていただきます。

以降、自席に戻り質問します。

○議長（南 千晴君） 11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 通告に従い質問します。

最初は、この4月18日に小学6年生並びに中学3年生を対象に行われた「全国学力・学習調査」について伺います。

小学6年生は国語のA・Bと算数のA・B、中学3年生は国語のA・Bと数学のA・Bの調査に臨みました。その結果が1週間ほど前の8月28日に文科省から公表されました。例年のごとく東北地方の秋田県や北陸地方の石川県とか福井県が上位を占める中、群馬県は中学生が全国平均を全ての科目で上回ったと、そういうことです。しかしながら、小学生は知識を活用することについて全国を下回ったと、低調であったと、そういう内容でございました。

そこでお伺いします。

榛東村の小学校2校と中学校の成績はどうであったのかお伺いします。

○議長（南 千晴君） 小池教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 今、山口議員から質問のあった全国学力・学習状況調査の件ですが、この4月に実施したものが8月末に届きまして、現在は、村内の各校で結果分析を進めているところです。今までの取り組みの成果と課題を洗い出して今後の見直しを図る、ちよどきょうの午前中の議会の中でPDCAサイクルのお話でございましたが、そのCとA、チェック、アクションに当たる部分を今、学校で検討を進めているというところでございます。

本調査の結果についてということなんですが、文部科学省の本調査の実施要領には、この調査にお

いて測定できるのは、学力の特定の一部分であり、学校における教育活動の一側面にすぎないこと。また、学校の序列化や過度な競争が生じないようにするために配慮してほしいということが書かれてございますので、それを受けまして、大まかな結果のみ申し上げたいというふうに思っております。

先ほどAとBというお話が山口議員からございましたが、Aというのは、主に知識に関する問題のことです。Bというのは、主に活用に関する問題のことでございます。

最初に、村内の小学校についてです。

小学校、国語Aは全国をやや下回りました。国語Bは全国並みです。算数A、これは全国をやや上回りました。算数B、これは全国を下回りました。

続きまして、中学校についてです。国語Aは全国を上回りました。国語Bは全国を上回りました。数学Aは全国並みです。数学Bは全国をやや下回りました。

以上です。

○議長（南 千晴君） 11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 文科省の説明の中では、小学6年生の設問は小学校の5年生までに履修したもの、また、中学3年生は中学2年生までに履修を終えたものとしておりますが、現場の先生や児童・生徒の反応はどうであったのか、もしわかれば教えてください。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 具体的にその話を村内の会議の中で校長先生方に伺ったことではないのですが、例年、ちょっとこれとは思うような問題があった場合はこちらにお話がありますので、特にその内容の問題については問題はなかっただろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 先ほど事務局長がお話したことなんですが、結果の分析や指導方法の改善はこれからの作業かと思いますが、正答率の低い設問について、今後、指導方法をどういうふうにやっていくのかについて教えてください。

○議長（南 千晴君） 阿佐見教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 正答率の低かったところを今後どう対応するかと、そういうご質問にお答えをしたいと思います。

まず、先ほど局長のほうからありましたように、正答率の低かったところは、8月の末に結果が来たということでございますので、現在、各校で分析を行っている最中と。それで、この全国学力・学

習状況調査の大きな狙いは、その分析を行って、正答率の低かった問題を日ごろの授業でどう生かしていけばいいのかと、そこが一番大事なところになるということで、それは、校内で研修の組織がございまして、その中で今後検討を続けていくということです。

それから、もう一点につきましては、まだ出てきませんが、10月から11月ぐらいに全国学力・学習状況調査結果分析資料と、こんな分厚い資料なんですけれども、群馬県教育委員会が各校に配付する予定になっております。それを各校で活用して、その正答率の低かった課題と捉えるもの、この解決に取り組むということでございますが、これは毎年送られてくるもので、この結果分析資料というのは、小学校編と中学校編というのがございまして、まず、誤答、誤りの答えですね、この状況が群馬県ではどういうことだったと、何ポイントぐらいの子ができなかったとかという資料がございまして、その主な原因は何かと。次に、その原因が示されて、指導のポイントというのが例示されています。

したがって、各学校現場では、この資料を自分の学校の正答率の悪かった項目に照らしてやると、指導の手だてが明らかになると、こういう非常に有効な資料が来ますので、それに従って授業を進めていくというふうに考えております。

ただ、先ほど局長のほうからもありましたように、この全国学力・学習状況調査というのは、学力の一部、全てを網羅しているわけじゃないと。私たち教育委員会が考える学力とは何かと、そういう点ですけれども、まず1つは、このA問題にあるような基礎的な知識であるとか技能、これがまず一番大事。次に、思考力・判断力・表現力と、この3つの力が必要。さらには、主体的な学習態度で自分から進んで学習に取り組むと、この3つを合わせて学力と、こういうふうに捉えておりますので、これを補うものとして、教育委員会のほうでは、CRTと呼ばれている学力検査で1年間の指導目標がどれだけ達成できたか、絶対評価で判断できるテストがございまして、それも重視しているところでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 教育長のお話も、事務局長のお話もこれからの作業というふうな、そういうお話でした。

私なりに調べたことなんですけれども、文科省から出ているこの調査に当たっての目的というのがありまして、ちょっと読ませてもらいますと、本資料は、平成29年度全国学力・学習状況調査の実施後、各教育委員会や中学が速やかに児童・生徒の学力・学習の状況・課題などを把握するとともに、それらを踏まえて、調査対象学年及び他の学年の児童・生徒への学習の改善・充実などに取り組む際に役立てることができるように作成していますと、そういうふうに出ているんですが、それに関しては、教育委員会としてはどういうお考えですか。

○議長（南 千晴君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 8月の校長会がございましたので、届いた翌日ぐらいだったと思いますけれども、学力・学習状況調査については至急、各校で分析をし、指導の手だてを明らかにすると、そういう話し合いは設けました。

その結果については、具体的なことには時間がかかるものですから、9月の校長会あるいは10月の校長会で、各校の実態であるとか、指導方針であるとか、手だてであるとか、そういうことを報告を受けるということになっております。始まったばかりということで、いろいろな業務もあるわけですが、その中で校内研修で各校は今、取り組んでいるところと、このように理解していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） これからの作業ということになると、約半年ぐらい、その対応が出来るのが私なりには心配しているところなんです、誤答とか全く問題に対して解答ができなかったとかという、そういう児童・生徒のためというか、要するに、一人一人のつまずきというのをやはり見きわめて指導していくということも大事じゃないかなと、そういうふうを考えているんですが、そのつまずきというのが、どこでつまずいているのかということを見るということも、先生としては大事なことじゃないかなと、また大変なことかなと思うんですが、その辺のことはどういうふうにお考えですか。

○議長（南 千晴君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 議員のおっしゃるとおり、一人一人の子どものつまずきをしっかり把握して手だてをとると、これは非常に重要なことでございまして、全国学力・学習状況調査の結果については、各校に全体的なこと、個人的なこと、どこがつまづいていると、一覧表になってございます。あわせて、個人配付はまだしませんけれども、一人一人の子どもたちに、こういうところを頑張ろうとか、数字ではなくて、所見的なもので書かれたものが渡されると。ですから、担任等は、その辺をしっかり把握はできる。あとは、教科担任制等もございまして、その情報を共有するというのも大事だと、そのように考えています。

以上です。

○議長（南 千晴君） 11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 要するに、先ほど言われましたように、知識ということなんです、これは身につけておかないと、後の学年の学習内容などに影響を及ぼすと、そういうことで、例えば算数

とか数学というのは、積み重ねだと思っているんです。ですから、この1段目が理解されていないと、2段目に行けない、3段目にさらに行けないというふうな、そういうことになる、やはり子どもたちもそのところでストップしてしまうことが考えられるわけですね。

その辺をいかに現場の先生が子どもたちを指導していくかという、そのところが一番大事なところじゃないかと思うんですけども、その辺についてはいかがお考えですか。

○議長（南 千晴君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 子どもたちのつまずきについては、担任が把握して、今は算数が取り上げられましたけれども、おっしゃるとおり算数は積み上げの教科ということで、階段と同じで踏み外すとわからなくなると。そのとおりだと思いますが、群馬県のほうでは、特に算数という教科の特性を考えたときに、例えば学力向上特配と、特配教員を配置してくれるんですね。榛東については全部で5名。あわせて、榛東村では、マイタウンティーチャーということで村費の臨時職員を配置していますので、1人でやるのではなくて複数で対応すると。

その中で、もう大体この子はここでつまずいているということがデータのもとでわかりますので、例えば極端に言えば掛け算九九のここができていないと、低学年で。そういうことは承知しているので、その子に対して個別指導をT2の先生がやるとか、そういう体制はできておりますし、高学年にいくと、やはり習熟の度合いが違いますので、特に算数においては、習熟度クラスということで2段階、3段階ぐらいに分けて、その子の程度に応じて問題を少しわかりやすくする、上のほうの子は難しく、そういう方法もとっております。

あわせて、そういう補充する時間がなかなか授業だけでは持てない、休み時間や放課後もなかなか持てないということで教育委員会としては、「ぐんぐん土曜塾」ということで年間17回、小学生を集めて補充学習をさせていると。それから、夏休みも補充学習ということで、201会議室を使って南小と北小の小学校の希望者だけを集めて、群大生を雇ってありますので使って補充学習をさせていると。学校側だけでは賄い切れない部分も教育委員会としては協力をさせてもらっていると、そういう状況です。

以上です。

○議長（南 千晴君） 11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 教育長の言われるように、いろいろなこういう対応をとっていただいているということは、非常に大事なことかと思えます。先ほど局長のほうからお話があった小学校、中学校も算数のBが下回っているという、これは、やはり知識の活用が不十分なところがあるのかなと。これに関して、今後の現場の先生とのお話し合いとか、そういうこともあるんでしょうけれども、くどいようですけども、その辺をもう一度お話しただければと思うんですけども、どういう指導

方法をとるのか。

○議長（南 千晴君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 活用が弱いと、算数……、国語も弱い年度もあったんですけども、その活用については、例えば1つの授業の中で考えていかねばならない、それだけのことをやるわけにはいきません、教科書がございまして、1時間の狙いというのがあるので、それに沿っていくんですが、榛東の小・中学校は授業の学習課程、これを統一してございます。課題をつかむ、自分でやってみる、中段でいろいろ意見を出し合ってまとめると、その後に振り返りをしましょうと、きょう1時間の中でどういうことがわかったのか、身についたのか、子どもに書かせています。

そういう中で、早くできた子どもについては活用問題を、これは毎時間というわけにはいきませんが、例えばその時間にかかわる活用問題を、こういう問題もあるよということで時間の余っている子どもにはそれを与えているという例もございしますが、ただ、残念ながら、これは毎時間毎時間できないという難しさがあると。やはりこれは授業を通して身につけさせることなので、いろいろ各校でも研究をしているところと捉えていただけるとありがたいと。

以上です。

○議長（南 千晴君） 11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） いろいろな策を講じていただいていることはよくわかります。

先ほどもサポートする先生もおられると、そういう中で、教育行政に長年携わっている、44年とかとおっしゃっていますけれども、尾木さんという方がテレビでよく出ていると思うんですけども、尾木さんの教育のやり方というのは、「わかった人は」というふうに手を挙げさせるんじゃなくて、「わからない人は」というふうに手を挙げさせると。そういうことで、わかっている人がグループごとについて、わからない人に教えるとかというふうな、そういう方法をとっているという、そういう一場面がありましたので、参考までにお話しをさせていただきます。

毎回、この時期にこの質問をさせてもらっているんですが、過去の質問のときに、教育委員会として国とか県のほうから指導方法が来て、それをもとにして指導を確認したり、また、学校現場の先生も工夫を重ねて学力向上に向けた指導をしていると思うんですけども、昨年行われたことに対してどのような結果が得られているか、もしわかれば教えてください。

○議長（南 千晴君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） データ的には、平成25年度から私がこの職について2年目ぐらいだったと思いますけれども、そこから今年度までのデータはまとめてございます。その件でよろしいでしょうか。はい。

25年度と今年度の結果を比べまして、まず、国語A、小学校については上がっております。中学校については5ポイント程度上がっております。国語B、活用の問題ですけれども、小学校については2ポイントぐらい上がっています。中学校においては10ポイント弱上がっております。算数のA、基本問題、小学校は2.4ポイントぐらい上がっております。中学校は5ポイント程度上がっていると。ただ、算数Bについては、小学校はちょっとマイナスになっていると。中学校は5ポイントぐらい上がっていると。

全体的にB問題がいろいろあるものですから、最初の25年に比べると、この5年間では非常に子どもたちも先生方も頑張った結果かなと、私はそういうふうに捉えております。

このことについては、県の教育委員会も把握していることであって、担当のほうから榛東は頑張っていますねと、そのよううれいお言葉をいただいておりますが、やはりB問題については何とかしなくてはならないと、それが大きな課題と考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 教育長が言われたように、この数年間のテストの状況を見てみると、小学校のときの群馬県あるいは榛東村も含めてなんでしょうけれども、余り成績はよくないというのが情報として入っていました。しかしながら、その小学生が中学校になったときの成績を見ると、今言われたように5ポイントとか数ポイント上がっているというのは、なぜなのかなというのが常にあるんですが、小学校が大体いつも20番から30番ぐらいの中で、中学になると大体1桁ぐらいに入っている、そういう印象がここに出ているんですが、その辺は子どものやる気も当然なんでしょうけれども、指導方法に改善が見えたのか、その辺を少々お聞きできればと思いますけれども。

○議長（南 千晴君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 群馬県全体でもそういうことは言えると思うんですけども、小学校で学ぶ素地をつくって中学校で伸びてくるかなと、大まかに言えば。それで、教育委員会として、私も榛東村の子どもの学力を上げることが第1番の仕事だろうと、そういうふうに考えておりましたので、そのためには、やはり授業を大切にすると。先生方がしっかりした授業をすると、これが基本ということで、ただ、学校の校内研修の中だけの授業ではだめだろうと。そうすると、県でやるとか何かの指定を受けることが一番手っ取り早いということは、授業を研究してほかの学校の先生に、中部管内の先生に見ていただくとかご意見をいただくということで、過去、中学校が3年間「確かな学力」の指定を受け、ことしも北小は授業改善の2年間の指定を受け、やはりそういうことによって先生方が力をつけていこうというのでやった結果もあるのかな、あわせて、こういう地域ですから、非常に小・中の連携がとりやすいと。これが前橋でやれと言ってもできません。こういう地域だからで

きるということ、小・中も同じように進めましょうということでやっている部分もよかったのかな、決して自慢しているわけではございませんけれども、そういうこともあったのかなというふう
に推察はしています。

以上です。

○議長（南 千晴君） 11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 教育長のおっしゃるとおり、間違いなく榛東村の生徒の学力は上がっているんじゃないかなと、数値的には言えませんけれども、印象としてはそのように考えております。

これからもこの全国学力テストだけじゃないんでしょうけれども、これは全国的に行われる五十数億をかけてやる事業なので、やはりそういうことも大事にしながら学力向上にぜひお願いして、次の質問に移ります。

次は、学校給食なんですけど、米飯給食についてお伺いします。

米飯給食に関して、文部科学省のスポーツ科学のほうから出ている文部科学省スポーツ青少年局長という、山中伸一さんが出したやつなんですけど、8年前に、平成21年3月31日に別紙の中で「学校における米飯給食の推進について」というのが出ていまして、簡単に読ませてもらいます。

「米飯給食の推進については、週3回以上を目標として推進するものとする。この場合、地場産物の活用推進の観点から、地場産の米や小麦を活用したパン給食など、地域の特性を踏まえた取組にも配慮する。また、地域や学校の事情等により実施回数が異なっている現状にかんがみ、以下のように、地域や学校の事情等に応じた段階的、斬新的な実施回数の増加を促すこととする。」ということで、2点あるんですけど、（1）が「大都市等実施回数が週3回未満の地域や学校については、週3回程度への実施回数の増加を図る。」、（2）が「既に過半を占める週3回以上の地域や学校については、週4回程度などの新たな目標を設定し、実施回数の増加を図る。」と、そういう文書が出ていました。

今現在、榛東村の現状はどういうふうになっているのかお聞きします。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 米飯給食のご質問ですが、現在、榛東村の村内学校、幼稚園の給食においては、週3回、米飯給食を実施しております。

先ほど山口議員がご説明してくださった文部科学省の平成20年度の通知のところ、大まかに週3回以上というのが出ておりましたが、この週3回以上という国の大きな目標には届いているという状況でございます。

残りの週2日につきましては、パンやめんを使って幅広いメニューの給食を提供するように努めております。パンが食べたいとか、うどんやラーメンが好きだとか、そういう子どももとても多いのでそのようにしているわけですけども、学校給食センターでは、毎月、献立部会や物資購入部会など

を開いて、保護者の方から献立についてのご意見を伺っているところでございますが、米飯給食を今以上にふやしてほしいという要望は、今のところ聞いていないという状況でございます。

以上のようなことから、現時点では回数の増加については考えてはおりません。

○議長（南 千晴君） 11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） これは、子どもさんの嗜好の問題があつて、無理やりご飯を食べろというふうな、そういう方法は難しいのかなと思うんですが、国の方針というのも一応考慮していく必要があるのかなと思います。その中で、これからの進め方をどのように進めていくのかは、これは給食委員会とかそういうところがあるので、そちらのほうにお任せしたほうがいいかなと思います。

さらに、もう一つなんですけど、地産地消の問題なんですけれども、8年前にこのことについて質問した覚えがあるんですが、そのとき、榛東村からとれた食材を給食の中でどれほど使っているかということをお話して、約3%ぐらいだというふうなお話がありました。今現在のどの程度になっているのか教えてください。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） それでは、今の榛東産の食材の割合についてご説明をさせていただきます。

昨年度、平成28年度の段階での野菜などの食材についての重量ベース、重さでのパーセンテージでいつも県などから調査が来ますので、そのデータに基づいてお話をさせていただきます。

重量ベースの使用率ですが、全部の食材の中で榛東産の食材の割合は現在13%で、27年度よりも5%増加しております。また、榛東を除いた群馬県全体の食材については34%、これはその前の27年度に比べて12%増加いたしました。先ほど地場産という捉え方を、榛東だけでなく、群馬ということも含めての地場産という意味で捉えますと、榛東産と群馬県産合わせまして現在47%、ほぼ半分を地産地消ということで、地場産の食材を年間を通して使えているという状況になっております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 重量ベースということなのでちょっとぴんとこないんですが、全体の13%とすると、年間の食材費が7,000万少々なので、1,000万ぐらいは村の生産者のほうに落ちているのかなと思います。その13%の内訳というのがわかれば教えてください。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） この重量ベースのほかには、ちょっと私の手持ちの資料には

ないんですけども、食品別の割合というのもあるようです。ただ、榛東の中で農家をやられている方で、実際に給食は本当に多種多様な食材を必要としますので、そんなにいろいろな野菜をつくられていないという現状もございます。

今、その割合ということでいうとわからないんですが、榛東産の野菜で使っているものといえば、ナス、タマネギ、ジャガイモ、ネギ、下仁田ネギ、ブドウの巨峰、あとエノキ、シメジ、チンゲン菜など、まだ細かいのはあると思うんですが、重立ったものはこういうものを使っているというふうに聞いております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 28年度が13%ということで、今後これをふやしていこうという、そういうお考えはありますか。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 当然、地域の食材を使うと、先ほどの地域に還元できるという要素もありますけれども、何しろ新鮮で安心・安全なものが手に入るといって、非常にいい効果もありますので、当然、榛東産の食材を使っていきたいというふうに考えております。

ただ、難しい部分でいいますと、村内で農家の方の高齢化も大分進んでいるという話を伺っております。その中でなかなか出荷できる量の、要は給食として使えるだけの量の農産物をつくってくださる農家の方が今、減少しているような状況ということです。

例えばナスにつきましては、榛東村園芸生産組合の方が協力してくださっていることで、安定した供給ということでいただいているんですけども、それ以外の野菜については、給食センターの職員が一軒一軒に電話をして契約を結んで仕入れているという状況ですので、非常にそういう苦しさもございまして。そんな中で、職員のほうでかなり努力してくれて、今回のような増加につながったのだというふうに思っておりますが、まだまだ村内の開拓の余地は残っていると思いますので、地道な動き方にはなるとは思いますが、村内産をなるべく今以上にふやしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 高齢化が進んでいて、なかなかお米の生産もこれからどういうふうになるのか、非常に難しい状況にある中なんですけれども、やはり活性化をするためには何か話し合いをして、一軒一軒とりにいくとかという、そういうことはちょっと長続きはしないような気がします。そういう中で、JAとかいろいろなところと工夫をして、何とか食材を20%、30%、そういうところに

いくように努力をしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 先ほど申し上げたとおり、いろいろやり方はこれからまた考えていかなければならないと思いますが、今以上に榛東産の食材が使えるように努力をしてみたいと思います。

○議長（南 千晴君） 11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 次の質問に移ります。

教員の働き方なんです、長年曖昧にされていた教員の長時間勤務にも関心が集まるようになりました。教員の働き方は、今後どうあるべきなのか、文科省や各教育委員会が動き出しました。

そこで幾つかお聞きします。

長時間労働の解消のためには、教員の勤務時間の把握が不可欠と考えております。村では、誰がどのような方法で把握しているのか教えてください。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 今の教員の勤務時間ということですが、教員の勤務時間は1日が7時間45分という決まりがあるわけですが、実際に村内の学校、村内に限らず県内多くの学校がそうだと思うんですが、出勤簿による管理が基本となっております。

当然、朝、勤務時間前に来て、登下校の指導をされるような先生方もいらっしゃいますし、朝の部活動の面倒を見る先生もいらっしゃいます。また、勤務時間の終了後に教材の研究であったり、翌日の授業の準備であったり、中学校においては、それぞれの部活の指導などもされてからまた事務仕事をされる先生もいらっしゃるんですが、タイムカードはございませんが、それぞれの学校の校長先生、教頭先生が、厳密にはないんですが、大まかには勤務時間の把握をしているというような状況です。

以上です。

○議長（南 千晴君） 11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 1カ月に80時間以上の残業をしている先生というのはおりますか。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） ただいま申し上げたとおり、こちらでなかなかそういうタイムカード等での管理を今までしてこなかったという教育委員会側の反省もございますが、実際にそういう調査につきまして、実を言いますと現在、この9月にその調査を実施しているところで、調査中

でございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 今までそういった先生の長時間勤務が叫ばれている中で調査をしていなかったということは、やはり問題ではないかと私は思っております。

例えば、そういう部活とか何かで80時間以上超えているような先生がいたとすると、本来の業務ができていないかどうか、その辺についてどのようなお考えを持っていますか。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 本来の業務がというのは、授業の準備であったり、生徒の指導であったりということだと思っております。

学校の先生方につきましては、部活動の指導もであったり、またその本来の業務も抱え込んでしまう余りに時間が長くなってしまっている、つまり、一生懸命まじめに仕事をやってくれる先生が多いと思いますので、それで長くなってしまっているという現状があると思っております。

先ほどのタイムカードの部分でもあるんですが、こちらで勤務時間の管理をしていくような改善というのは一つ、していかなければならないことであると同時に、先生方ご自身の勤務の仕方について、ちょっと見つめ直していただくということも必要かというふうに考えております。

実を言いますと、先日、新聞のところにも出ておりましたけれども、国がタイムカードの導入を検討しているという記事がございました。また、県のほうでも、それは検討しているということです。ただ、榛東村教育委員会では、群馬県に先駆けて、この9月から在校時間記録表といった時間管理の記録表を実施いたします。これは、表計算ソフトで作成したファイルに先生方一人一人がご自身の出勤時間、退勤時間、あとは勤務時間外に携わった業務内容を記録するもので、画面をあけてボタンを1個押せば、勝手に時間がぱっと入る、退勤時間も1個押せばぱっと入って、何時間残業したかというのが自動でぱっと出るような、要は手を煩わせないで打てるようなソフトを今、学校に活用していただく準備を進めているところで、来週ぐらいからはもう実施が可能かというふうに思っております。

これによって、一人一人の先生方の勤務時間を教育委員会であったり、校長先生、教頭先生が把握できるというだけではなくて、どの先生に負担が偏っているかということを経理先生が把握できれば、その先生のお仕事を例えばほかの先生方に割り振って均等に分け合えとか、あとは、その先生自身が何時までに帰ろう、うちの学校は何時までには業務を終えて帰るようにしようという校長先生の目標に向かって進めていくときに、ああ、自分はちょっとここで無駄な時間を使っているためにちょっと長くなってしまった、ここをちょっと改善できれば、もう少し早く帰れるようになるかもしれないと、ご自身の工夫改善にもつながるかなというふうに考えております。

まず、それを導入し、9月は試行の段階ということなんです、それによって学校の意見を取り入れながら、効果的な運用をしていければいいものになるのではないかとこのように考えているところ
です。

以上です。

○議長（南 千晴君） 11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） これからのことというふうに受けとめますが、時間を短縮して、その得た時間をやはり子どもと向き合っ、子どもの考え方を聞いたり、そうする時間をとることが私は大事だと思っています。

これは、山梨県の教育委員会が多忙化の改善に向けた取り組みを始めるという記事が出ていたんですけども、平成32年度までの4年間の学校の業務改善を図るとして、放課後に部活動や会議を実施せず、教師が児童・生徒と向き合い、「きずなの日」を設定するなど、会議の効率化、学校行事の見直し、部活動の指導方法などの具体例を示したと、そういうことなんです。

ですから、これは山梨県のまねをするとかそういうことじゃなくて、やはり榛東村独自で先生の負担を軽減しながら、子どものためにぜひ、要するに先生の負担が軽減することによって、先生の心身、健康で明るく、そういうことで教壇に立つことが子どものためになるんだと、そういうことを理解してもらって、ぜひこの軽減には努めてもらいたいと、そのようにお願いして質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（南 千晴君） 以上で11番山口宗一議員の一般質問を終了いたします。

以上をもちまして一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。再開を2時5分からしたいと思います。よろしくお願ひします。

午後1時52分休憩

午後2時5分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

◎日程第2 議長の常任委員会委員辞任について

○議長（南 千晴君） 日程第2を議題といたします。

本件は、私の一身上に関するものであり、議長は退場し、副議長に交代して議事を進めます。

ここで議長交代のため暫時休憩といたします。

午後2時5分休憩

午後2時5分再開

○副議長（高田清一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長が退場となりましたので、副議長が議長の職務を行います。

日程第2、議長の常任委員会委員辞任の件についてを議題といたします。

議長より総務産業建設常任委員会委員を辞任したい旨の申し出がありました。

議長は、その職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における採決権など議長固有の権限を考慮するとき、1つの委員会に委員として所属することは適当でなく、また、行政実例でも議長については辞任が認められているところであります。

したがって、議長の総務産業建設常任委員会委員の辞任については、許可したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（高田清一君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の総務産業建設常任委員の辞任については、許可することに決定しました。

ここで議長交代のため暫時休憩といたします。

午後2時7分休憩

午後2時8分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

◇

◎日程第3 認定第1号 平成28年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第3、認定第1号 平成28年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清水喜代志会計課長。

〔会計課長 清水喜代志君発言〕

○会計課長（清水喜代志君） 認定第1号 平成28年度榛東村一般会計決算の認定についてご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付するものでございます。

決算書3ページをごらんください。

平成28年度榛東村会計別決算総括表でございます。

決算書の3ページ、平成28年度榛東村会計別決算総括表をごらんください。

一般会計につきましてご説明いたします。

初めに、歳入でございます。

予算額65億3,586万3,000円に対し決算額63億8,168万38円、予算額に対する決算額の比較増減1億5,418万2,962円の減、予算額に対する決算額の比率97.64%。

歳出につきましては、予算額65億3,586万3,000円に対し決算額61億7,513万6,036円、予算額に対する決算額の比較増減3億6,072万6,964円の減、予算額に対する決算額の比率94.48%、歳入歳出差引額は2億654万4,002円でございます。

続きまして、7ページをごらんください。

一般会計の実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額63億8,168万38円、2、歳出総額61億7,513万6,036円、3、歳入歳出差引額2億654万4,002円、4、翌年度へ繰り越すべき財源中（2）繰越明許費繰越額1,164万5,000円、計は同額です。5、実質収支額1億9,489万9,002円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

続きまして、8ページ、9ページをごらんください。

一般会計歳入歳出決算書の歳入でございます。

款の合計につきましては、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の欄がゼロ以外の数値のある箇所を朗読し、説明にかえさせていただきます。

なお、予算現額と収入済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1 款村税、調定額16億2,152万5,828円、収入済額14億9,246万3,871円、不納欠損額1,373万4,005円、収入未済額1億1,532万7,952円、比較3,173万8,871円。

2 款地方譲与税、調定額7,887万円、収入済額、同額です。比較387万円。

3 款利子割交付金、調定額159万7,000円、収入済額、同額です。比較90万3,000円の減。

4 款配当割交付金、調定額511万2,000円、収入済額、同額です。比較537万7,000円の減。

5 款株式等譲渡所得割交付金、調定額297万4,000円、収入済額、同額です。比較316万円の減。

6 款地方消費税交付金、調定額2億2,802万5,000円、収入済額、同額です。比較197万5,000円の減。

7 款ゴルフ場利用税交付金、調定額1,146万7,470円、収入済額、同額です。比較55万3,470円。

8 款自動車取得税交付金、調定額1,802万3,000円、収入済額、同額です。比較202万3,000円。

9 款国有提供施設等所在市町村助成交付金、調定額7,403万9,000円、収入済額、同額です。

10 款地方特例交付金、調定額1,015万円、収入済額、同額です。

11 款地方交付税、調定額13億7,321万5,000円、収入済額、同額です。比較2,878万8,000円。

12 款交通安全対策特別交付金、調定額205万1,000円、収入済額、同額です。比較5万1,000円。

13 款分担金及び負担金、調定額7,108万5,937円、収入済額6,083万2,950円、収入未済額1,025万2,987円、比較1万6,050円の減。

14 款使用料及び手数料、調定額5,392万6,640円、収入済額3,607万352円、収入未済額1,785万6,288円、比較314万4,352円。

15款国庫支出金、調定額7億792万1,867円、収入済額、同額です。比較5,881万1,133円の減。
続きまして、10ページ、11ページをごらんください。

16款県支出金、調定額4億7,469万4,918円、収入済額、同額です。比較571万3,082円の減。

17款財産収入、調定額5,868万2,135円、収入済額4,650万2,286円、収入未済額1,217万9,849円、比較65万5,714円の減。

18款寄附金、調定額5億3,266万8,000円、収入済額、同額です。比較1,446万3,000円。

19款繰入金、調定額6億8,414万1,026円、収入済額、同額です。比較1億4,763万8,974円の減。

20款繰越金、調定額2億6,903万4,776円、収入済額、同額です。比較776円。

21款諸収入、調定額9,382万6,522円、収入済額、同額です。比較1,371万1,478円の減。

22款村債、調定額1億7,800万円、収入済額、同額です。比較85万4,000円の減。

歳入合計、予算現額65億3,586万3,000円、調定額65億5,103万1,119円、収入済額63億8,168万38円、不納欠損額1,373万4,005円、収入未済額1億5,561万7,076円、比較1億5,418万2,962円の減。

続きまして、12ページ、13ページをごらんください。

歳出でございます。

款の合計につきまして、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較の欄がゼロ以外の数値のある箇所を朗読し、説明にかえさせていただきます。

なお、予算現額と支出済額との比較の欄につきましては、比較と略させていただきます。

1款議会費、支出済額8,496万8,728円、不用額280万4,272円、比較、同額です。

2款総務費、支出済額12億5,620万2,640円、翌年度繰越額651万2,000円、不用額9,117万360円、比較9,768万2,360円。

3款民生費、支出済額20億4,546万231円、翌年度繰越額3,769万7,000円、不用額6,625万4,769円、比較1億395万1,769円。

4款衛生費、支出済額2億8,460万6,028円、不用額1,096万8,972円、比較、同額です。

5款労働費、支出済額485万458円、不用額15万2,542円、比較、同額です。

6款農林水産業費、支出済額4億8,819万6,313円、不用額2,238万8,687円、比較、同額です。

7款商工費、支出済額1,209万2,433円、不用額108万2,567円、比較、同額です。

8款土木費、支出済額4億4,527万3,411円、翌年度繰越額4,011万7,000円、不用額2,825万3,589円、比較6,837万589円。

9款消防費、支出済額2億3,206万3,994円、不用額483万9,006円、比較、同額です。

10款教育費、支出済額9億5,431万1,597円、不用額4,127万2,403円、比較、同額です。

続きまして、14ページ、15ページをごらんください。

11款災害復旧費、不用額3,000円、比較、同額です。

12款公債費、支出済額3億6,691万667円、不用額5,333円、比較、同額です。

13款諸支出金費、支出済額19万9,536円、不用額1,464円、比較、同額です。

14款予備費、不用額720万4,000円、比較、同額です。

歳出合計、予算現額65億3,586万3,000円、支出済額61億7,513万6,036円、翌年度繰越額8,432万6,000円、不用額2億7,640万964円、比較3億6,072万6,964円でございます。

なお、16ページから203ページまでが歳入歳出決算事項別明細書、204ページから208ページまでが財産に関する調書、209ページは地方債に関する内容を記載しておりますが、説明につきましては省略をさせていただきます。

以上、雑駁ではございますが、平成28年度一般会計決算の説明にかえさせていただきます。

ご審議の上、認定していただきますようお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、岩崎代表監査委員より監査報告をお願いいたします。

岩崎代表監査委員。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） それでは、お手元に平成28年度榛東村決算等審査意見書がありますが、3ページをお開きください。

平成28年度の榛東村決算等審査意見書を申し述べます。

審査の対象でございますが、地方自治法の規定によって榛東村長から審査に付された次の会計にかかわる平成28年度歳入歳出決算について審査をいたしました。平成28年度榛東村一般会計、同じく国民健康保険特別会計、同じく後期高齢者医療特別会計、同じく介護保険特別会計、同じく住宅新築資金等貸付特別会計、同じく公共下水道事業特別会計、同じく農業集落排水事業特別会計、同じく学校給食事業特別会計、同じく太陽光発電事業特別会計、以上の会計について審査を実施しました。

審査の期間でございますが、平成29年7月18日から8月4日まで。実質8日間ございました。

審査の方法でございますが、各会計にかかわる歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が関係法令に準拠して作成されているか、計数の誤りがないか、予算執行及び関連事業が適正に行われているかについて、関係職員から直接説明を受けるとともに聞き取りをして審査を行いました。

また、例月現金出納検査結果及び定期監査結果についても審査の参考といたしました。

なお、現金、有価証券等の残高については、例月現金出納検査において確認を行ったため、本審査では一部の確認を省略しております。

審査の結果でございますが、各会計にかかわる歳入歳出決算書、歳入歳出決算別事項明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿、その他証書類を照合した結果、誤りのないものと認められました。また、予算の執行及び関連する事務は、適正に行われているものと認められました。

次に、一般会計について歳入を申し上げます。歳入は63億8,100万、歳出61億7,500万で、単年度の実質収支では216万2,000円の黒字でございました。

決算収支の状況は、下の表のとおりでございます。参考にいただければと思います。

次に、歳入でございますが、最終予算65億3,500万に対して収入率が97.64%。調定額の65億5,100万に対して収入率は97.41%でございます。不納欠損は1,373万4,000円、収入未済額は1億5,500万でございます。

歳入の決算概況は下の表のとおりでございます。

次に、歳入の款別の明細が表になっております。この表の中で大きな動きのあるものについて説明をしたいと思います。

まず、アの村税でございます。収入済額が14億9,200万、最終予算額の14億6,000万に対して収入率が102.17%。調定額の16億2,100万に対しては収入率が92.04%でございます。前年度の収入済額と比較しますと、4,500万増加しております。村民税が1,904万4,000円、固定資産税が1,697万5,000円、軽自動車税が830万3,000円、たばこ税が99万6,000円増加しております。

次に、収入未済額は1億1,500万で、前年に比べまして1,800万減少しております。税目でいいますと、村民税が700万、固定資産税で1,100万それぞれ減少しております。不納欠損額は1,300万で、前年に比べて157万の増加となっております。

村税の税目別の決算状況は、表のとおりでございます。

次に、ウの分担金及び負担金、これの収入未済額は1,025万3,000円と、前年に比べて78万5,000円減少しております。これは、全部が児童保育費負担金でございます。

次に、エの使用料及び手数料についてですが、収入未済額は1,785万6,000円で、前年に比べて244万3,000円ふえておりますが、大きな要因は、住宅使用料が1,688万9,000円で、前年に比べて166万円の増加となっております。それから、下のほうで寄附金がございますが、収入済額は5億3,200万、前年に比べまして2億100万増加しております。これは当然ふるさと納税の件でございます。一番下で、この村債は、収入は1億7,800万。前年に比べて5,000万減少しております。

村債の新規発行状況は下の表のとおりでございます。

次に、歳入の過大・過小について調査をしました。最終予算と収入済みの開きが500万以上ある項目は8件ございました。いずれの課目も額の確定が年度末というようなことで、補正予算に計上することは困難であると認められます。予算は適切に管理されていると認められました。

次に、収入未済、滞納整理の状況について申し述べますが、どんな状況であるか審査を実施しました。いずれの課目も滞納整理の実施、関連帳票の管理は適切に行われていることを確認いたしました。収入未済金が、前年に比べて1,804万6,000円減少となっております。中には増加している課目もあるんですが、ぜひこれがさらに続くように努力を図っていただきたいというふうに思います。

村税については、税務課で頑張ってください、非常に実績が出ているというふうに感じられまし

た。収入未済額の状況は、下の表にあるとおり大部分が減っておるんですが、下のほうの住宅使用料だけ増加をしております。これが減れば、2,000万ぐらいは減ったんだというふうに思いますけれども、ぜひ住宅使用料を、収納率は少しは上がったんですが、頑張っていたらというふうに思います。

次に、歳出でございますが、最終予算65億3,500万に対して執行率が94.48%、翌年度繰り越しが8,400万でございます。不用額は2億7,600万。

歳出の決算概要は、下の表のとおりでございます。

また、款別の歳出状況は、表のとおりでございます。

大きなものについて説明をしたいと思います。

13ページを見てください。

大きなもので、民生費が支出済額が20億4,500万、前年に比べて2億9,500万増加しております。社会福祉費が2億5,900万、児童福祉費が4,100万円増加しております。社会福祉費の増加は、年金生活者等支援臨時福祉給付金の支出でございます。それから、児童福祉費は児童措置費ということで、4,200万増加しております。

民生費の項目別内訳とそれから目別の内訳は、表のとおりとなっております。

社会福祉費は、一番上のところで増加、児童福祉費は、2番目の措置費が増加しているという状況でございます。

それから、カの農林水産費、支出済額は4億8,800万で、前年度に比べて1億7,900万減少でございます。これは、農業費が1億7,400万減少しておりますけれども、農業集落排水事業費は1億1,200万増加、農業振興費が3億600万減少ということで、1億7,400万減少しております。

農林水産費の項目の明細は、表のとおりでございます。

それと、18ページをお願いします。

教育費、支出済額は9億5,400万で、前年に比べて2億4,400万増加。この主なものは、社会教育費が1億2,000万、保健体育費が7,300万ふえております。社会教育費は、社会教育施設設備基金の積み立てが2億1,600万ございました。それから保健体育費は、屋外運動場の改修工事がふえたためでございます。

次に、高額の不用額、これは節単位で250万以上の不用額が生じたものを抽出して審査をいたしました。7事案ありましたが、年度末の支出額が未確定であるということで、各科目ある程度安全数を考慮したことで不用額が生じてしまったということで、予算管理は適切に行われているものと認められました。

次に、抽出検査でございますが、消費的事業については、事務というかここに書いてある先について審査をしましたが、いずれも適切に執行されておりました。

投資的事業の案件についても、この下の表というか列挙してある先を書類署名審査をいたしました。

いずれも適正に執行されていると認められました。

また、現地調査、それから物品審査、総務課以下ここに記載してある先を現地で確認をいたしました。適切に履行されているものと認められました。

次に、交際費でございますが、村長、議長、教育長及び農業委員会長の交際費の管理状況について審査をし、いずれの交際費も適切に管理執行されていると認められました。

次に、54ページへお進みいただけますか。よろしいでしょうか。

公有財産の状況について説明いたします。土地及び建物、土地は今年度は724平米減少でございます。それから、建物は126平米増加をいたしました。それから、有価証券、出資による権利、物品、物件、当年度中の増減がなく、前年度と同様でございます。

次に、基金の状況でございます。全会計で当該年度末の基金残高が52億9,394万8,000円でございます。前年度に比べて4,050万7,000円増加しております。一般会計と特別会計は基金で今年度28年度は地域福祉基金、ふるさと創生基金及び土地開発基金、これを統廃合いたしまして、12基金というふうになりました。明細は下記のとおりでございます。

村債でございますが、全会計で当年度末における村債残高が70億4,701万9,000円、前年に比べて3億2,324万2,000円減少となっております。当年度の発行は2億8,920万円、償還が6億1,244万2,000円でございます。

この会計とは違うんですが、あとこれに上水の会計もございますので、それもお忘れなくお願いをいたします。

次に、財政分析を行いました。普通会計での処理ということですが、本村において普通会計は一般会計、それから住宅新築資金等貸付特別会計及び学校給食事業特別会計を合わせたものでございます。各会計間の繰り入れとか繰り出し等は、考慮してございます。

歳入の状況ですが、自主財源と依存財源、自主財源はこの下に細かく書いてありますけれども、村税とかそういった独自に使えるあれですね。依存財源は、交付税ほかということになっております。今年度は自主財源が8.10ポイント向上して、50.98%になりました。依存財源が大分去年に比べると、去年の依存財源は57.12ですから、大分依存財源が減少したということでございます。自主財源がふえたというふうに捉えていただきたいと思います。

それで、歳出の構成の中では、義務的な経費だとか投資的、その他というふうになっておりますが、義務的経費が22億200万、前年に比べて1億円ふえております。これは扶助費及び公債費の増加によるものであります。投資的経費は6億8,400万で3億3,300万の減少。その他経費は33億6,500万で、前年に比べて5億3,400万の増加でございます。

次に、主要財政力指数を申し述べたいと思います。過去5年間、ここに書いてありますが、財政力指数は0.54で0.01ポイント上がっておりまして、財政力はわずかだが向上しました。経常収支比率は95.1、前年度の94.3に比べて0.8ポイント悪化しております。財政が硬直していることを示している。

この下の経常収支比率のところを見ていただくと、町村にあつては75%が妥当とされるというふうなことが書いてありますが、そういったことからいくと、大分硬直をしていると。ですので、自由に使える金が少なくなっているというふうに解釈をしていただきたいと思います。

実質公債費比率は8.2%で、前年に比べて0.8ポイント悪化、これは公債費の償還が財政負担の割合に高くなっているということを示しておるということでございます。

以上で審査意見を申し上げたいと思います。

平成28年度における一般会計及び特別会計を合わせた総計決算額は、歳入で103億2,259万9,000円、歳出で99億2,293万7,000円。これを実質単年度収支で見ますと、3,436万円の黒字ということでございます。

一般会計の決算額は、歳入が63億8,168万円、歳出が61億7,513万6,000円で、実質単年度収支は216万2,000円の黒字でございます。

なお、一般会計における歳入決算額23.39%の割合を占める村税は、収入済額は14億9,246万4,000円、前年が14億4,714万6,000円ですが、収入率が92.04%、前年が90.82%で、前年に比べて1.2ポイント向上いたしました。収税対策の強化に取り組んで収入未済額が減少したこと、また前年度に引き続いて収入率が90%を超えていることは評価できると思います。

また、児童保育負担金においても、前年度に引き続き収入未済額は減少しております。その一方で、住宅使用料は収入率が37.12%、前年に比べると0.33ポイント向上してはいますが、収入未済額は毎年増加しております。収入未済額の増加と収入率が低調であることを踏まえると、これまでの徴収体制、徴収方法でなく、抜本的に見直して早急に改善を講じることを強く望むものであります。

歳出を見ますと、一般会計が61億7,513万6,000円、特別会計で37億4,779万9,000円で、合わせると99億2,293万5,000円。前年に比べて1億5,474万3,000円の増加でございます。

今後とも厳しい財政状況は続くものが想定されますため、費用対効果を十分検証の上、効果的かつ効率的な事務事業の執行に努めて、より健全な財政運営が図れるように努力いただきたいと思います。

不用額については、一般会計が2億7,640万1,000円、特別会計が2億5,389万3,000円で、合わせますと5億3,029万4,000円。前年に比べまして5,231万7,000円増加でございます。

抽出による審査の結果、やむを得ない事案であるということは認められましたが、さらに精度の高い予算編成と計画的な予算執行に努めて、不用額が明らかになった場合は、速やかに補正を行う等適切な対応を図って財源の有効活用に努めてもらいたいと思います。

財政指数は、財政力はアップしておりますけれども、経常収支、実質公債費は悪化しております。これらはさらに数値がすぐよくなるものとは想像されませんので、なるべく悪化を防いでいただきたいと思います。

これまで28年度における決算状況、財政状況等を見てきたところでございますが、これらの状況を勘案すると、当該年度においては適切な財政運営がなされ、健全な財政状況が維持されている。しか

し、過去5年間の財政指標を比較してみると、前年度と同様に決して楽観視できる状況でないことを示しております。職員一人一人が常にコスト意識を持って、費用対効果を検証するとともに、発想の転換と創意工夫による事業等への見直しを行って、限られた財源の中でより効果的かつ効率的な執行を心がけていただきたいと思います。

最後となりますが、近年情報公開請求等が無駄に上げられることが多くなっております。今後の社会経済情勢の変化を的確に把握し、事務事業の見直し、効率的な歳出の削減及び地域資源の活用を図って、さらに第6次榛東村総合計画の将来像、「子どもに夢を みんなに福祉と安心を」を合言葉に、村民が満足できる施策を展開されることを期待いたします。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 監査報告が終わりました。

岩崎代表監査委員には、連日の決算審査、大変ありがとうございました。厚く御礼申し上げます。これより質疑に入ります。

なお、質疑については、総括的な質疑に限定し、対象は一般会計のみでございます。

また、質問は1人3問までといたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております認定第1号については、議長を除く議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、認定第1号については、議長を除く議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩といたします。

午後2時56分休憩

午後3時5分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

先ほど設置が決定した決算審査特別委員会を開催し、互選により正副委員長が決まりましたので、報告いたします。

委員長に岸昭勝議員、副委員長に早坂通議員が就任いたしました。

ここで就任のご挨拶をお願いいたします。

初めに、決算審査特別委員会委員長、岸昭勝議員、よろしく願いいたします。

〔決算審査特別委員会委員長 岸 昭勝君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（岸 昭勝君） 皆さん、こんにちは。

決算委員長にただいま指名を受けたんですけれども、突然のことなのでちょっと落ち着かないんですけれども、住民のために効率のよい決算になっているかこれからよく審議しまして、認定に向かって審議していただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（南 千晴君） 続きまして、副委員長、早坂通議員、よろしくお願ひいたします。

〔決算審査特別委員会副委員長 早坂 通君登壇〕

○決算審査特別委員会副委員長（早坂 通君） こんにちは。

決算特別委員会副委員長ということで、私も予算決算特別委員会の委員長を2年務めてきました。その経験を生かしまして、副委員長として委員長を補佐することに徹すると同時に、万が一委員長に何かあれば、委員長としての役目を果たす決意でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（南 千晴君） よろしくお願ひいたします。

◇

◎日程第4 認定第2号 平成28年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第4、認定第2号 平成28年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、決算書211ページをお願いします。

認定第2号 平成28年度榛東村国民健康保険特別会計決算の認定について説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付するものでございます。

決算書3ページをお願いします。

平成28年度榛東村会計別決算総括表でございます。

国民健康保険特別会計について説明いたします。

初めに、歳入でございます。予算額18億5,520万7,000円に対し決算額18億9,676万1,653円、予算額に対する決算額の比較増減4,155万4,653円の増、予算額に対する決算額の比率102.24%。

歳出につきましては、予算額18億5,520万7,000円に対し決算額17億3,498万441円、予算額に対する決算額の比較増減1億2,022万6,559円の減、予算額に対する決算額の比率93.52%。歳入歳出差引額は1億6,178万1,212円でございます。

続きまして、213ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額18億9,676万1,653円、2、歳出総額17億3,498万441円、3、歳入歳出差引額1億6,178万1,212円、5、実質収支額、同額でございます。

次に、214、215ページをお願いします。

歳入歳出決算書の歳入でございます。款の合計につきまして、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の欄がゼロ以外の数値のある箇所を朗読し、説明にかえさせていただきます。

なお、予算減額と収入済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1 款国民健康保険税、調定額 6 億831万8,910円、収入済額 4 億1,257万1,255円、不納欠損額1,335万2,849円、収入未済額 1 億8,239万4,806円、比較1,109万6,255円。

2 款一部負担金、比較1,000円の減。

3 款使用料及び手数料、調定額 3 万850円、収入済額、同額です。比較 1 万5,850円。

4 款国庫支出金、調定額 3 億9,516万2,217円、収入済額、同額です。比較2,200万7,217円。

5 款療養給付費等交付金、調定額1,325万7,000円、収入済額、同額です。比較160万8,000円。

6 款前期高齢者交付金、調定額 3 億2,436万5,922円、収入済額、同額です。比較922円。

7 款県支出金、調定額9,573万2,495円、収入済額、同額です。比較856万495円。

8 款共同事業交付金、調定額 4 億2,865万8,778円、収入済額、同額です。比較 2 万9,778円。

9 款財産収入、調定額33万4,288円、収入済額、同額です。比較 6 万5,712円の減。

10 款繰入金、調定額 1 億531万1,354円、収入済額、同額です。比較268万1,646円の減。

11 款繰越金、調定額 1 億1,367万4,954円、収入済額、同額です。比較46円の減。

12 款諸収入、調定額766万2,540円、収入済額、同額です。比較98万4,540円。

歳入合計、予算現額18億5,520万7,000円、調定額20億9,250万9,308円、収入済額18億9,676万1,653円、不納欠損額1,335万2,849円、収入未済額 1 億8,239万4,806円、比較4,155万4,653円でございます。

次に、216、217ページをお願いします。

歳出でございます。

款の合計につきまして、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額との比較の欄がゼロ以外の数値のある箇所を朗読し、説明にかえさせていただきます。

なお、予算現額と支出済額の比較につきましては、比較と略させていただきます。

1 款総務費、支出済額788万7,139円、不用額213万5,861円、比較、同額です。

2 款保険給付費、支出済額10億1,952万4,077円、不用額8,224万5,923円、比較、同額です。

3 款後期高齢者支援金等、支出済額 1 億9,612万6,100円、不用額 1 万7,900円、比較、同額です。

4 款前期高齢者納付金等、支出済額14万208円、不用額14万5,792円、比較、同額です。

5 款老人保健拠出金、支出済額5,935円、不用額7,065円、比較、同額です。

6 款介護納付金、支出済額7,847万4,694円、不用額306円、比較、同額です。

7 款共同事業拠出金、支出済額 4 億158万7,917円、不用額 5 万83円、比較、同額です。

8 款保健事業費、支出済額1,446万442円、不用額136万5,558円、比較、同額です。

9款基金積立金、支出済額33万4,288円、不用額6万5,712円、比較、同額です。

10款公債費、不用額1,000円、比較、同額です。

11款諸支出金、支出済額1,643万9,641円、不用額18万5,359円、比較、同額です。

12款予備費、不用額3,400万6,000円。比較、同額です。

歳出合計、予算現額18億5,520万7,000円、支出済額17億3,498万441円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額1億2,022万6,559円、比較、同額でございます。

次の218ページから247ページまでは歳入歳出決算事項別明細書に関する内容を記載しておりますが、説明につきましては省略させていただきます。

248ページをお願いします。

財産に関する調書でございます。

国民健康保険基金の平成28年度末現在高は、2億1,027万8,782円でございます。

以上、雑駁ではございますが、平成28年度国民健康保険特別会計決算の説明にかえさせていただきます。ご審議の上、認定していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、監査報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） それでは、24ページをお開きください。

特別会計の合計について申し上げます。

決算収支は、歳入で39億4,091万8,000円、歳出で37億4,779万9,000円でございます。単年度の実質収支では3,200万の黒字でございます。前年に比べますと、歳入決算額は1億2,324万2,000円の減少、歳出決算額は1億5,544万円の減少でございます。また一般会計からの繰入金は7億2,641万2,000円でございます。前年に比べて4,808万1,000円の減少でございます。特別会計の決算収支と一般会計からの繰り入れの状況は表のとおりであります。

次に、国民健康保険特別会計について申し上げます。

決算額は、歳入で18億9,676万1,000円、歳出17億3,498万円で、単年度収支は4,810万6,000円の黒字でございます。決算収支の状況は表のとおりでございます。

次に、歳入の決算概要でございますが、最終予算額18億5,520万7,000円に対する収入率が102.24%、調定額20億9,250万9,000円に対する収入率は90.65%でございます。不納欠損額は1,335万3,000円、収入未済額は1億8,239万5,000円。前年に比べまして不納欠損額は256万円、収入未済額は2,542万8,000円減少しております。

次の表は、款別の歳入状況でございます。

歳入の過大、過少については、決算額500万以上の差がある科目について審査をいたしました。

いずれの科目も額の確定が年度末ということで、補正に計上することは困難であります。適切な管理が行われているものと見てとれました。

収入未済及び滞納整理については、滞納整理の整理実施状況、関連帳票の管理状況等について審査を実施、いずれの科目も適切に行われていると確認いたしました。前年度に比べまして収入未済額は2,542万8,000円減少でございます。収入未済額の対前年比の状況は下の表のとおりでございますが、2,500万プラスするには各全項目がマイナスになっておる状況でございます。税務課の努力によって、去年まで2億700万あったのは1億8,000万代に減りました。審査のときに課長さんが頑張っていたでいて1億五、六千万まで減らすというようなお言葉もございましたので、来年は楽しみにしております。

歳出について申し上げます。

最終予算額18億5,520万7,000円に対して執行率は93.52%、不用額は1億2,022万7,000円でございます。前年度に比べて支出済額は1億3,221万2,000円減少、不用額は3,732万7,000円の増加でございます。歳出の決算概要、それから款別歳出決算状況は表のとおりでございます。

2番目の保険給付費、これが保険料、要するにお医者さんに払う額は前年に比べて約6,000万減少しております。村民の健康の方がふえたということの数字だと思います。

高額の不用額、これは節単位で250万円以上のものは審査をいたしました。

不用額7,400万は大きいんですけども、医療費の請求が翌々月でないと判明しないために、安全値を考慮して行ったものと理解しております。予算管理は適切に行われているというふうに理解をいたしました。

抽出審査は一般管理費について行いましたが、適切に執行されていることを確認しました。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 監査報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、質疑については総括的な質疑に限定し、質問は一人3問までといたします。

質疑ございませんか。

10番小山久利議員。

〔10番 小山久利君発言〕

○10番（小山久利君） 決算書の214、215ページなんですけど、1款の国民健康保険税、数字のところは監査委員さんがいいって言っているんだから問題ないと思うんですけども、不納欠損額が多いので国民健康保険税という名称を国民健康保険費とか保険金とかに名称を変えれば、税だとどうしても払いたくないという意識が働いてしまうかと思うんですけど、数字以外のところで申しわけございません。提案として、質問ではございません。申しわけございません。

以上です。

○議長（南 千晴君） 質問じゃないんですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております認定第2号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。



◎日程第5 認定第3号 平成28年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第5、認定第3号 平成28年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、認定第3号 平成28年度榛東村後期高齢者医療特別会計決算の認定について説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付するものでございます。

決算書3ページをお願いします。

平成28年度榛東村会計別決算総括表でございます。

後期高齢者医療特別会計について説明いたします。

初めに、歳入でございます。

予算額1億792万2,000円に対し決算額1億588万3,540円、予算額に対する決算額の比較増減203万8,460円の減、予算額に対する決算額の比率98.11%。歳出につきましては、予算額1億792万2,000円に対し決算額1億588万3,540円、予算額に対する決算額の比較増減203万8,460円の減、予算額に対する決算額の比率98.11%。歳入歳出差引額はゼロ円でございます。

続きまして、251ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額1億588万3,540円、2、歳出総額1億588万3,540円、3、歳入歳出差引額ゼロ円、5、実質収支額ゼロ円でございます。

次に、252ページ、253ページをお願いします。

歳入歳出決算書の歳出でございます。

款の合計につきまして、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の欄がゼロ円以外の数値のある箇所を朗読し、説明にかえさせていただきます。

なお、予算額と収入済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1 款後期高齢者医療保険料、調定額7,183万9,500円、収入済額7,103万500円、不納欠損額3万300円、収入未済額77万8,700円、比較40万6,500円の減。

2 款使用料及び手数料、比較1,000円の減。

3 款繰入金、調定額3,441万5,316円、収入済額、同額です。比較162万8,684円の減。

4 款繰越金、比較1,000円の減。

5 款諸収入、調定額8万1,500円、収入済額、同額です。比較1,500円。

6 款雑入、調定額35万6,224円、収入済額、同額です。比較2,776円の減。

歳入合計、予算現額1億792万2,000円、調定額1億669万2,540円、収入済額1億588万3,540円、不納欠損額3万300円、収入未済額77万8,700円、比較203万8,460円の減でございます。

次に、254、255ページをお願いします。

歳出でございます。

款の合計につきまして、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較の欄がゼロ以外の数値のある箇所を朗読し、説明にかえさせていただきます。

なお、予算現額と支出済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1 款総務費、支出済額110万7,596円、不用額57万9,404円、比較、同額です。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、支出済額1億469万8,944円、不用額48万4,056円、比較、同額です。

3 款諸支出金、支出済額7万7,000円、不用額2,000円、比較、同額です。

4 款予備費、不用額97万3,000円、比較、同額です。

歳出合計、予算現額1億792万2,000円、支出済額1億588万3,540円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額203万8,460円、比較、同額でございます。

なお、256ページから263ページまでは歳入歳出決算事項別明細書に関する内容を記載しておりますが、説明につきまして省略させていただきます。

以上、雑駁ではございますが、平成28年度後期高齢者医療特別会計決算の説明にかえさせていただきます。ご審議の上、認定していただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、監査報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） 30ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

決算収支は、歳入歳出ともに1億588万4,000円で、実質、それから形式ともにゼロでございます。

歳入でございますが、最終予算 1 億792万2,000円対して収入率は98.11%、調定額 1 億669万3,000円に対して99.24%でございます。不納欠損は3万円、収入未済額は77万円でございます。これは、27年度、余り数字は変わっておりません。

収入未済については、管理状況、適切に処理されていることを確認いたしました。ただ、金額は前年に比べて収入未済額は34万4,000円ふえております。予算額が1億のところでの調子でいきますと来年度は100万円になってしまいそうな感じでございます。100万円に至らないうちにぜひ収納対策を強化して縮減に努めていただきたいというふうに思います。

歳出については、最終予算 1 億792万2,000円に対して執行率は98.11%、不用額は203万8,000円となっております。歳出の決算概況、款別の中身は表のとおりでございますが、後期高齢者医療広域連合納付金が大部分で98.88%というような状況でございます。

抽出審査については一般管理費について審査をしたところ、適切に執行されていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 監査報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、質疑については総括的な質疑に限定し、質問は一人3問までといたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております認定第3号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◎日程第6 認定第4号 平成28年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第6、認定第4号 平成28年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、認定第4号 平成28年度榛東村介護保険特別会計決算の認定について説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付するものでございます。

決算書3ページの平成28年度榛東村会計別決算総括表をごらんください。

介護保険特別会計について説明いたします。

初めに、歳入でございます。

予算額11億8,025万1,000円に対し決算額10億9,139万3,962円、予算額に対する決算額の比較増減8,885万7,038円の減、予算額に対する決算額の比率92.47%。歳出につきましては、予算額11億8,025万1,000円に対し決算額10億6,165万3,418円、予算額に対する決算額の比較増減1億1,859万7,582円の減、予算額に対する決算額の比率89.95%。歳入歳出差引額は2,974万544円でございます。

続きまして、267ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額10億9,139万3,962円、歳出総額10億6,165万3,418円、3、歳入歳出差引額2,974万544円、5、実質収支額、同額でございます。

次に、268、269ページをお願いします。

歳入歳出決算書の歳入でございます。

款の合計につきまして、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の欄がゼロ以外の数値のある箇所を朗読し、説明にかえさせていただきます。

なお、予算現額と収入済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1 款保険料、調定額2億6,429万4,299円、収入済額2億5,661万5,845円、不納欠損額171万7,832円、収入未済額596万622円、比較115万2,845円。

2 款使用料及び手数料、比較1,000円の減。

3 款国庫支出金、調定額2億2,502万7,324円、収入済額、同額です。比較3,029万6,676円の減。

4 款支払基金交付金、調定額2億7,251万3,000円、収入済額、同額です。比較3,137万3,000円の減。

5 款県支出金、調定額1億4,681万4,104円、収入済額、同額です。比較1,313万1,896円の減。

6 款財産収入、調定額2万837円、収入済額、同額です。比較163円の減。

7 款繰入金、調定額1億4,431万2,534円、収入済額、同額です。比較1,551万4,466円の減。

8 款繰越金、調定額4,577万8,518円、収入済額、同額です。比較518円。

9 款諸収入、調定額31万1,800円、収入済額、同額です。比較30万6,800円。

歳入合計、予算現額11億8,025万1,000円、調定額10億9,907万2,416円、収入済額10億9,139万3,962円、不納欠損額171万7,832円、収入未済額596万622円、比較8,885万7,038円の減です。

次に、270、271ページをお願いします。

歳出でございます。

款の合計につきまして、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較の欄がゼロ以外の数値のある箇所を朗読し、説明にかえさせていただきます。

なお、予算現額と支出済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1 款総務費、支出済額1,781万2,994円、不用額228万6,006円、比較、同額です。

2 款保険給付費、支出済額9億6,306万4,990円、不用額9,701万6,010円、比較、同額です。

3款地域支援事業費、支出済額3,350万7,748円、不用額575万8,252円、比較、同額です。

4款基金積立金、支出済額2,002万837円、不用額1,290万6,163円、比較、同額です。

5款諸支出金、支出済額2,724万6,849円、不用額1万1,151円、比較、同額です。

6款予備費、不用額62万円、比較、同額です。

歳出合計、予算現額11億8,025万1,000円、支出済額10億6,165万3,418円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額1億1,859万7,582円、比較、同額でございます。

272ページから297ページまでは、歳入歳出決算事項別明細書に関する内容を記載しておりますが、説明については省略させていただきます。

298ページをお願いします。

財産に関する調書でございます。

介護給付費準備基金の平成28年度末現在高は、3,387万4,642円でございます。

物品につきましては、地域支援事業用として購入し地域包括支援センターで使用している軽貨物自動車でございます。

以上、雑駁ではございますが、平成28年度介護保険特別会計決算の説明にかえさせていただきます。ご審議の上、認定していただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、監査報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） それでは、33ページをお願いいたします。

介護保険特別会計について申し上げます。

決算収支は、歳入が10億9,139万4,000円、歳出が10億6,165万3,000円でございます。単年度収支では1,603万7,000円の赤字というふうになっております。

歳入でございますけれども、最終予算11億8,025万1,000円に対する収入率は92.47%、調定10億9,907万3,000円に対する収入率は99.3でございます。不納欠損は171万8,000円、収入未済は596万1,000円となっております。款別の歳入決算状況は表のとおりでございます。

歳入の過大、過少については、500万以上ある科目5件を審査いたしました。額の確定が年度末でないと決まらないということで補正に計上することは困難な事案であって、適切な管理が行われているものと認められました。

収入未済及び滞納整理の実施、関連帳票の管理は適切に行われていることを確認いたしました。前年に比べて収入未済が68万6,000円増加しております。これは、去年の額が527万、ことしはもう約600万になろうということでございますので、ぜひ徴収体制、収納対策を強化して収入未済額の増加を防いでいただきたいというふうに思います。

歳出でございます。

最終予算額は11億8,025万1,000円、執行率は89.95%です。不用額は1億1,859万8,000円。前年に比べて不用額は3,784万2,000円増加しております。款別の歳出状況を見ますと2番の保険給付費が前年に比べて1,643万円減少しています。これは国保税と同じく介護保険を使わなかったということでございます。

高額の不用額は節単位で250万以上のもの8件審査をいたしました。不用額が生じた理由は、給付費は翌々月にならないと確定しないために安全値を考慮したものということで、予算管理は適切に行われているものと認められました。

抽出検査では一般管理費、それから包括的支援事業費を審査いたしました。いずれの事案も適切に執行されていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 監査報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、質疑については総括的な質疑に限定し、質問は一人3問までといたします。

質疑ございませんか。

13番早坂通議員。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 全体的にいけますと、予算現額よりも調定額が減っておりますね、歳入のほうですね。それと歳出のほうを見ると予算現額に比べて支出済額が少なくなっているということは、今、代表監査委員からも説明があったんですが、1つは介護サービスを受けるという人が、人というか介護サービスを受ける数と言ったらいいんですか人と言ったらいいんでしょうか、少なくなったことが考えられることと、もう一つは予算を少し多く見積もったということが考えられると思うんですけども、その辺はどちらですか。どちらというか、両方なら両方でいいんですけども。

○議長（南 千晴君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 昨年度の、すみません、いつかをはっきり今記憶をしていないんですが、介護報酬単価等も見直されまして、特に施設利用の報酬単価が下がったということもあって減額になっていることも影響があると思います。

以上です。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 今のお話だと減額になったということが原因で、介護サービスの需要が、どういう表現したらいいんですかね、人というか、要するに介護サービスの需要が減ったということ

ではないんですね。

○議長（南 千晴君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 主要施策の成果説明書を、お手元にあるようでしたらごらんいただければと思うんですが、その129ページに介護認定状況というのが記載されておまして、昨年度と比べますと新規や更新変更の人数がわずかではございますが少し減っているところがあります。ただ、被保険者別の介護認定とかのぐあいで見ますと総数はふえておりますので、そんなに人数としては変わらないのかなというふうには感じております。

以上です。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております認定第4号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第7 認定第5号 平成28年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第7、認定第5号 平成28年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 決算書299ページをお願いいたします。

認定第5号 平成28年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計決算の認定についてご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項に基づき、議会の認定に付するものでございます。

決算書の3ページをお願いいたします。

平成28年度榛東村会計別決算総括表でございます。

住宅新築資金等貸付特別会計につきましてご説明いたします。

初めに、歳入でございます。

予算額1,547万1,000円に対し決算額1,546万6,250円、予算額に対する決算額の比較増減4,750円の減、予算額に対する決算額の比率99.97%。歳出につきましては歳入と同額ですので、差引額もゼロ円となっております。

301ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額1,546万6,250円、2、歳出総額、同額です。3、歳入歳出差引額ゼロ円、5、実質収支額ゼロ円でございます。

次に、302、303ページをお願いいたします。

住宅新築資金等貸付特別会計決算書の歳入でございます。

款の合計につきまして、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入未済額との比較の欄がゼロ円以外の数値のある箇所を朗読し、説明にかえさせていただきます。

なお、予算現額と収入済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1 款県支出金、調定額9万円、収入済額、同額です。

2 款繰入金、調定額357万7,354円、収入済額、同額です。比較60万7,646円の減。

3 款諸収入、調定額4億3,788万4,944円、収入済額1,179万8,896円、収入未済額4億2,608万6,048円、比較60万2,896円。

収入合計、予算現額1,547万1,000円、調定額4億4,155万2,298円、収入済額1,546万6,250円、不納欠損額ゼロ円、収入未済額4億2,608万6,048円、比較4,750円の減でございます。

次に、304、305ページをお願いいたします。

歳出になります。

歳入同様、款の合計につきまして、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較の欄がゼロ以外の数値のある箇所を朗読し、説明にかえさせていただきます。

なお、予算現額と支出済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1 款総務費、支出済額12万1,010円、不用額3,990円、比較、同額です。

2 款公債費、支出済額1,534万5,240円、不用額760円、比較、同額です。

歳出合計、予算現額1,547万1,000円、支出済額1,546万6,250円、翌年度繰越額ゼロ円でございます。不用額4,750円、比較、同額でございます。

なお、306ページから309ページが歳入歳出事項別明細書になっております。310ページは地方債に関する内容を記載してございますが、説明につきましては省略させていただきます。

以上、雑駁ではございますが、平成28年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計決算の説明にかえさせていただきます。ご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、監査報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

[代表監査委員 岩崎唯雄君発言]

○代表監査委員（岩崎唯雄君） 38ページをお願いいたします。

住宅新築資金等貸付特別会計について申し上げます。

決算収支は、歳入歳出ともに1,546万6,000円、形式、実質ともにゼロでございます。

歳入でございますけれども、最終予算1,547万1,000円に対する収入率は99.97%、調定額4億4,155万2,000円に対する収入率は3.5%でございます。不納欠損等はございませんが、収入未済額は4億2,608万6,000円となっております。

款別の歳入状況は、諸収入は貸付元利金でございますが、優良のお客さんが減って回収額が減ったということが影響と思います。

収入未済及び滞納整理でございますが、滞納者への定期的な訪問の実施、訪問回数の増加などで適切な滞納整理が行われていることを確認いたしました。しかしながら、収入未済額が年々増加している現況を踏まえて、さらに未収減少に向けて努力を強く望むものでございます。

収入未済額の現況はこの表のとおりでございますが、毎年度払っている分は少し減少しておるんですが、滞繰分は依然として何百万かずつふえてしまう現況が今も続いているようでございます。

歳出は、最終予算1,547万1,000円に対して99.97%の執行率、歳出の中身は公債費でございます。款別の中に書いてありますが、去年が1,854万3,000円、当年度は1,534万5,000円の公債費でございます。

抽出作業では一般管理費等を確認いたしました。適正に処理をされていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 監査報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、質疑については総括的な質疑に限定し、質問は一人3問までといたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております認定第5号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第8 認定第6号 平成28年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第8、認定第6号 平成28年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清水義美上下水道課長。

〔上下水道課長 清水義美君発言〕

○上下水道課長（清水義美君） それでは、認定第6号 平成28年度榛東村公共下水道事業特別会計

決算の認定についてご説明いたします。

決算書311ページをお願いいたします。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付するものでございます。

それでは、決算書3ページをごらんください。

平成28年度榛東村会計別決算総括表でございます。

下水道事業特別会計につきましてご説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。

予算額3億9,821万3,000円に対し決算額3億9,363万1,091円、予算額に対する決算額の比較増減458万1,909円の減、予算額に対する決算額の比率98.85%でございます。

続いて、歳出でございます。

歳出につきましては歳入と同額でございます。

歳入歳出差引額は、予算額、決算額ともにゼロ円となっております。

続いて、313ページをごらんください。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額3億9,363万1,091円、2、歳出総額3億9,363万1,091円でございます。3、歳入歳出差引額ゼロ円、実質収支額ゼロ円でございます。

続いて、314ページ、315ページをごらんください。

公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書の歳入でございます。

款の合計につきまして、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の順に朗読させていただきます。

なお、金額がゼロ円となっているところは省略させていただきます。また予算現額と収入済額との比較につきましては、比較と述べさせていただきます。

1 款分担金及び負担金、調定額2,374万2,000円、収入済額2,133万円、収入未済額241万2,000円、比較5万1,000円。

2 款使用料及び手数料、調定額5,240万219円、収入済額5,063万937円、不納欠損額3万1,104円、収入未済額173万8,178円、比較68万5,063円の減。

3 款国庫支出金、調定額6,682万5,000円、収入済額6,682万5,000円。

4 款県支出金、調定額270万円、収入済額270万円、比較100万円の減。

5 款繰入金、調定額1億4,031万6,550円、収入済額1億4,031万6,550円、比較113万7,450円の減。

6 款繰越金、比較1,000円の減。

7 款諸収入、調定額62万8,604円、収入済額62万8,604円、比較9,396円の減。

8 款村債、調定額1億1,120万円、収入済額1億1,120万円、比較180万円の減。

歳入合計、予算現額3億9,821万3,000円、調定額3億9,781万2,373円、収入済額3億9,363万1,091

円、不納欠損額3万1,104円、収入未済額415万178円、比較458万1,909円の減でございます。

続いて、316ページ、317ページをごらんください。

歳出でございます。

款の合計について、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較の順に朗読させていただきます。

なお、金額がゼロになっているところは省略させていただきます。また予算現額と支出済額との比較については、比較と述べさせていただきます。

1 款総務費、支出済額528万8,702円、不用額15万5,298円、比較、同額です。

2 款建設費、支出済額2億937万658円、不用額343万5,342円、比較、同額です。

3 款管理費、支出済額2,966万3,990円、不用額98万9,010円、比較、同額です。

4 款公債費、支出済額1億4,930万7,741円、不用額2,259円、比較、同額です。

歳出合計、予算現額3億9,821万3,000円、支出済額3億9,363万1,091円、不用額458万1,909円、比較、同額でございます。

なお、318ページから327ページにつきましては、歳入歳出決算事項別明細書、328ページは財産に関する調書、329ページは地方債に関する内容を記載しておりますが、説明については省略させていただきます。

以上、雑駁ではございますが、平成28年度榛東村公共下水道事業特別会計の説明とさせていただきます。ご審議の上、認定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、監査報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） では、41ページをお願いいたします。

公共下水道事業特別会計について申し上げます。

決算収支は、歳入歳出ともに3億9,363万1,000円、形式収支、実質収支ともにゼロでございます。

歳入の様子でございますが、最終予算3億9,821万3,000円に対して収入率は98.85%、調定額の3億9,781万2,000円に対して収入率は98.95%となっております。不納欠損が3万1,000円、収入未済額は415万円でございます。款別の歳入決算状況は表のとおりでございます。

収入未済及び滞納整理についてでございます。

滞納整理の実施、関連帳票の管理は適切に行われていることを確認いたしました。前年度に比べて収入未済額は22万5,000円の増加、前年度では減少傾向であった収入未済額が増強している現況を踏まえて、徴収体制、収納対策の強化に努めていただきたいというふうに思います。下の収入未済額の実況を見ますと、受益者負担、これは口を開くということはあれでしょうかね、マンホールをつくる

ということですかね、要するに下水道使用料が現年度分も滞納繰越分も増加しているという現況でございます。

歳出について申し上げます。

最終予算 3 億9,821万3,000円に対して執行率98.85%、不用額は458万2,000円、前年に比べて不用額は968万2,000円減少しております。款別の決算概況は表のとおりでございます。建設費が1,990万減少して、公債費が590万増加しているという状況が見てとれます。

高額不用額250万円以上、1件ございました。当該事業の完了が年度末ということであったために確定ができず、補正予算に計上することは困難であるということで、予算管理は適正に行われているものと認められました。

抽出検査では、消費的的事业で維持管理業務、投資的的事业では公共下水道事業28工区の2工区の管渠築造工事を書面を見て、実地と踏査も同じところを行いました。適切に履行されているものを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 監査報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、質疑については総括的な質疑に限定し、質問は一人3問までといたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております認定第6号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開を4時半といたします。

午後4時20分休憩

午後4時30分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

本日の会議は、午後5時までに終了しないと見込まれるため、会議時間を延長いたします。

◎日程第9 認定第7号 平成28年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第9、認定第7号 平成28年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清水義美上下水道課長。

〔上下水道課長 清水義美君発言〕

○上下水道課長（清水義美君） それでは、認定第7号 平成28年度榛東村農業集落排水事業特別会計決算の認定についてご説明いたします。

決算書331ページをお願いいたします。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付するものでございます。

それでは、決算書3ページをごらんください。

平成28年度榛東村会計別決算総括表でございます。

農業集落排水事業特別会計につきましてご説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。

予算額2億7,645万3,000円に対し決算額2億7,012万7,221円、予算額に対する決算額の比較増減632万5,779円の減、予算額に対する決算額の比率97.71%でございます。

続いて、歳出でございます。

歳入と同額でございます。

歳入歳出差引額は予算額、決算額ともにゼロ円でございます。

続いて、333ページをごらんください。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額2億7,012万7,221円、2、歳出総額、2億7,012万7,221円、3、歳入歳出差引額ゼロ円、5、実質収支額ゼロ円でございます。

続いて、334ページ、335ページをごらんください。

農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書の歳入でございます。

款の合計につきまして、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の順に朗読させていただきます。

なお、金額がゼロ円となっているところにつきましては省略させていただきます。また予算現額と収入済額との比較につきましては、比較と述べさせていただきます。

1 款分担金及び負担金、調定額786万円、収入済額768万円、収入未済額18万円、比較215万9,000円。

2 款使用料及び手数料、調定額3,107万8,839円、収入済額3,054万5,203円、収入未済額53万3,636円、比較22万7,203円。

3 款県支出金、調定額322万円、収入済額322万円。

4 款繰入金、調定額2億2,851万7,753円、収入済額2億2,851万7,753円、比較870万8,247円の減。

5 款繰越金、比較1,000円の減。

6 款諸収入、調定額16万4,265円、収入済額16万4,265円、比較2,735円の減。

歳入合計、予算現額2億7,645万3,000円、調定額2億7,084万857円、収入済額2億7,012万7,221円、

収入未済額71万3,636円、比較632万5,779円の減でございます。

続いて、336ページ、337ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款の合計について、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較の順に朗読させていただきます。

なお、金額がゼロとなっているところは省略させていただきます。また予算現額と支出済額との比較につきましては、比較と述べさせていただきます。

1 款総務費、支出済額3,291万6,843円、不用額352万1,157円、比較、同額です。

2 款管理費、支出済額3,914万7,948円、不用額280万1,052円、比較、同額です。

3 款公債費、支出済額 1 億9,806万2,430円、不用額3,570円、比較、同額です。

歳出合計、予算現額 2 億7,645万3,000円、支出済額 2 億7,012万7,221円、不用額632万5,779円、比較、同額でございます。

なお、338ページから347ページにつきましては、歳入歳出決算事項別明細書、348ページは財産に関する調書、349ページは地方債に関する内容を記載しておりますが、説明については省略させていただきます。

以上で、平成28年度榛東村農業集落排水事業特別会計決算の説明とさせていただきます。ご審議の上、認定いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

次に監査報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

[代表監査委員 岩崎唯雄君発言]

○代表監査委員（岩崎唯雄君） それでは、45ページをお願いいたします。

農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

決算収支でございますが、歳入歳出ともに2億7,012万7,000円でございます。形式収支、実質収支ともにゼロでございます。

歳入について申し上げます。

最終予算2億7,645万3,000円に対する収入率でございますが、97.71%、調定額2億7,084万1,000円に対する収入率は99.74%というふうになっております。不納欠損はゼロでございます。収入未済額は71万4,000円でございます。

款別の歳入状況を見ていただけるとわかるんですが、去年に比べて繰入金、これが1億1,280万5,000円増加している状況でございます。

収入未済及び滞納整理について、滞納整理の実施、関連帳簿の管理は適切に行われていることを確認しましたが、収入未済額は20万2,000円増加、だんだんやはりふえているということで、収納対策

を実施していただいて、収入未済の解決に努力していただくようお願いをいたします。

歳出でございますが、最終予算 2 億 7,645 万 3,000 円に対して、執行率が 97.71%、不用額は 632 万 6,000 円、前年に比べて支出済総額は 1 億 2,061 万 8,000 円、不用額は 378 万 6,000 円増加しております。

増加の中身は、総務費が 2,223 万 9,000 円、公債費が 9,452 万。款別歳出決算状況を見ていただければ記載をされております。

高額の不用額については、補償金を確定するのが年度末ということで、当然、補正はできませんので、予算管理は適切に行われておたと確認をいたしました。

抽出審査については、収益的事業で維持管理費、投資的事業で農業集落排水事業の広馬場地区汚水公共ます取り出し工事を書面審査で行いました。適切に執行されていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 監査報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、質疑については総括的な質疑に限定し、質問は 1 人 3 問までといたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております認定第 7 号については総務産業建設常任委員会に付託いたします。



◎日程第 10 認定第 8 号 平成 28 年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第 10、認定第 8 号 平成 28 年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小池教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 認定第 8 号 平成 28 年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、議会の認定に付するものでございます。

決算書 3 ページをごらんください。

学校給食事業特別会計につきましてご説明いたします。

初めに、歳入でございます。

予算額 1 億 3,642 万 6,000 円に対し、決算額 1 億 3,481 万 8,581 円、予算額に対する決算額の比較増減 160 万 7,419 円の減、予算額に対する決算額の比率 98.82%。

歳出につきましては、予算額1億3,642万6,000円に対し、決算額1億3,475万8,408円、予算額に対する決算額の比較増減166万7,592円の減、予算額に対する決算額の比率98.78%、歳入歳出差引額は6万173円でございます。

続きまして、353ページをごらんください。

学校給食事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額1億3,481万8,581円、歳出総額1億3,475万8,408円、3、歳入歳出差引額6万173円、5、実質収支額、同額でございます。

続きまして、354ページ、355ページをごらんください。

学校給食事業特別会計歳入歳出決算書の歳入でございます。

款の合計につきましては、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の欄がゼロ以外の箇所を朗読し、説明にかえさせていただきます。

なお、予算現額と収入済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1款事業収入、調定額6,848万5,386円、収入済額6,458万6,976円、収入未済額389万8,410円、比較52万4,976円。

2款使用料及び手数料、調定額7,500円、収入済額、同額です。比較500円。

3款繰入金、調定額6,996万1,081円、収入済額、同額です。比較213万8,919円の減。

4款繰越金、調定額7万9,210円、収入済額、同額です。比較790円の減。

5款諸収入、調定額18万3,814円、収入済額、同額です。比較6,814円。

歳入合計、予算現額1億3,642万6,000円、調定額1億3,871万6,991円、収入済額1億3,481万8,581円、収入未済額389万8,410円、比較160万7,419円の減でございます。

続きまして、356ページ、357ページをごらんください。

歳出でございます。

款の合計につきましては、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較の欄がゼロ以外の箇所を朗読し、説明にかえさせていただきます。

なお、予算現額と支出済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1款総務費、支出済額5,898万4,745円、不用額103万8,255円、比較、同額です。

2款事業費、支出済額7,577万3,663円、不用額33万4,337円、比較、同額です。

3款公債費、不用額1万円、比較、同額です。

4款予備費、不用額28万5,000円、比較、同額です。

歳出合計、予算現額1億3,642万6,000円、支出済額1億3,475万8,408円、不用額166万7,592円、比較、同額でございます。

なお、358ページから367ページまでが歳入歳出決算事項別明細書、また368ページが財産に関する調書となっております。

以上、平成28年度学校給食事業特別会計決算の説明にかえさせていただきます。

ご審議の上、認定していただきますようお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、監査報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） それでは、49ページをお願いいたします。

学校給食事業特別会計について申し上げます。

決算収支でございますが、歳入が1億3,481万9,000円、歳出1億3,475万8,000円でございます。単年度収支で見ますと、1万9,000円の赤字となっております。

歳入で見ますと、最終予算額1億3,642万6,000円に対する収入率が98.82%、調定額1億3,871万7,000円に対する収入率は97.19%となっております。不納欠損はございません。収入未済額は389万8,000円となっております。前年度に比べまして収入済額は444万1,000円、収入未済額は49万8,000円それぞれ減少しております。

次に、収入未済額及び滞納整理についてですが、滞納整理の実施状況、関連帳簿の管理状況等について審査したところ、適切に行われております。前年度に比べまして収入未済額は49万8,000円減少しております。その取り組みは非常に、収入未済を減らすというのは非常に大変でございますが、評価できるところでございますが、今後も徴収体制、徴収対策の強化によって収入未済額をさらに減額するようにご努力をお願いいたします。

歳出でございますが、最終予算1億3,642万6,000円に対して、執行率は98.78%、不用額は166万8,000円でございます。前年度に比べまして支出済額が442万2,000円、不用額は282万円それぞれ減少しております。款別で確認いただけますが、総務費が415万8,000円減少しているということでございます。

抽出審査は、学校給食センター維持管理費について審査を実施したところ、適切に執行されていることを確認しました。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 監査報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、質疑については総括的な質疑に限定し、質問は1人3問までといたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております認定第8号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◎日程第 1 1 認定第 9 号 平成 2 8 年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出
決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第11、認定第 9 号 平成28年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出
決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

青木産業振興課長。

[産業振興課長 青木 繁君発言]

○産業振興課長（青木 繁君） 認定第 9 号 平成28年度榛東村太陽光発電事業特別会計決算の認定
について説明申し上げます。

地方自治法第233条第 3 項の規定に基づき、議会の認定に付するものでございます。

決算書 3 ページをごらんください。

太陽光発電事業特別会計について説明いたします。

最初に、歳入でございます。

予算額3,174万9,000円に対し、決算額3,283万6,247円、予算額に対する決算額の比較増減108万
7,247円の増、予算額に対する決算額の比率103.42%。

歳出につきましては予算額3,174万9,000円に対して、決算額3,130万255円、予算額に対する決算額
の比較増減44万8,745円の減、予算額に対する決算額の比率98.59%、歳入歳出差引額は153万5,992円
でございます。

371ページをごらんください。

太陽光発電事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額3,283万6,247円、2、歳出総額3,130万255円、3、歳入歳出差引額153万5,992円、5、
実質収支、同額でした。

372ページをごらんください。

太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算書の歳入でございます。

款の合計を、調定額、収入済額、予算現額と収入済額との比較の順に朗読し、説明にかえさせてい
ただきます。

なお、予算現額、不納欠損額、収入未済額は省略させていただき、あわせて予算現額と収入済額と
の比較は比較と略させていただきます。

1 款事業収入、調定額3,144万8,071円、収入済額、同額です。比較108万8,071円。

2 款財産収入、調定額264円、収入済額、同額です。比較1,736円の減。

3 款繰越金、調定額138万7,912円、収入済額、同額です。比較912円。

歳入合計、予算現額3,174万9,000円、調定額3,283万6,247円、収入済額、同額です。比較108万
7,247円でございます。

374ページをごらんください。

引き続き、歳出でございます。

款の合計を支出済額、不用額、予算現額と支出済額との比較の順に朗読し、説明にかえさせていただきます。

なお、予算現額、翌年度繰越額は省略させていただき、あわせて予算現額と支出済額との比較は比較と略させていただきます。

1 款総務費、支出済額2,684万8,064円、不用額19万936円、比較、同額です。

2 款管理費、支出済額445万2,191円、不用額15万9,809円、比較、同額です。

3 款予備費、支出済額ゼロ円、不用額9万8,000円、比較、同額です。

歳出合計、予算現額3,174万9,000円、支出済額3,130万255円、不用額44万8,745円、比較、同額でございます。

なお、376ページから379ページまで歳入歳出決算事項別明細書となっておりますが、説明は省略させていただきます。

380ページをごらんください。

財産に関する調書でございます。

太陽光発電所維持管理基金は決算年度末現在高が703万71円でございます。

以上で、平成28年度太陽光発電事業特別会計決算の説明とさせていただきます。

ご審議の上、認定していただけますようお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、監査報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） 52ページをお開きください。

太陽光発電事業特別会計について申し上げます。

決算収支は、歳入が3,283万6,000円、歳出3,130万円となっております。単年度収支では14万8,000円の黒字でございます。決算収支の状況は、表のとおりでございます。

歳入でございますけれども、最終予算3,174万9,000円に対する収入率は103.42%、調定額3,283万6,000円に対する収入率は100%、前年度と同様の100%でございます。不納欠損、収入未済はゼロでございます。

なお、前年に比べて収入済額は1億6,347万4,000円減少しておりますが、これは、繰り入れが昨年が1億6,400万ございました。それが皆減したことによる数字でございます。

歳出でございますが、最終予算3,174万9,000円に対する執行率は98.59%、不用額は44万9,000円となっております。

款別の歳出状況はごらんのとおりでございます。

抽出検査では、基金発電運用管理事業について審査を実施したところ、適切に執行されていることが確認されました。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 監査報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、質疑については総括的な質疑に限定し、質問は1人3問までといたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております認定第9号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。



◎日程第12 認定第10号 平成28年度榛東村上水道事業会計歳入歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第12、認定第10号 平成28年度榛東村上水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清水義美上下水道課長。

〔上下水道課長 清水義美君発言〕

○上下水道課長（清水義美君） それでは、認定第10号 平成28年度榛東村上水道事業会計決算の認定についてご説明いたします。

決算書381ページをごらんください。

地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定に付するものでございます。

決算書の3ページをごらんください。

平成28年度榛東村会計別決算総括表でございます。上水道事業会計につきましてご説明いたします。

初めに、収益的収入及び支出の収入でございます。

予算額3億1,119万1,000円に対し、決算額3億1,341万5,073円、予算額に対する決算額の比較増減222万4,073円、予算額に対する決算額の比率100.71%。

続いて、歳出でございます。

予算額2億8,093万2,000円に対し、決算額2億7,342万9,439円、予算額に対する決算額の比較増減750万2,561円の減、予算額に対する決算額の比率97.33%、収入支出差引額、予算額3,025万9,000円、決算額3,998万5,634円。

続いて、資本的収入及び支出の収入でございます。

予算額554万円に対し、決算額500万、予算額に対する決算額の比較増減54万円の減、予算額に対する決算額の比率90.25%。

続いて、支出でございます。

予算額7,118万4,000円に対し、決算額7,062万1,721円、予算額に対する決算額の比較増減56万2,279円の減、予算額に対する決算額の比率99.21%、収入支出差引額、予算額6,564万4,000円の減、決算額6,562万1,721円の減でございます。

続いて、383ページをお願いいたします。

1、概況について説明いたします。

(1) 総括的事項につきましては、記載内容のとおりでございます。

(2) 予算及び決算に係る議会議決等の事項は、表のとおりでございます。

2、業務、(1) 業務内容の主なものにつきましては、給水人口1万4,614人、前年比32人の増、給水件数5,563件、前年比109件の増、新規加入件数109件、前年比21件の増、総有収水量161万6,104立方、前年比4,731立方の減、有収率74.5%、前年比2.3%の減となっております。有収率の低下は、配水本管の漏水による不明水が増加したことが主な原因でございます。

(2) の事業収支、損益に関する事項につきましては、経常利益3,642万9,161円、特別損失4万2,458円の減、当期純利益3,638万6,703円でございます。

(3) の企業債に関する事項につきましては、当年度借入発行額は500万円でございます。2号計画道路の配水管、老朽管の補整工事に充てております。

384ページをお願いいたします。

(4) 一時借入れに関する事項につきましては、当年度の借入れはありませんでした。

(5) 議会の議決を経なければ流用できない経費に関する事項につきましては、流用はありませんでした。

(6) 棚卸資産の購入に関する事項につきましては、執行額715万6,577円でございます。量水器の購入費用でございます。

(7) その他の事項につきましては、消火栓維持管理収益180万1,000円、雑収益8,520円は、東京電力からの損害賠償金でございます。

385ページをお願いいたします。

3、企業債の概要です。本年度借入額500万、本年度償還高2,859万9,437円、本年度末残高は3億8,134万9,281円で、前年度より2,359万9,437円の減少となっております。

4、平成28年度榛東村上水道事業決算報告書でございます。

収益的収入及び支出の収入です。款の合計について朗読させていただきます。

第1款水道事業収益、予算額の合計3億1,119万1,000円、決算額3億1,341万5,073円、予算額に比べ決算額の増減222万4,073円、備考欄の仮受け消費税相当額は1,883万2,230円でございます。

続いて、歳出でございます

第1款水道事業費用、予算額の合計2億8,093万2,000円、決算額2億7,342万9,439円、不用額750万2,561円、備考欄の仮払い消費税相当額は874万7,282円でございます。

続いて、386ページをお願いします。

資本的収入及び支出の収入です。款の合計について朗読させていただきます。

第1款資本的収入、予算額の合計554万円、決算額500万円、予算額に比べ決算額の増減54万円の減、備考欄の仮受け消費税相当額はゼロ円でございます。

続いて、支出でございます。

第1款資本的支出、予算額の合計7,118万4,000円、決算額7,062万1,721円、不用額56万2,279円、備考欄の仮払い消費税相当額は306万8,814円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額6,562万1,721円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額306万8,814円及び過年度分損益勘定留保資金6,255万2,907円で補填をしております。

続きまして、387ページをお願いいたします。

平成28年度榛東村上水道事業損益計算書でございます。

下段から3行目の当年度純利益は3,638万6,703円の黒字となっております。前年度繰越利益剰余金は2,434万795円で、当年度純利益を合わせた当年度末未処分利益剰余金は6,072万7,498円となっております。

続いて、388、389ページをお願いします。

平成28年度上水道事業剰余金の計算書でございます。剰余金の計算でございますので、説明は省略をさせていただきます。

続いて、390ページをお願いいたします。

平成28年度榛東村上水道事業貸借対照表でございます。

資本の部につきましては下段、資産合計は34億4,626万4,000円でございます。

次に、391ページをお願いします。

負債の部につきましては、下段の負債合計は19億1,133万4,369円でございます。

続きまして、392ページをお願いします。

資本の部につきましては下段、負債資本合計は34億4,626万4,000円となっております。

393ページ、394ページは、重要な会計方針に係る事項に関する注記の事項です。

395ページはキャッシュフロー計算書、396ページ、397ページは平成28年度榛東村上水道事業収益費用明細書、398、399ページは資本的収入支出明細書、400、401ページは企業債明細書、402ページは固定資産明細書となっております。説明については省略をさせていただきます。

以上で、平成28年度榛東村上水道事業会計決算の説明とさせていただきます。

ご審議の上、認定いただけますようよろしくお願いします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、監査報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） それでは、71ページをお願いいたします。

水道事業会計決算審査について報告をいたします。

審査の対象でございますが、地方公営企業法の規定によって、村長から審査に付された平成28年度榛東村上水道事業会計決算について審査をいたしました。

審査の期日は、平成29年7月19日で行いました。

方法でございますが、決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書は関係法令に準拠して作成されて計数の誤りがないかを確認し、また予算の執行及び関連事務が適正に行われているかについて関係職員から直接説明を受けるとともに聞き取りして審査を行いました。

審査に当たっては、その事業が経済性を発揮して公共の福祉を増進するように運営されていたかについて、特に意を用いて行いました。

例月現金出納検査及び定期監査結果についても本審査の参考といたしました。

なお、現金、有価証券の残高については、例月出納検査及び定期監査において確認を行っております。

審査の結果については、決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書は関係法令に準拠して作成されており、当該年度の経営成績及び財務状況を適切に表示しているものと認められました。

業務の概要でございますが、本年度は、総配水量は217万20立米、前年に比べて5万9,495立米増加、総有収水量は161万6,104立米で、前年に比べて4,731立米減少でございます。なお、有収率は74.5で、前年に比べて2.3ポイント低下しております。

業務概要はこの表のとおりでございますが、まず単純に総配水量から総有収水量を引いた55万3,916立米が不明水でございます。有収率も74.5、同様規模の平均が81.46、約7%劣っているということで、2年連続70%台ということですから、これは十分危機感を持って対応していただきたいというふうに思います。55万3,000というのは、上野原の貯水池が10万トンということですから、5杯半どこか水が流れてしまったということになるかと思います。

予算の執行状況で見ますと、収益的収入が3億1,300万、収益的支出が2億7,300万ということで本年度はプラスの状況でございますが、中身はなかなか厳しいものがございます。

収益的支出の27年、28年の比較は、表のとおりでございます。

資本的収入支出も表のとおりでございます。

経営成績で見ますと、この下の経営成績及び主要利益指標がございまして、当年度未処分利益

6,072万7,000円となっておりますが、右の損益計算書を見ていただくと、平成28年度のちょうど真ん中辺ですか、これは水売った金で2億2,500万もうけて費用が2億4,900万かかったと。これだけで見ますと2,300万の赤字でございます。ただ、この真ん中辺にある営業外収益の中で、長期前受け金の戻入というのが5,252万4,000円ございます。これによって営業外が5,900万プラスになったということで、当年度純利益は3,600万確保できたということでございます。前年度の2,400万と足して6,072万7,000円が当期の利益ということになっております。でも、中身は今言ったように非常に厳しい数字でございます。

次に、営業的収益及び営業費用が書いてございますが、ここは単純に営業的収益から費用を引きますと2,336万3,000円のマイナスだよということでございます。

次の営業外収益及び営業外費用について、この時点でプラス5,979万2,000円ということになっておりまして、先ほど言った6,000の最終利益になっておるということでございます。

剰余金の計算は、そんなことで6,072万7,000円でございますが、当年度分3,638万7,000円と前年の2,434万円を足してできた数字でございます。

次に、84ページをお願いします。

企業債の現況でございます。当年度は500万、償還が2,800万ということで、未償還が3億8,134万9,000円の企業債残高でございます。

次に、水道料金に係る未収金の状況でございます。

当該年度における未収金は2,831万7,000円でございます。前年に比べて149万3,000円増加しているということで、毎年150万前後未収金がふえておるところでございます。なかなか不納欠損がやりにくい面もあるんでしょうけれども、2,800万というのは非常に大きな数字でございます。ちなみに、大体月平均、水売って得る金は大体月に2,000万でございますから、それ以上の額があるということでございますので、対応をお願いいたします。

審査意見としまして、平成28年度における業務実績を見ると、給水件数及び配水量は増加しておりますが、収益になかなかつながらないということでございます。当年度の総収益が2億9,459万円、総費用で2億5,820万3,000円ということで、総収益が前年に比べて139万円の減少、総費用は1,213万2,000円の増加でございます。純利益は3,638万7,000円、前年度に比べて1,352万1,000円それぞれ減少でございます。

水道料金の未収金の状況を見ますと、先ほども言ったように毎年増加傾向でございます。水道料金は事業の根幹をなすものでありますから、水道料金を確実に徴収することが水道事業にとっては必要不可欠である。よって、停水執行、あるいは滞納整理等を効果的に実施して未収金の減少に必要な方策を講じられたいと思います。

当年度の有収率を見ると74.5%で、2年連続80%を超えることはできませんでした。前年度に比べて2.3ポイント低下しております。原因としては、水道施設等の老朽化による漏水、漏水修理に伴う

排水、その他不明水が原因だと思いますが、極めて深刻な問題と捉えて有収率の向上対策を早急に講じられたいと思います。

水道事業においては、地方公営企業法の改正がたびたび行われておりまして、民間企業の会計基準により近いものとなってきました。今後の経営に当たっては、公営企業として独立採算の経営の効率化、経費の節減及び利益の確保を常に念頭に置いて、健全経営に努めてもらいたいと思います。

水道事業を取り巻く状況を十分に認識した上で、職員一人一人が組織の目標に対して共通認識を持ち、コミュニケーションを活性化させることによって職員の能力や意欲、やる気を最大限に引き出すとともに内部統制は働く活気あふれた組織づくりを努めて、今後も安全で良質な水が持続的に安定供給されることを望むものであります。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 監査報告が終わりました

これより質疑に入ります。

なお、質疑については総括的な質疑に限定し、1人3問までといたします。

質疑ございませんか。

4番、村上慎一議員。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） 先ほど、監査委員のほうからの意見で、不明水、5億トンぐらいでしたっけ、わからない、どこかに行っちゃった水がとんでもない量あるというご説明がありましたけれども、これは単純にどこか漏水をしているのか、流量計のメーターの何かカウントのミスがあるとか、売り上げに対してかなり厳しい状況があるという監査人のほうから意見がありましたけれども、それは何か村とすれば原因とかの追求とかはされていますか。

○議長（南 千晴君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 清水義美君発言〕

○上下水道課長（清水義美君） ただいま監査委員からも指摘がございましたけれども、有収率が74.5ということでございます。同規模でいうなれば81.幾つが平均だということで、有収率というか実際、不明水というのはどこの自治体でもあるんですけれども、原因は老朽管とか、それからメーター不感知とかそれ以外の理由によって、実際つくっている量に対して売っている量が少ないというのが現実でございます。

メーター器については計量法に基づいて8年で更新しているということで、メーター不感知は特にないと思うんですけれども、本村の場合は、やはり老朽管による漏水があると。今回、本管の部分の折損事故が相次ぎまして、有収率の低下を招いたということでございます。その本管部分を直したというところで、現在のところ有収率が78から9ぐらいまで上昇しているというふうに認識しております。今後も漏水等を発見をして、有収率につなげたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております認定第10号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第13 陳情について

○議長（南 千晴君） 日程第13、陳情についてを議題といたします。

お手元に配付の請願・陳情つづり一覧表により付託いたします。

第7区区長、高橋三二氏、区長代理、佐藤利幸氏より提出のあった陳情第5号 村道柳沢17号及び柳沢15号線溝蓋設置工事については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

なお、陳情第6号 全国森林環境税の創設に関する意見書採択に関する陳情については、資料配付といたします。

◇

◎散 会

○議長（南 千晴君） 以上で、本日付議されました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして平成29年第3回定例会第2日目を散会といたします。

大変お疲れさまでした。

午後5時30分散会

平成 2 9 年 第 3 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 3 号

9 月 1 5 日 (金)

平成29年第3回榛東村議会定例会会議録第3号

平成29年9月15日（金曜日）

議事日程 第3号

平成29年9月15日（金曜日）午前9時開議

- 日程第 1 委員会議案審査報告（決算審査特別委員会委員長）（報告・質疑）
- 日程第 2 認定第 1号 平成28年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 委員会議案審査報告（文教厚生常任委員会委員長）（報告・質疑）
- 日程第 4 認定第 2号 平成28年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 委員会議案審査報告（文教厚生常任委員会委員長）（報告・質疑）
- 日程第 6 認定第 3号 平成28年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 委員会議案審査報告（文教厚生常任委員会委員長）（報告・質疑）
- 日程第 8 認定第 4号 平成28年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 委員会議案審査報告（文教厚生常任委員会委員長）（報告・質疑）
- 日程第10 認定第 5号 平成28年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 委員会議案審査報告（総務産業建設常任委員会委員長）（報告・質疑）
- 日程第12 認定第 6号 平成28年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 委員会議案審査報告（総務産業建設常任委員会委員長）（報告・質疑）
- 日程第14 認定第 7号 平成28年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 委員会議案審査報告（文教厚生常任委員会委員長）（報告・質疑）
- 日程第16 認定第 8号 平成28年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 委員会議案審査報告（総務産業建設常任委員会委員長）（報告・質疑）
- 日程第18 認定第 9号 平成28年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 委員会議案審査報告（総務産業建設常任委員会委員長）（報告・質疑）
- 日程第20 認定第10号 平成28年度榛東村上水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 議案第48号 平成29年度榛東村一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第22 議案第49号 平成29年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

- 日程第 2 3 議案第 5 0 号 平成 2 9 年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 4 議案第 5 1 号 平成 2 9 年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 5 議案第 5 2 号 平成 2 9 年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 6 議案第 5 3 号 平成 2 9 年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 7 議案第 5 4 号 平成 2 8 年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第 2 8 報告第 3 号 平成 2 8 年度決算に基づく榛東村の健全化判断比率について
- 日程第 2 9 報告第 4 号 平成 2 8 年度決算に基づく榛東村の公営企業における資金不足比率について
- 日程第 3 0 文教厚生常任委員会に付託中の閉会中の継続調査の件について委員会の中間報告の件
- 日程第 3 1 総務産業建設常任委員会に付託の陳情第 5 号について
- 日程第 3 2 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 3 3 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 3 4 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 3 5 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 3 6 議員派遣について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 3 6 まで議事日程に同じ

追加日程第 1 議案第 5 5 号 屋外運動場改修工事請負契約の締結について

出席議員（14名）

1番	波多野 宏美君	2番	善養寺 孝君
3番	蜂 巢 實君	4番	村 上 慎一君
5番	川 田 敏彦君	6番	小野関 治義君
7番	高 田 清一君	8番	清 水 健一君
9番	裕 井 保夫君	10番	小 山 久利君
11番	山 口 宗一君	12番	岸 昭勝君
13番	早 坂 通君	14番	南 千晴君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村 長	真 塩 卓君	副 村 長	倉 持 直美君
総 務 課 長	小 山 美子君	企 画 財 政 課 長	清 村 昌一君
税 務 課 長	岩 田 彦一君	住 民 生 活 課 長	山 本 正子君
健 康 保 険 課 長	安 田 睦君	産 業 振 興 課 長	青 木 繁君
建 設 課 長	久 保 田 邦 夫 君	上 下 水 道 課 長	清 水 義 美 君
会 計 課 長	清 水 喜 代 志 君	教 育 長	阿 佐 見 純 君
教 育 委 員 会 長	小 池 賢 一 君	代 表 監 査 員	岩 崎 唯 雄 君
事 務 局 長			

事務局職員出席者

事 務 局 長	岩 田 健 一	書 記	津 久 井 久 美
---------	---------	-----	-----------

◎ 開 議

午前9時開議

○議長（南 千晴君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成29年第3回榛東村議会定例会第3日目を開会いたします。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席ですので、本日の会議は成立いたします。

なお、村長以下説明のための管理職は全員出席であります。また、本日は岩崎代表監査委員が出席されております。

ここで、村長より本日のJアラートの件で報告したい旨の申し出がありましたので、これを許可いたします。

真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） おはようございます。

皆さんご存じのとおり、きょう7時二、三分前ですか、北朝鮮からミサイルが発射されたと。これは先月の8月29日、そのときも同じような軌道で発射されたところでございます。これは日本にとっては上空を通過するのが6回目ということでございます。さらにゆゆしきことは、今月の3日核実験を行ったと。被爆国である日本にとってこれを許すわけにはいかないというように私も憤りを感じているところでございます。そういう中で、きょうは私も7時ちょっと過ぎにJアラートとかいろいろなこと村のほうへ出勤させてもらいました。そういう中でも7時15分ごろ、こちらのほうへ来たら職員も出勤しているというような状況で、私も安心したところでございますけれども、村としてもこのようなことがありましたので、報告を申し上げたいというふうに思います。

まず、発射とかそういうものについては、6時57分ごろ北朝鮮から発射されたと。そして、7時16分にはもう太平洋のところへ着弾したと。これは前回の8月29日から比べて約1,000キロ飛行距離が延びているというような状況だそうです。これらについても、発射情報とか避難情報等は政府からの発表が7時7分に実際あったところですが、実際は、日本の上空を通過したのが7時6分かそこらと言われておりますので、そのときにはもう通過しているような状況もありました。特にミサイル通過、不審なものを発見した場合は、警察や消防団に連絡してくださいというような政府の発表がありました。

村のほうといたしましては、7時1分にJアラートにより発信されたミサイル情報、これを防災無線により放送を7時1分にしたところでございます。そして、その後の村民からの情報とか、あるいは問い合わせとか、そういうものは村のほうではございませんでした。そのほか、相馬原の自衛隊のほうから何かあったら連絡してくださいと、そして渋川の広域消防本部からも問い合わせがあったら私どものほうにご連絡くださいというようなこと、また群馬県の危機管理室より、Jアラートの受信ぐあいとかそういうものが全国では何カ所かふぐあいがあったということで、早速本村についても今

回どうだったかというような問い合わせもありました。

そういう中において、村としては公用車、青パトを中心にして、ちょうどそのときが子どもたちの通学時間帯になる。そして、前回のときも学校とか保護者等にお願いをして、こういうときにはこういう対応をしてくださいというお願いをしたところでございますけれども、そういう確認。あるいは何か子どもたちが動揺していないかどうか、そのためにパトロールをさせてもらいました。何といても、私もサイレン聞いたんですけれども、私は戦中生まれじゃないんですけれども、あのサイレンは本当に聞いているだけで怖くなるような思いをしたところでございますけれども、それは本当に稼働しているかどうかというものを確認するために、よく私もやらせてもらったんですけれども、これ私の女房に言わせると、7時ちょっと前か何か北朝鮮がミサイルをどこかへ移動しているとか何か、発射の兆候があるような放送をしていたよなんていうことも聞いたんですけれども、本当にその監視体制というものが今回はうまくいったのかなというように思っております。

何といても、これから教育長のほうから学校とか教育委員会のとった行動について報告させていただきますけれども、これは住民にも言えることです。何か外にいたら、近隣の頑丈であると思われるようなところへ、何しろ屋内に入ってくださいということが一番いいのかなというようなことも思っております。特に学校の部活についても、教育長のほうにもお願いしたところでございますけれども、さらに徹底をするようなことを考えております。まだ今のところ、こういうところでも今も整理をしておりますけれども、今後も何といても皆さんの口コミとかそういうものが大事ですので、いざというときの対応、これについても皆さんのご協力をお願いしたいというように思います。学童とかそういうものに対しては、教育長のほうからちょっと説明させます。

○議長（南 千晴君） 阿佐見教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 北朝鮮のミサイルの発射は、前回8月29日ということでもございましたけれども、その日時点で教育委員会として、まず第1番目に家庭の保護者の皆様にJアラート発令時の対応についてということで、全家庭に通知をさせていただきました。その内容につきましては、まず、学校にいる場合につきましては、学校待機とこういうことでございます。それから、一番問題なのが登下校中の場合ということで、これについては近くの頑丈な建物、これが微妙なんですけれども、それから子ども安全協力の家というのがございますので、そこに避難です。それから、自宅にいる場合については、解除されるまで自宅で待機しててくださいと、こういう通知を差し上げてございます。

2つ目、学校への指示ですけれども、このJアラートが鳴った場合に保護者にメールで配信をします。待機しろとか、そのときの状況によって違うんですけれども、配信をさせていただくと。きょう報道であったように、太平洋のほうに着弾したと。その時点でメール配信をして登校してくださいとか、そういう配信をさせていただくと。ただ、中学生は朝練習というのがございまして、きょうの場

合はもう家を出たという子どもたちもいるわけで、その場合については防災無線を聞く方法以外にな
いということで、そこもちょっと課題が残るかなというふうには思っています。

教育委員会としましては、まず、前回もきょうも青パトで村内をパトロールしているという状況、
それから情報収集ということで、学校と局長補佐が窓口対応ということでやっておりました。家庭の
ほうは、こういう状況なので小学校の場合は登校班で集合時間というのが決められていますけれども、
それをおくませたという班もございますし、保護者をご自分の車で学校へ送ったと、いろんな例がご
ざいます。おくれた場合については、遅刻の扱いをしないということで、今後やはり北朝鮮の動きを
見ていると、どうも朝方、子どもたちが登校する時間帯が多いのかなということで、さらに今回学校
とも連絡をとり合って、今後こういう場合にもっと綿密にいろいろ指示をしていきたいと考えており
ます。

以上です。

○議長（南 千晴君） ここで、総務課長より9月4日の一般質問の答弁に対しまして、訂正したい
旨の申し出がありましたので、これを許可いたします。

小山総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 貴重なお時間を頂戴し、申しわけございません。

一般質問での答弁の訂正をお願いしたいと思います。

第1日目の一般質問で、質問順位3番、高田清一議員の質問で、質問事項4の一般質問項目の対策
進捗について、①の防災計画進捗についての質問中、防犯灯のLED化に関する本年度の補助金の額
についての質問に対する回答で、リース料は29年度は11月から3月の5カ月で25万8,030円ですと回
答いたしました。正しくは105万4,080円でしたので訂正をお願いしたいと思います。

なお、本年度は今月から10月中旬をめどに導入を実施しますが、補助金は請負者に交付されるため、
本年度の歳入予算に補助金は計上されません。補助率につきましては、補助対象経費の3分の1とな
っております。

以上、訂正をよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（南 千晴君） 直ちにお手元に配付しました日程により会議を行います。



◎日程第1 委員会議案審査報告（決算審査特別委員会委員長）

○議長（南 千晴君） 日程第1、委員会議案審査報告を議題といたします。

決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

岸昭勝決算審査特別委員会委員長。

〔決算審査特別委員会委員長 岸 昭勝君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（岸 昭勝君） 皆さん、おはようございます。

決算審査特別委員会委員長報告を行います。

去る9月5日、本委員会に付託されました認定第1号 平成28年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定について、9月12日、13日の2日間にわたり、村長、副村長、教育長、関係課長（局長）、課長補佐、議長、委員の出席のもとに慎重に審査を行いました。

12日は、会計課、総務課、企画財政課、税務課、住民生活課、健康保険課のそれぞれの歳入歳出、主要事業の成果について審査を行い、村税の滞納対策、防犯カメラの設置状況、コミセンの改修計画、国有提供施設等所在市町村助成交付金、村の借地の状況などについて質疑がありました。

同じく、13日は、産業振興課、建設課、議会事務局、上下水道課、教育委員会の歳入歳出、主要事業の成果について審査を行いました。機械化組合の運営実態、耕作放棄地対策、村道の管理委託料などについて質疑がありました。

採決の結果、全員賛成により本委員会は平成28年度榛東村一般会計歳入歳出決算を認定することに決定いたしました。質疑終了後、小委員会を開き、委員会として以下のように要望事項をまとめました。

- 1つ、電気料節電のために引き続き努力すること。
- 1つ、村管理施設の有効活用及び返却を検討すること。
- 1つ、夏休み等長期休業期間における学童保育所の預かり開始時間を利用者ニーズに合わせること。
- 1つ、耕作放棄地対策を推進すること。
- 1つ、村道の維持管理を定期的に行い、住民要望に迅速に対応すること。
- 1つ、住宅使用料の徴収対策を抜本的に見直すこと。
- 1つ、農業用水ポンプ等の更新は、計画性を持って実施すること。
- 1つ、村事業の民間委託の導入について検討すること。
- 1つ、物品管理を徹底し、長期の活用を図ること。

以上を要望事項として、委員長報告といたします。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

◎日程第2 認定第1号 平成28年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第2、認定第1号 平成28年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより討論に入ります。

先に反対の討論から発言を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） なしと認め、次に賛成の討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

認定第1号 平成28年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◇

◎日程第3 委員会議案審査報告（文教厚生常任委員会委員長）

○議長（南 千晴君） 日程第3、委員会議案審査報告を議題といたします。

文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

清水健一文教厚生常任委員会委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 認定第2号 平成28年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る9月5日、当委員会に付託されました認定第2号 平成28年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、9月8日、午前9時より301会議室において委員全員、執行側より村長、副村長、関係課長、議長出席のもと慎重に審査を行いました。

不納欠損について質疑があり、詳細な滞納処分の方法、執行停止等について担当課長より説明がありました。

採決の結果、賛成5、反対1の賛成多数により、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

◎日程第4 認定第2号 平成28年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第4、認定第2号 平成28年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより討論に入ります。

先に反対の討論から発言を許可いたします。討論ございませんか。

5番川田敏彦議員。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 平成28年度の榛東村国民健康保険特別会計に反対の討論を行います。

私は、監査、審査意見書には反対ではありません。国保の特別会計、この政策的な内容に反対です。村長は、さらなる村民の福祉の向上にということで、子どもに未来をと、みんなに福祉と安全をと、こういうふうに言っています。これは榛東村の第6次の総合計画の基本理念ですけれども、今度の会計決算はそれと離れた結果になるというふうに思います。1つは、社会保障の根幹が問われる問題ですけれども、今の国保税の高さ、この問題、これは基本的には村の責任ではなくて、国の社会保障の放棄の責任、これが原因だというふうに思います。しかし、そういう中でも、村にも村長にもできることがあるというふうに思います。地方自治の本旨、住民の福祉の増進という立場からですね。

1つ、国保税とこの間の積立基金の関係、これを見れば非常に見えてくることがあります。今度の平成28年度の決算、歳入と歳出の差し引き額は、1億6,178万円とありました。これは29年度の補正にこの額を繰り越して、ほぼ同額を基金に積み立てるということになっています。これは歳入が過重に見積もられたという結果だと思えます。平成28年度の予算で国保税が8.2%引き下げが行われましたけれども、結果はもっと下げてもよかったという結果だと思えます。この3年の現状を見てみますと、平成26年、27年、28年、これは1人当たりの保険税、それから1世帯当たりの保険税も県下で2番目、3番目の高さになっています。隣の吉岡町と比較してもそれぞれ約1万円高くなっている。ですから高いと、外から来た人はみんな口をそろえて言いますが、確かに高いわけです。この高い国保税を徴収して、その結果どうなったかと、これが決算に出ています。

国保の積立金をここ3年、4年と見ますと、平成24年度末には積立金が7,003万円になった。翌年25年の末には、4,000万円足されて1億1,003万円になった。26年度末には、さらに7,600万円足されて1億7,604万円になった。そして、昨年27年度の末はさらに3,500万円ふえて2億994万円、そしてことしの決算では2億1,027万円と、さらにふえるという結果になりました。今回国保税の引き下げをしたんですけれども、それでもふえているという状況です。この積立金の2億を超える額、これは吉岡町と比べても2倍になります。人口は吉岡町のほうが多いんですけれども、榛東村の半分です。今度29年度にこの1億6,000万円が積み立てされれば、3億7,000万円とかなりの額になるということです。

これ、加入者が泣く泣く払っている人や、払えないで肩身の狭い思いをしている人だとか、資格証明書で病院に行くのを我慢しているような人が、この決算の内容を聞けばどう思うでしょうか。私たちは、その人たちが思うのは、私たちからは、俺たちからは多額取っておいて、結果はこんなに、言葉は悪いけれどもため込んじゃったじゃないかと、こう言われてもやむを得ないような状況になっている。使わないでいたらもっと下げられるのに、下げられたのではないかと、こういうふうに思うと思います。

来年4月からは国保の財政運営が県に移ります。県の提示額ということで一般質問でもやったんですけれども、基金を取り崩しても足りないほどの保険税率が県から示されるとは思いません。これは各市町村の国保税、それから積立金の額を見れば、榛東村がこの基金を取り崩しても県の提示に応えられない、そんな額にはならない。もし県がそんな額を提案するとすれば、もう群馬県内全体の自治体が大混乱になる、これは明白です。一般質問の答弁で、国保税を下げない理由と基金を取り崩さない理由ということで、来年の県の提示を受けてからという答弁がありました。しかし、そのほかの、じゃ何のために使うんだと、何のためにこれだけどうしても用意しておかなければならないんだと、そういう具体的な納得のいく答弁というのは、私にはなかったと思います。これだけためておくという根拠というのが示せないままに来たというふうに思います。

今回のこの決算から見えてくるもの、これは国民健康保険税の税率が高過ぎたと、それから見積もりが過重過ぎたと、これが明白になったというふうに思います。みんなに福祉をと村長がいつも言っています。それはそのとおりで、その姿勢がこの国保税問題で具体化されれば、こういう決算にはならなかったと言わざるを得ません。

以上の反対の理由を述べて、平成28年度榛東村国民健康保険特別会計の決算の反対討論とさせていただきます。

○議長（南 千晴君） 次に、賛成の討論を行います。討論ございませんか。

9番 栢井保夫議員。

〔9番 栢井保夫君発言〕

○9番（栢井保夫君） 平成28年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定することに賛成の立場から討論を行います。

さきに監査委員から平成28年度決算と審査意見書において、審査の結果、当該決算書は地方自治法第232条ほか関係法規に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿その他書類を照合した結果、誤りがなく、かつ予算の執行及び関連する事務は適正に行われているものと認められると報告されており、監査委員の意見を十二分に尊重しなければなりません。私も、全くこの監査委員の意見には賛成をしております。

よって、平成28年度榛東村国民健康保険歳入歳出決算については認定すべきであり、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

13番早坂通議員。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） それでは、榛東村国民健康保険特別会計決算の反対討論を行います。

国民健康保険基金は、現在2億994万4,494円ですが、議案第49号、国民健康保険特別会計の補正予算が成立すれば3億7,168万6,782円と高額になります。私は、当村の国民健康保険基金は1億あれば十分と考えます。村は、高額の基金を保有している根拠として流行性感冒などの蔓延を挙げていますが、そのようなときは一般会計から繰り入れることができるわけです。基金が必要以上に高額になっているということは、納税者が必要以上に高額の税負担をしているということです。よって、保険税の引き下げは即刻行うべきです。しかし、今議会において保険税の引き下げについて明確な答弁はありません。村がさきに述べた国民健康保険基金の現況を直視し、納税者のことを真剣に考えているとするならば、国保税引き下げについて即刻引き下げると明確な答弁ができるはずですが、これほどの高額な基金が積み立てられているにもかかわらず、明確な答弁がないということは、私は理解できません。

以上の理由により、平成28年度榛東村国民健康保険特別会計決算の認定に反対をいたします。

○議長（南 千晴君） 次に、賛成の討論を行います。討論ございませんか。

2番善養寺孝議員。

〔2番 善養寺 孝君発言〕

○2番（善養寺 孝君） 2番、善養寺です。

平成28年度榛東村国民健康保険特別会計の賛成討論を行います。

いずれの項目も資金不足も見当たらず、決算書、説明資料などを記載した書類を適切に作成されており、限られた財源を有効に執行されていることを認め、平成28年度決算を認定いたします。よろしくお願いします。

○議長（南 千晴君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

認定第2号 平成28年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 賛成10名、賛成多数。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◇

◎日程第5 委員会議案審査報告（文教厚生常任委員会委員長）

○議長（南 千晴君） 日程第5、委員会議案審査報告を議題といたします。

文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 認定第3号 平成28年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る9月5日、当委員会に付託されました認定第3号 平成28年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、9月8日、午前9時より301会議室において委員全員、執行側より村長、副村長、関係課長、議長出席のもと慎重に審査を行いました。

採決の結果、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

◇

◎日程第6 認定第3号 平成28年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第6、認定第3号 平成28年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより討論に入ります。

先に反対の討論から発言を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

認定第3号 平成28年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◇

◎日程第7 委員会議案審査報告（文教厚生常任委員会委員長）

○議長（南 千晴君） 日程第7、委員会議案審査報告を議題といたします。

文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

清水文教厚生常任委員会委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 認定第4号 平成28年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る9月5日、当委員会に付託されました認定第4号 平成28年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、9月8日、午前9時より301会議室において委員全員、執行側より村長、副村長、関係課長、議長出席のもと慎重に審査を行いました。

家族介護支援事業の紙おむつ給付事業の28年度決算の利用者及び配布回数について質疑があり、利用者については在宅者が対象であり、人数、回数ともに1年のうちで増減がありますとの答弁がありました。

採決の結果、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

◇

◎日程第8 認定第4号 平成28年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第8、認定第4号 平成28年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより討論に入ります。

先に反対の討論から発言を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

認定第4号 平成28年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎日程第9 委員会議案審査報告（文教厚生常任委員会委員長）

○議長（南 千晴君） 日程第9、委員会議案審査報告を議題といたします。

文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

清水文教厚生常任委員会委員長。

[文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇]

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 認定第5号 平成28年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る9月5日、当委員会に付託されました認定第5号 平成28年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について、9月8日、午前9時より301会議室において委員全員、執行側より村長、副村長、関係課長、議長出席のもと慎重に審査を行いました。

滞納対策について質疑があり、班編成した職員が毎月滞納者宅を訪問するとともに、税務課の徴収専門員が定期的に滞納整理を行っています。しかしながら、経済的に困窮している世帯ばかりでなかなか未収金の減額に反映できないので、徴収増に結びつく方法を再検討したいとの答弁がありました。

採決の結果、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

◎日程第10 認定第5号 平成28年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第10、認定第5号 平成28年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより討論に入ります。

先に反対の討論から発言を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

認定第5号 平成28年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◇

◎日程第11 委員会議案審査報告（総務産業建設常任委員会委員長）

○議長（南 千晴君） 日程第11、委員会議案審査報告を議題といたします。

総務産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

小山総務産業建設常任委員会委員長。

[総務産業建設常任委員会委員長 小山久利君登壇]

○総務産業建設常任委員会委員長（小山久利君） 認定第6号 平成28年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る9月5日、当委員会に付託されました認定第6号 平成28年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、9月7日、午前9時より301会議室において委員全員、執行側より村長、副村長、関係課長、議長出席のもと慎重に審査を行いました。

未収金の収納対策について質疑があり、窓口等で納付について随時相談に努め、また税務課の徴収員が定期的に戸別訪問するなど滞納整理を実施しており、公平性の観点からさらなる徴収体制を強化し、収入未済額の解消を図りたいとの答弁がございました。

採決の結果、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

◇

◎日程第12 認定第6号 平成28年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第12、認定第6号 平成28年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより討論に入ります。

先に反対の討論から発言を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

認定第6号 平成28年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◇

◎日程第13 委員会議案審査報告（総務産業建設常任委員会委員長）

○議長（南 千晴君） 日程第13、委員会議案審査報告を議題といたします。

総務産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

小山総務産業建設常任委員会委員長。

〔総務産業建設常任委員会委員長 小山久利君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（小山久利君） 認定第7号 平成28年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る9月5日、当委員会に付託されました認定第7号 平成28年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、9月7日、午前9時より301会議室において委員全員、執行側より村長、副村長、関係課長、議長出席のもと慎重に審査を行いました。

接続率の状況について質疑があり、今現在の接続率については、長岡地区が82.5%、広馬場地区が57.3%であり、接続率の低い広馬場地区については、未接続者を対象に接続を促す説明会を開催したいとの答弁がございました。

採決の結果、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

◇

◎日程第14 認定第7号 平成28年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第14、認定第7号 平成28年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより討論に入ります。

先に反対の討論から発言を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

認定第7号 平成28年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◇

◎日程第15 委員会議案審査報告（文教厚生常任委員会委員長）

○議長（南 千晴君） 日程第15、委員会議案審査報告を議題といたします。

文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

清水文教厚生常任委員会委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 認定第8号 平成28年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る9月5日、当委員会に付託されました認定第8号 平成28年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について、9月8日、午前9時より301会議室において委員全員、執行側より村長、副村長、関係課長、議長出席のもと慎重に審査を行いました。

賄い材料の購入方法について質疑があり、購入業者については、物資購入部会において村の指名参加願のあった業者から購入する食材の品質、価格等を審査した上で購入業者を決めているとの答弁がありました。

採決の結果、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

◎日程第16 認定第8号 平成28年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第16、認定第8号 平成28年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより討論に入ります。

先に反対の討論から発言を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

認定第8号 平成28年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎日程第17 委員会議案審査報告（総務産業建設常任委員会委員長）

○議長（南 千晴君） 日程第17、委員会議案審査報告を議題といたします。

総務産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

小山総務産業建設常任委員会委員長。

〔総務産業建設常任委員会委員長 小山久利君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（小山久利君） 認定第9号 平成28年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る9月5日、当委員会に付託されました認定第9号 平成28年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について、9月7日、午前9時より301会議室において委員全員、執行側より村長、副村長、関係課長、議長出席のもと慎重に審査を行いました。

採決の結果、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

◇

◎日程第18 認定第9号 平成28年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出
決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第18、認定第9号 平成28年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出
決算の認定についてを議題といたします。

これより討論に入ります。

先に反対の討論から発言を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

認定第9号 平成28年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり
認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◇

◎日程第19 委員会議案審査報告（総務産業建設常任委員会委員長）

○議長（南 千晴君） 日程第19、委員会議案審査報告を議題といたします。

総務産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

小山総務産業建設常任委員会委員長。

〔総務産業建設常任委員会委員長 小山久利君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（小山久利君） 認定第10号 平成28年度榛東村上水道事業会計歳
入歳出決算の認定について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る9月5日、当委員会に付託されました認定第10号 平成28年度榛東村上水道事業会計歳入歳出
決算の認定について、9月7日、午前9時より301会議室において委員全員、執行側より村長、副村
長、関係課長、議長出席のもと慎重に審査を行いました。

不明水について質疑があり、28年度の有収率は74.5%であるが、不明水の原因である大きな漏水の
箇所が判明したことから、本年4月から7月までの平均の有収率は79%であり、不明水の解消が図ら
れてきているとの答弁がありました。

採決の結果、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。



◎日程第20 認定第10号 平成28年度榛東村上水道事業会計歳入歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第20、認定第10号 平成28年度榛東村上水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより討論に入ります。

先に反対の討論から発言を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

認定第10号 平成28年度榛東村上水道事業会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

ここで暫時休憩といたします。10時20分から再開いたします。

午前10時1分休憩

午前10時20分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。



◎日程第21 議案第48号 平成29年度榛東村一般会計補正予算（第2号）について

○議長（南 千晴君） 日程第21、議案第48号 平成29年度榛東村一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村企画財政課長。

[企画財政課長 清村昌一君発言]

○企画財政課長（清村昌一君） それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

平成29年度榛東村一般会計補正予算（第2号）でございます。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に1億7,701万2,000円を加え、総額を63億7,928万3,000円とするものでございます。

また、第2条におきまして地方債の補正をお願いするものでございます。

今回の補正の主なものについては、歳入においては前年度繰越金の額の確定、地方交付税、地方特例交付金等の交付額の確定に伴う増減などがございます。歳出におきましては、平成28年度決算に基づく各特別会計の繰出金の増減、財政調整基金への法定積み立ての増額などをお願いするものでございます。第1条関係につきましては、この後、事項別明細書により主要事項を説明させていただきます。

議案書の6ページをお願いいたします。

地方債の補正でございます。

臨時財政対策債の借入れ限度額の確定を受けて補正するものでございます。表中、左側が補正前、右側が補正後でございます。今回の変更は、借入れ限度額を補正前の1億9,000万円から1億8,741万円とするものでございます。

議案参考資料の5ページをお願いいたします。

初めに、歳入の事項別明細書でございます。重立ったものを説明させていただきます。

5ページの一番上でございますが、10款の地方特例交付金、減収補てん特例交付金及びその下、11款地方交付税の増額は、交付額の確定に伴い増額となっております。

続いて、6ページをお願いいたします。

15款国庫支出金及び次のページの16款県支出金についても、それぞれ交付額の決定による増減を行っております。

7ページ、20款になります。繰越金の補正額1億1,489万9,000円は、平成28年度からの繰越金が確定したことによるものでございます。

8ページをお願いいたします。

22款村債の補正でございますが、先ほど説明申し上げましたとおり、臨時財政対策債の借入れ限度額が確定したことによる減額補正でございます。

続いて、歳出でございます。

10ページをお願いいたします。

2款、1項、8目財政調整基金費5,745万円につきましては、決算剰余金の2分の1の額を積み立てるための増額となっております。

13ページをお願いいたします。

3款、1項、3目障害者福祉費1,339万3,000円は、平成28年度に実施いたしました障害者総合支援事業に係る国庫、県支出金の精算還付を行うものでございます。

14ページをお願いいたします。

3款、2項、1目児童福祉総務費4,299万9,000円は、中央保育園におきまして放課後児童クラブ、病後児保育を実施する施設の整備に係る補助金でございます。

16ページをお願いいたします。

8款、2項、3目道路新設改良費、17節及び22節は、第6号計画道路の用地及び補償物件の確定により増減をいたしてございます。

19ページをお願いいたします。

中ほどでございますけれども、10款、1項、2目事務局費、25節教育施設整備基金への積み立てを増額するものでございます。

22ページ、最後に12款の公債費でございますが、前年度の村債の借り入れ状況に基づき元利償還金の増減を行うものでございます。

榛東村一般会計補正予算（第2号）の説明は以上でございます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第48号 平成29年度榛東村一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第49号 平成29年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算
（第1号）について

○議長（南 千晴君） 日程第22、議案第49号 平成29年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第49号 平成29年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

議案書7ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億6,178万円を加え、総額をそれぞれ20億6,563万2,000円とするものです。

今回の補正の主なものにつきましては、歳入においては前年度繰越金の額の確定による補正でございます。歳出においては、繰越金の確定による国民健康保険基金積み立ての増額、前年度事業の確定による支払基金交付金の精算還付金等をお願いするものでございます。

議案参考資料27ページをお願いします。

初めに、歳入の事項別明細書について説明申し上げます。

11款繰越金1億6,178万円は、療養給付費交付金繰越金とその他繰越金の確定によるものでございます。

続いて、歳出の主な事項について説明いたします。

28ページをお願いします。

4款前期高齢者納付金等8,000円は、平成29年度前期高齢者納付金概算額の決定による増額です。

9款基金積立金1億6,100万7,000円は、前年度繰越金から今回補正する納付金以外の金額を基金に積み立てるものでございます。

11款、1項償還金及び還付加算金76万5,000円は、平成28年度事業費の確定による支払基金交付金の精算還付金でございます。

以上が説明でございます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

13番早坂通議員。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 議案書の9ページですね。ほかでもないんですけども、基金積立金についてちょっとお聞きしたいんですが、先ほども申しましたけれども、これを積み立てると全部で3億7,168万6,782円になるわけなんですけど、余りにも高額になるわけですね。そこでちょっとお聞きしたいんですけども、この1億6,140万8,000円を基金に積み立てず、保険税の引き下げに、ことしじゅうに引き下げを実行するということは可能ですか、事務的に。

○議長（南 千晴君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 今年度中の引き下げということでございますが、今年度の保険料につきましては、6月の時点でもう賦課させていただいておりますので、もう徴収も始まるところでご

ございますので、年度中の切りかえは難しいかと考えます。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） それでは、幾らぐらいまで基金を積み上げ、以前言っていた何かあったときの対応ができるというふうにご検討しておりますか。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午前10時31分休憩

午前10時32分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 基金の積み立ての残ということでございますが、保険税につきましては一般会計や村長からの、たびたび説明は申し上げているところですが、30年度から制度が変わる、制度というか財政に県が加わることによりまして、今まで村で試算するだけでは、今までのように試算というところではいきませんので、今までのお話のとおり、10月にまた試算がございますので、その結果が11月以降に出て、県から示されてきます。そして、国民健康保険運営協議会のところに委員の皆さんに諮りながら検討して、その上で決めていきたいと考えておりますので、今の時点で下げられます、下げられませんというところは申し上げられません。

〔発言する声あり〕

○議長（南 千晴君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 積み立て額が幾らまでというのは、結果、今年度はこの1億というところで繰り越しになりましたが、これはまた一般質問等で説明させていただいた中で、医療費等の薬価の改定や、また28年度の10月から短期労働者に対する健康保険、厚生年金の適用拡大の影響もありまして、28年度途中から被保険者も減っている、それから療養費も昨年に比べますと6,000万近く減っているという、これは結果論になってしまいますが、そういったことも含めて基金の金額がふえたというところはあると思いますので、幾らあればというところはその基準は特にありませんので。幾らというところは、この基金が多いか少ないかというところでは、少ないとは思いますが、今回の繰り越しが多くなったのは、結果的に人数の減少と医療費が昨年に比べても大幅に減少している、そういうところもありまして、結果的に繰り越しが多くなったという結果があると思います。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番(早坂 通君) 今の答弁だと、やっぱり村としては通常、村の国民健康保険特別会計の規模だとすれば、どのくらいの基金があればいいということは、ある程度考えておく必要があると思うんですよね。それで、何かあったときには、先ほども言いましたように、一般会計から対応するというのが、それは全国で行われていることだと思うんですよ。何かあったときのために限りなく国民健康保険基金を積み立てるということは、ちょっとこれは納税者に対して余りにも失礼な対応だと思うんですね。だから、その辺はどのくらいの基金があればいいかというのをある程度出しておいて、いざとなれば、それでまた社会情勢が変われば、医療環境を取り巻く状況が変わったりしたときには、またその対応、そのときの状況に応じて基金をふやしたり減らしたりということをやったり機敏にやっていく必要があると思うんですよね。ただ、今の話を聞くと、何か特に決めていないけれども、漠然と3億7,000万円になるような金額にまで来ちゃっているような話なんで、そこはきちっと対応してもらいたいというふうに考えます。

それで最後、村長にお聞きします。30年度、県と合併するということですがけれども、私の得ている情報の中では、まず、県に合併するときには、基金は特に算定の根拠にはならないと。保険料もしくはそれはそれぞれの市町村の現状を続けていくという情報を得ているわけです。そういう私の認識が間違えているかどうかということと、それともう一つ、これだけの基金があるわけですから、30年4月1日から、つまり来年度ですね、保険料の引き下げをできますよね。答弁願います。

○議長(南 千晴君) 真塩村長。

[村長 真塩 卓君発言]

○村長(真塩 卓君) 実は、この辺については2年前ですか、この保険料のあり方というものを審査してもらいました。それを運営委員会のほうへ諮ったところです。そのときには、たしか基金、最終的に上下があるのかもしれませんが、そのときもどんな病気になるかわからない、そういうことでやってみると、そのときに話が出たのが8,000万ぐらいというような話は、先ほど川田議員のほうから1億ぐらい、早坂議員かはわかりませんが、忘れちゃったけれども、そういうような話がありました。これについては遠くない数字だと、私もいい数字を出したなというように思っておりますけれども、そのときに1億幾らありました。2億円近いですね。

それで、これを最終的に8,000万ぐらいにするためには、やっぱり保険料の引き下げが必要だろうということで、これの8.2%か、数字が違ったらすみません、それで一挙に下げると、その翌年が逆に足りなくなってしまうということで、その基金の取り崩しを4年かけてやりましょうという結果が8.2%か8.3%になったところです。この辺については予想外に、先ほど安田のほうから話がありましたけれども、医療費を使わなかったということで、結果的には28年度で1億6,000万残って、残ってしまったと言うとおかしいですけども、そういうことになったところです。2年前には、それを4年後に最終的に8,000万ぐらいになるような計算をしたつもりだったんですけども、我々のほうの見通しが甘かったと言われれば、そのとおりです。

これについても、さっき川田議員のほうにも話しましたけれども、この11月かそこらに県のほうで各市町村ごとの負担金が出てきますので、それらを踏まえて、今の状態であれば榛東村は余分な、今の徴収より負担が多くなる分にしても、これは基金の運用の仕方では保険料が高くなることはないというように思っております。これを幾ら下げられるかどうかというものはわかりません。ただ、早坂議員が先ほど言いましたけれども、県のほうか国のほうかちょっとわかりませんが、今までの保険料と比べて高くなることはありませんとか、そういうことは一切ないと。そういう話はどこから出ているのかわかりませんが、それは出ていないでしょう。

〔「私が言ったのはそういうことです」の声あり〕

○村長（真塩 卓君）　そうですか。そういうことについては、この前の答弁でも申し上げましたけれども、今各市町村、これは全国どこも同じですけれども、負担の仕様の仕方、算定の仕方、これがみんな違うわけですね。資産割だの、所得割だの、戸数割だの、そういうことがみんな市町村違います。そういう中において、今人口幾つであったら徴収率を幾つだとか、そういうもので定めてくる。市は逆に下げてくるようなやり方だと思うので……

〔発言する声あり〕

○議長（南 千晴君）　暫時休憩いたします。

午前10時42分休憩

午前10時47分再開

○議長（南 千晴君）　会議を再開します。

村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君）　先ほどから引き続いて、1つは持論になるかもしれませんが、川田議員おっしゃったとおりの、今榛東村は基金が3億近くになると。それをそんなに持っていていいのかわ。それは、それだけの負担を、村の負担とかそういうものもありますけれども、個人個人の徴収によってこれだけ、そして医療費のかからないように頑張ってきた結果が28年度は1億6,000万余ったと。それを基金に積み立てるということをやったんですけれども、これについても11月ごろに出てくる県の金額、榛東村は幾らですよということを、それを踏まえた上でこの基金、今現在2億7,000万ぐらいになるわけですから、それらをいかに取り崩しても、私は、本当は完全に製造業なら何をつくらしたら幾らもうかるとか、そういうのができますけれども、保険についてはその予測がつかないですよ。そうすると、ある程度の金額は持っていけないと払えなくなってしまうために、基金というのは私は8,000万ぐらいは最終的に必要かなということがありますがけれども、それらを踏まえて計算して次に反映させていくことが実際必要じゃないかな。保険料はそのままとか、そういうものについては、先ほど言ったからいいと思うんですけれども、そのほか何かありましたっけ、質問が。

〔「だから30年、来年度、保険料を引き上げる予定はあるということ
ですね」の声あり〕

○村長（真塩 卓君） 保険料を引き上げるつもりとかそういうものは、この11月とかそういうのを
はっきりと見て、先ほど私が言ったように、今榛東村はそれだけの基金があるわけですから、引き上
げるつもりはありますかといえ、はっきりとはないと。できれば下げたいぐらいですけれども、そ
れはその筋を見てやります。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

13番早坂通議員。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） それでは、議案第49号 平成29年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算
に対して反対討論を行います。

基金が3億7,168万6,782円という高額になるわけでありましてけれども、今残念ながら村長の答弁か
らは、30年に引き下げるという明確な答弁が得られませんでした。私は、再三言っておりますが、こ
れだけの基金があるわけですから、一刻も早く保険税の引き下げを行うべきであるというふうに考え
ておりますので、この議案第49号の榛東村国民健康保険特別会計補正予算に反対をいたします。

以上です。

○議長（南 千晴君） 次に、賛成の討論を行います。討論ございませんか。

10番小山久利議員。

〔10番 小山久利君発言〕

○10番（小山久利君） 平成29年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を賛成の立場
で討論を行います。

平成28年に平均8.2%の保険税の軽減が図られております。30年に県に統合された後に、早坂議員
がおっしゃられました基金は村に残るということでありまして。毎年大幅な保険税の増減が図られます
と、保険者も戸惑うところがあると思います。

よって、本議案は賛成の立場で賛成といたします。

○議長（南 千晴君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第49号 平成29年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり

可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 賛成12名。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第23 議案第50号 平成29年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（南 千晴君） 日程第23、議案第50号 平成29年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

[健康保険課長 安田 睦君発言]

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第50号 平成29年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

議案書10ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,298万4,000円を加え、総額をそれぞれ12億5,633万6,000円とするものです。

今回の補正は、歳入においては、介護サービス給付費等の増減に伴う補助金、繰入金の増減及び前年度決算に伴う繰越金の確定によるものでございます。歳出においては、介護サービス給付費等の増減及び国庫支出金の精算還付金等をお願いするものでございます。

議案参考資料33ページをお願いします。

初めに、歳入の事項別明細書について説明申し上げます。

3款国庫支出金及び4款支払基金交付金の増減は、介護サービス給付費等の増加または減少見込みによる補正でございます。

4款支払基金交付金には、平成28年度介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金の確定に伴う補正も含まれております。

34ページをお願いします。

5款県支出金及び8款繰入金につきましても、それぞれ介護サービス給付費等の増加または減少見込みによる補正でございます。

9款繰越金2,973万9,000円は、平成28年度からの繰越金が確定したことによるものでございます。

続いて、35ページをお願いします。

歳出の主な事項について説明申し上げます。

2款、2項、1目介護予防サービス給付費700万の減、平成28年度実績と本年度4月から6月まで

の支出見込みを考慮し、減額をするものでございます。3目地域密着型介護予防サービス給付費259万3,000円は、要支援認定者の地域密着型サービス利用者が増加しているための増額でございます。

36ページをお願いします。

3款、1項、1目介護予防・生活支援サービス事業費1,466万4,000円は、2款の介護予防サービス給付費からの移行分と新規利用者の増加が見込まれるため、増額をするものでございます。

3款、3項、1目包括的支援事業費214万8,000円の増は、地域包括支援センターの業務量が増加し、また相談件数もふえており、電話による相談と計画作成数が増加しているため、増額をお願いするものです。

37ページをお願いします。

4款、1項、1目介護給付費準備基金積立金1,844万4,000円は、基金への積み立てを増額するものでございます。

5款諸支出金1,148万5,000円は、平成28年度介護給付費負担金及び地域支援事業交付金の額確定に伴う精算還付を行うものでございます。

議案第50号の説明は以上です。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第50号 平成29年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第24 議案第51号 平成29年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（南 千晴君） 日程第24、議案第51号 平成29年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清水義美上下水道課長。

〔上下水道課長 清水義美君発言〕

○上下水道課長（清水義美君） それでは、議案第51号 平成29年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

議案書13ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ113万8,000円を減じ、総額を4億5,571万1,000円とするものでございます。

今回の補正は、歳入にあつては一般会計繰入金の減額と消費税還付金の増額、歳出にあつては建設費の増額と元利償還金の減額をお願いするものでございます。

議案参考資料41ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明いたします。

初めに、歳入です。

5款、1項、1目、1節一般会計繰入金445万3,000円を減額。

7款、2項、1目、1節雑入331万5,000円は、消費税の還付金で、平成26、27年度分の消費税の更正申告に伴う還付金でございます。

42ページをお願いいたします。

続いて、歳出です。

2款、1項、1目建設費、13節委託料22万6,000円は、特定環境保全公共下水道事業及び公共下水道事業における施工管理業務委託において、委託先である群馬県建設技術センターの委託料に不足が生じることから、増額をお願いするものでございます。

4款、1項、1目元金、補正額6万円の減。2目利子、補正額130万4,000円の減は、前年度の借入れ分の償還額が確定したことによる減額でございます。

以上で、議案第51号の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第51号 平成29年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり

り可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第25 議案第52号 平成29年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算
(第1号) について

○議長（南 千晴君） 日程第25、議案第52号 平成29年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算
(第1号) についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小池教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 小池賢一君発言]

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 議案第52号 平成29年度榛東村学校給食事業特別会計補正予
算（第1号）について説明申し上げます。

議案書16ページをお開きください。

第1条において、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万3,000円を加え、総額を歳入歳出そ
れぞれ1億3,952万3,000円とするものです。

また、第2条において債務負担行為の補正をお願いするものです。

19ページをごらんください。

第2表債務負担行為です。

事項、学校給食センター運営費、期間、平成30年度から平成32年度、限度額1億1,000万円。これ
は平成30年度から平成32年度までの3年間の学校給食業務委託に平成29年度中から着手することから、
委託料についての債務を負担するものでございます。

続きまして、議案参考資料47ページをごらんください。

歳入歳出予算事項別明細書の歳入です。

3款、1項、1目一般会計繰入金、補正額13万4,000円は、歳出の増額に伴いまして一般会計から
繰り入れるものです。

4款、1項、1目前年度繰越金、補正額5万9,000円は、給食費から食材購入に要した残金でござ
います。

次に、48ページをごらんください。

歳出です。

1款、1項、1目、11節需用費18万2,000円は、給食センターの配送車の冬用タイヤが経年劣化し
ていることが判明したため、購入するものでございます。12節役務費1万1,000円は、火災保険料の

補償額の見直しによるものでございます。

榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第1号）の説明は以上です。ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第52号 平成29年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第26 議案第53号 平成29年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（南 千晴君） 日程第26、議案第53号 平成29年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

青木産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 議案書20ページをごらんください。

議案第53号 平成29年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

歳入歳出予算にそれぞれ153万5,000円を加えて、歳入歳出それぞれ3,384万3,000円といたします。

今回の補正は、当該特別会計の平成28年度繰越金の額の確定に伴い、同繰越金を歳入にて繰り入れ、歳出にて一般会計へ繰り出すものでございます。

議案参考資料52ページをごらんください。

歳入の事項別明細書となります。

3款、1項、1目、1節繰越金153万5,000円、前年度繰越金です。

53ページをごらんください。

歳出の1款、1項、1目一般管理費、28節繰出金153万5,000円、一般会計繰出金です。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第53号 平成29年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第27 議案第54号 平成28年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分に ついて

○議長（南 千晴君） 日程第27、議案第54号 平成28年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清水義美上下水道課長。

〔上下水道課長 清水義美君発言〕

○上下水道課長（清水義美君） それでは、議案第54号 平成28年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分についてご説明させていただきます。

議案書23ページをお願いいたします。

提案理由につきましては、平成28年度榛東村上水道事業会計の剰余金のうち、5,252万4,032円を利益積立金の積み立てとして処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案書24ページをお願いいたします。

平成28年度榛東村上水道事業剰余金処分計算書でございます。朗読をもって説明とさせていただきます

ます。

当年度末残高、利益積立金5,352万4,509円、未処分利益剰余金6,072万7,498円、議会の議決による処分額のうち利益積立金5,252万4,032円、未処分利益剰余金5,252万4,032円の減、処分後残高、利益積立金1億604万8,541円、繰越利益剰余金820万3,466円でございます。

以上で議案第54号の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願いたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第54号 平成28年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第28 報告第3号 平成28年度決算に基づく榛東村の健全化判断比率について

◎日程第29 報告第4号 平成28年度決算に基づく榛東村の公営企業における資金不足比率について

○議長（南 千晴君） 日程第28、報告第3号 平成28年度決算に基づく榛東村の健全化判断比率について及び日程第29、報告第4号 平成28年度決算に基づく榛東村の公営企業における資金不足比率については、関連がございますので、一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、日程第28及び日程第29を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村企画財政課長。

〔企画財政課長 清村昌一君発言〕

○企画財政課長（清村昌一君） それでは、議案書の25ページになります。

初めに、報告第3号 平成28年度決算に基づく榛東村の健全化判断比率について説明申し上げます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、報告をいたすものでございます。

初めに、表の一番上の行でございますけれども、実質赤字比率です。この比率は普通会計で求めるもので、本村においては一般会計、住宅新築資金等貸付特別会計及び学校給食事業特別会計の合算の実質収支が赤字の場合、その赤字額の標準財政規模に対する比率でございます。この3会計の実質収支はいずれも黒字、またはゼロでございますので、一該当なしとなっております。

その下、連結実質赤字比率でございます。こちらの比率は、本村の全ての会計の収支額の合計が赤字となった場合、その赤字額の標準財政規模に対する比率でございます。平成28年度の全会計における実質収支額はいずれも黒字、またはゼロでございますので、一該当なしとなっております。

次に、実質公債費比率でございます。この比率は一般会計が負担する全会計と特別会計、公営企業会計、一部事務組合会計でございますけれども、そちらの全会計の公債費の標準財政規模に対する比率でございます。過去3カ年の平均値は8.2%ございました。

次に、将来負担比率です。この比率は、一般会計が将来負担すべき実質的な負債額から充当可能な基金の残高などを差し引いた額の標準財政規模に対する比率でございますが、一該当なしとなっております。表の中欄と右欄、それぞれ早期健全化基準、財政再生基準がございまして、上の4つの比率の1つでも早期健全化基準値以上となった場合におきましては、議会の議決を経て財政健全化計画を定めることとされております。

議案参考資料の56ページをお願いいたします。

各比率の平成19年度から平成28年度までの10年間の推移の図でございます。実線が本村の数値、破線が早期健全化基準または財政再生基準を示しております。先ほど申し上げましたとおり、実質公債費比率を除く各比率は全て負数で推移をしております。

続きまして、報告第4号 平成28年度決算に基づく資金不足比率でございます。

議案書26ページでございます。

こちらは健全化法第22条第1項の規定に基づき報告をいたすものでございます。

この比率は、各公営企業の資金不足額の事業の規模に対する割合となっております。対象となる会計は、上水道事業会計、公共下水道事業、農業集落排水事業及び太陽光発電事業の3特別会計でございます。いずれの会計も資金不足はありませんので、備考のとおり、一該当なしとなっております。

以上、説明申し上げますとおり、平成28年度決算における一般会計、特別会計及び企業会計の財政の健全性は十分に保たれております。

また、監査委員の審査意見につきましては、別冊の平成28年度榛東村決算等審査意見書の89ページに財政の健全化に関する審査が、また90ページに経営の健全化に関する審査がそれぞれ掲載されております。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

13番早坂通議員。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 参考までにちょっとお聞きしたいんですが、報告第3号の中で実質公債費比率、早期健全化基準というのが25%ということなんですが、昔は私の記憶だと15%ぐらいじゃなかったかと思うんですけども、もし15%から25%に現在上がっているとすれば、どういう背景があつてこの比率が上がったのかということをお話いただければと思います。

○議長（南 千晴君） 答弁、すぐできますか。

企画財政課長。

〔企画財政課長 清村昌一君発言〕

○企画財政課長（清村昌一君） 今回報告させていただいていますのは、実質公債費比率でございます。こちらの比率につきましては、健全化法ができました平成19年から新たにその財政指標の一つとして設けられたものでございます。先ほど議員おっしゃった15%というのが、ちょっと過去にもないんですが、従前用いられておりましたのが、普通会計におきまして起債制限比率というのがございまして、そちらは20%を超えますと一般単独債を起すことができないと、新たな確保はできないと。また、30%を超えますと災害復旧債以外の起債は全て起こせないというようなことで、現在も起債制限比率というのは比率とすればあるんですけども、この健全化法ですね、19年に新たにできました法律に基づきますこの実質公債費比率につきましては、法が制定されてから一貫して25%が警戒ライン、35%がレッドラインというんですか、そういったことでございます。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、本案は報告のみといたします。

ここで暫時休憩といたします。再開を11時半といたします。

午前11時20分休憩

午前11時33分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

◎日程第30 文教厚生常任委員会に付託中の閉会中の継続調査の件について委員会の中間報告の件

○議長（南 千晴君） 日程第30、文教厚生常任委員会に付託中の閉会中の継続調査の件について委

員会の中間報告の件を議題といたします。

文教厚生常任委員会の継続調査について、委員長より中間報告をしたい旨の申し出がありました。お諮りいたします。

委員長申し出のとおり、中間報告を受けることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、文教厚生常任委員会委員長の中間報告を受けることに決定いたしました。

清水文教厚生常任委員会委員長の発言を許可いたします。

清水文教厚生常任委員会委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 文教厚生常任委員会に付託中の閉会中の継続調査について、会議規則第44条第2項の規定により中間報告いたします。

第2回定例会において議決された閉会中の継続調査のうち、英語教育については、小中学校のオンライン英会話の整備が終了し本年度より授業が始まりました。今後一定の成果が得られるものと思われまますので、英語教育の継続調査は終了します。

中央公民館の建てかえについては、7月18日本委員会を開催し、本計画の進捗状況について教育委員会より説明を受けました。委員会終了後、前橋市の元気プラザ並びに東市民サービスセンターを視察し、各担当者から施設の概要と利用状況について詳細な説明を受け、情報を収集しました。8月25日には本村中央公民館、南部コミセンを視察し、利用状況並びに課題等について担当者から説明を受け、施設の利用状況等を把握しました。

中央公民館の建てかえについては、なお今後も調査が必要なため継続調査を行いたいと思いません。

以上、中間報告といたします。

○議長（南 千晴君） 以上で、清水文教厚生常任委員会委員長の中間報告を終了し、本件は報告のみといたします。

○議長（南 千晴君） ここで、議会広報常任委員会委員長より閉会中の継続調査について報告したい旨の申し入れがございましたので、これを許可いたします。

松井議会広報常任委員会委員長。

〔議会広報常任委員会委員長 松井保夫君登壇〕

○議会広報常任委員会委員長（松井保夫君） 6月定例会におきまして、議会広報常任委員会で2件の閉会中の継続審査申し出をいたしました。1点につきましては、議会だよりの発行について、2点目が議会広報発行規定、この2点について。

まず、議会だよりの発行につきましては、皆さんご存じのとおり、7月25日区長便で各家庭に配られたこの議会だより、全て発行させていただきました。

なお、村民の方々からこの表紙、オンラインで楽しく英会話、これについては絶大なる賞賛をいただきました。大変ありがたく思っております。事後もこのような議会だよりを発行していきたいと思っております。

2点目の議会広報発行規定。これについては、常任委員会で榛東村「議会だより」編集発行規定を制定させていただきました。事後、この発行規定に基づきまして細部編集要領等を作成して、これまたすばらしい榛東村の議会広報を発行していきたいと思っております。

以上、この2点につきまして終了報告とさせていただきます。

以上です。

◇

◎日程第31 総務産業建設常任委員会に付託の陳情第5号について

○議長（南 千晴君） 日程第31、総務産業建設常任委員会に付託の陳情第5号についてを議題といたします。

過日付託を行いました陳情の審査経過及び結果について、小山総務産業建設常任委員会委員長より審査報告を求めます。

小山総務産業建設常任委員会委員長。

〔総務産業建設常任委員会委員長 小山久利君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（小山久利君） 陳情・請願の中間報告書。

本委員会に付託の陳情・請願について、会議規則第44条第2項の規定により報告いたします。

受理番号、平成29年陳情第5号、付託年月日、平成29年9月5日、件名、村道柳沢17号及び柳沢15号線溝蓋設置工事について、委員会の意見、9月7日本委員会で執行側の説明を受け、また現地調査を行い審査した結果、本件については、交通ルールの徹底及び防犯灯の設置等も視野に入れ、より効果的な施策を検討するため継続審査とする。審査結果、継続審査。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） ただいま小山総務産業建設常任委員会委員長より、陳情第5号は継続審査との報告がございました。

ここでお諮りいたします。

委員長報告のとおり継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、委員長報告のとおり陳情第5号は継続審査にすることに決定いたしました。

◎日程第32 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第33 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第34 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第35 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（南 千晴君） お諮りいたします。

日程第32、総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査についてから日程第35、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてまでを一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、日程第32から日程第35までを一括議題といたします。

議会運営委員長及び各常任委員長から所管事務のうちお手元に配付しました調査項目について、閉会中の継続調査の申し出がございました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査にご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



◎日程第36 議員派遣について

○議長（南 千晴君） 日程第36、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、議員派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、お手元に配付のとおり議員派遣することに決定いたしました。

ここで着座のまま暫時休憩といたします。

午前11時42分休憩

午前11時44分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。



◎日程の追加

○議長（南 千晴君） お諮りいたします。

ここで追加議案を上程したいと思います。お手元に配付の議事日程を追加することにご異議ござい

ませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議事日程を追加することに決定しました。



◎追加日程第 1 議案第 5 5 号 屋外運動場改修工事請負契約の締結について

○議長（南 千晴君） 追加日程第 1、議案第55号を議題といたします。

本案は、私の一身上に関するものであり、地方自治法第117条の規定により議長は除斥となりますので、副議長と交代し、議事を進めます。

ここで議長交代のため、暫時休憩といたします。

午前11時44分休憩

午前11時45分再開

○副議長（高田清一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長が除斥となりましたので、地方自治法第106条の規定により副議長が議長の職務を行います。

追加日程第 1、議案第55号 屋外運動場改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） それでは、議案第55号 屋外運動場改修工事請負契約の締結について説明を申し上げます。

工事の名称は、平成29年度相馬原飛行場周辺整備統合事業 屋外運動場改修工事でございます。

契約金額は、1億5,271万2,000円です。

契約の相手方は、村内に所在する南榛工業株式会社、代表取締役、南篤です。

なお、工事の詳細につきましては、教育委員会事務局長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○副議長（高田清一君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 工事の概要について説明をいたします。

議案参考資料をごらんください。

しんとう総合グラウンドのサッカー場は、整備後およそ10年が経過し、経年劣化によるふぐあい等が生じており、これらを改善するためサッカー場人工芝の改修工事を実施するものでございます。

具体的には、サッカー場の既設人工芝等を撤去し、新しい人工芝に張りかえるものです。張りかえをするのはフィールドの部分、俗にピッチと呼ばれたりフィールドと呼ばれたりする選手がプレーす

るエリアですが、そのフィールドの部分であり、サッカー場の全面積9,212平方メートルのうち8,214平方メートルに当たる面積でございます。

以上です。

○副議長（高田清一君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

9番 杉井議員。

〔9番 杉井保夫君発言〕

○9番（杉井保夫君） この工事については、いつから始めていつで終わる予定なんですか。

○副議長（高田清一君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 工期につきましては、この議決をもちまして9月15日から、工期としては12月20日までを予定してございます。

○副議長（高田清一君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（高田清一君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（高田清一君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第55号 屋外運動場改修工事請負契約の締結について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○副議長（高田清一君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長の一身上に関する議案第55号が終了しましたので、ここで議長の除斥を解きます。

議長の交代のため、暫時休憩といたします。

午前11時49分休憩

午前11時50分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

◎議長挨拶

○議長（南 千晴君） 以上をもちまして、本日までに付議された案件は全て終了いたしました。

ここで閉会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

9月4日の開会以来、本日までの12日間、9名の議員による一般質問、平成28年度各会計決算の認定、本年度補正予算などについて熱心な質疑、討論がなされ議決いただき、本議会が閉会できますことに対し厚く御礼を申し上げます。

9月も半ばとなり、田んぼの稲穂も頭を垂れ収穫の時期を迎えました。議員各位におかれましては、季節の変わり目、健康には十分ご留意され、なお一層のご活躍をお祈りし、閉会の挨拶といたします。

◇

◎閉 会

○議長（南 千晴君） 大変お疲れさまでした。

午前11時51分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 南 千 晴

榛東村議会副議長 高 田 清 一

榛東村議会議員 高 田 清 一

榛東村議会議員 清 水 健 一